

# 市町村審査会委員マニュアル

平成18年3月17日付事務連絡  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

## 目 次

はじめに	…	1
1 申請から支給決定までの流れについて		
2 介護給付・訓練等給付と障害程度区分の関係について		
I 市町村審査会の概要	…	8
1 市町村審査会の目的		
2 審査会の審査判定業務		
II 審査会の構成	…	9
1 委員の構成		
2 合議体の設置及び委員		
3 会議の運営		
4 その他		
III 障害程度区分の内容	…	11
1 障害程度区分の開発の経緯		
2 障害程度区分の基準		
IV 市町村審査会資料	…	19
1 審査会に用いる資料		
2 市町村審査会資料に示される内容		
V 市町村審査会における検討の進め方	…	23
1 認定調査内容の確認		
2 一次判定結果の確認		
3 障害程度区分の判定（二次判定）		
4 障害程度区分判定に係る審査会が付する意見		
VI 支給要否決定にあたって審査会が付する意見	…	31
VII 判定結果等の通知	…	31
VIII 資料集	…	32

## はじめに

障害者自立支援法は、障害者や障害児の自立した日常生活や社会生活を可能とするために、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行うことを目的として、平成18年4月から施行されるものです。

その中で、支給決定手続きの透明化・公平化を図る観点から、市町村がサービスの種類や量などを決定するための判断材料の一つとして、障害福祉サービスの必要性を明らかにするために障害者の心身の状態を総合的に表す「障害程度区分」が設けられるとともに、その判定等を中立・公正な立場で専門的な観点から行うために、各市町村に市町村審査会が設置されることとなっています。

本マニュアルは、市町村審査会の委員の方が、その障害程度区分の判定等の実務を行う上で必要と思われる事項に関し、とりまとめたものです。

### 1 申請から支給決定までの流れについて

介護給付の申請の場合を例に、支給決定までの流れについて、図1「支給決定の流れと審査会の位置づけ」に沿って、説明します。

なお、以下の項目と図に記した番号は一致していますので、図も併せてご覧ください。

#### 1 **申請**

- (1) 市町村は、本人又は家族等から申請があった場合、申請書の内容、医師意見書を作成していただける医師がいるか等の確認をします。
- (2) 申請書を受理した場合、市町村は次の手順で事務処理をします。
  - ① 医師意見書の記載を医師（医療機関）に依頼します。
  - ② 指定一般相談支援事業者等に認定調査を委託する場合は、委託契約を締結し、調査票の提出期日を指定して、委託先に調査を依頼します。

#### 2 **サービス等利用計画案の提出依頼**

障害福祉サービスの申請若しくは変更の申請に係る障害者若しくは障害児の保護者又は地域相談支援の申請に係る障害者に対して提出を依頼する。

#### 3 **障害程度区分認定調査・概況調査**

##### (1) 障害程度区分認定調査

障害程度区分を判定するために、認定調査員は、申請のあった本人及び保護者等と面接をし、3障害共通の調査項目等について認定調査を行います。（このとき同時にサービスの利用意向聴取も行うことがあります。）

調査員が判断に迷うような場合は、回数や頻度等の具体的な状況、判断の根拠について「特記事項」に記載します。

##### (2) 概況調査

概況調査は、認定調査に併せて、本人及び家族等の状況や、現在のサービス内容

や家族からの介護状況が詳しく記載されます。特に、日中活動関連、介護者関連、居住関連は詳細に記載されます。

#### 4 **医師意見書**

医師意見書は、疾病、身体の障害内容、精神の状況、介護に関する所見など、申請者の医学的知見から意見を求めるものです。

これは、二次判定において、一次判定を補足する資料として使用するものです。

#### 5 **一次判定（コンピュータ判定）**

(1) 市町村は認定調査の結果を国が配布する一次判定用ソフトウェアを導入したコンピュータに入力し、一次判定処理を行います。調査内容に不整合がある（警告コードが発生した）場合は、認定調査員に確認し、調査項目の整理を行います。

(2) 医師意見書が届いた時に、認定調査票と医師意見書の共通項目の突合を行い、矛盾点は両者から聞き取り、整理を行います。

#### 6 **市町村審査会（二次判定）**

(1) 市町村は、一次判定結果、概況調査、特記事項及び医師意見書を揃え、市町村審査会に審査判定を依頼します。

(2) 市町村審査会（合議体）は、一次判定結果、医師意見書及び特記事項の内容を踏まえ審査判定を行います。

(3) この場合、市町村審査会が特に必要と認めた場合は、本人、その家族、医師、その他関係者に意見を求めることができます。

(4) 市町村審査会は、審査判定結果を市町村へ通知します。

#### 7 **障害程度区分の認定**

市町村は、市町村審査会の審査判定結果に基づき、障害程度区分の認定を行います。

#### 8 **認定結果通知**

(1) 市町村は、障害程度区分の認定結果を申請者に通知します。

(2) 認定結果通知には、不服申し立てに関する教示をしなければなりません。不服申し立て先は都道府県知事となりますが、認定結果についての疑問等は、第一義的には結果を通知した市町村が対応します。

#### 9 **サービス利用意向聴取**

市町村は、認定結果が通知された申請者の支給決定を行うために、申請者の介護給付に対するサービスの利用意向を聴取します。

## 1 0 サービス等利用計画案の提出

市町村からサービス等利用計画案の提出を求められた障害者等は、指定特定相談支援事業者が作成したサービス等利用計画案を提出する。

## 1 1 支給決定案の作成

市町村は、障害程度区分やサービス利用意向聴取の結果等を踏まえ、市町村が定める支給決定基準に基づき、支給決定案を作成します。

## 1 2 審査会の意見聴取

市町村は、作成した支給決定案が当該市町村の定める支給基準と乖離するような場合、市町村審査会に意見を求めることができます。

市町村審査会は、支給決定案を作成した理由等の妥当性を審査し、支給決定案等について審査会の意見を市町村に報告します。

市町村審査会は、意見を述べるに当たり、必要に応じて、関係機関や障害者、その家族、医師等の意見を聴くことができます。

## 1 3 支給決定

市町村は、支給決定調査の勘案事項（※）、審査会の意見等の内容を踏まえ、支給決定を行います。

（※）支給決定調査の勘案事項（認定調査（概況調査）も参照ください。）

- 障害程度区分等の心身の状況
- 「サービスの利用意向」障害者等のサービス利用に関する意向の具体的内容
- 「介護者関連」介護者の有無、介護を行う者の状況（介護者の健康状況等）
- 「地域生活関連」外出の頻度、社会参加の状況、過去の入所歴や入院歴
- 「就労関連」就労状況、過去の就労経験、就労希望の有無
- 「日中活動関連」自宅、施設、病院
- 「居住関連」生活の場所及び単身、同居、グループホーム、病院、入所
- 「サービスの提供体制関連」地域におけるサービスの提供体制の整備状況

## 1 4 支給決定通知

支給決定通知には、不服申し立てに関する教示をしなければなりません。不服申し立て先は都道府県知事となりますが、決定についての疑問等は、第一義的には結果を通知した市町村が対応します。

## 1 5 サービス等利用計画の作成

指定特定相談支援事業者は、支給決定又は地域相談支援給付決定が行われた後に、指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者等との連絡調整等を行うとともに、当該支給決定に係る障害福祉サービス又は地域相談支援給付決定に係る地域相談支援の種類及び内容等を記載したサービス等利用計画を作成する。

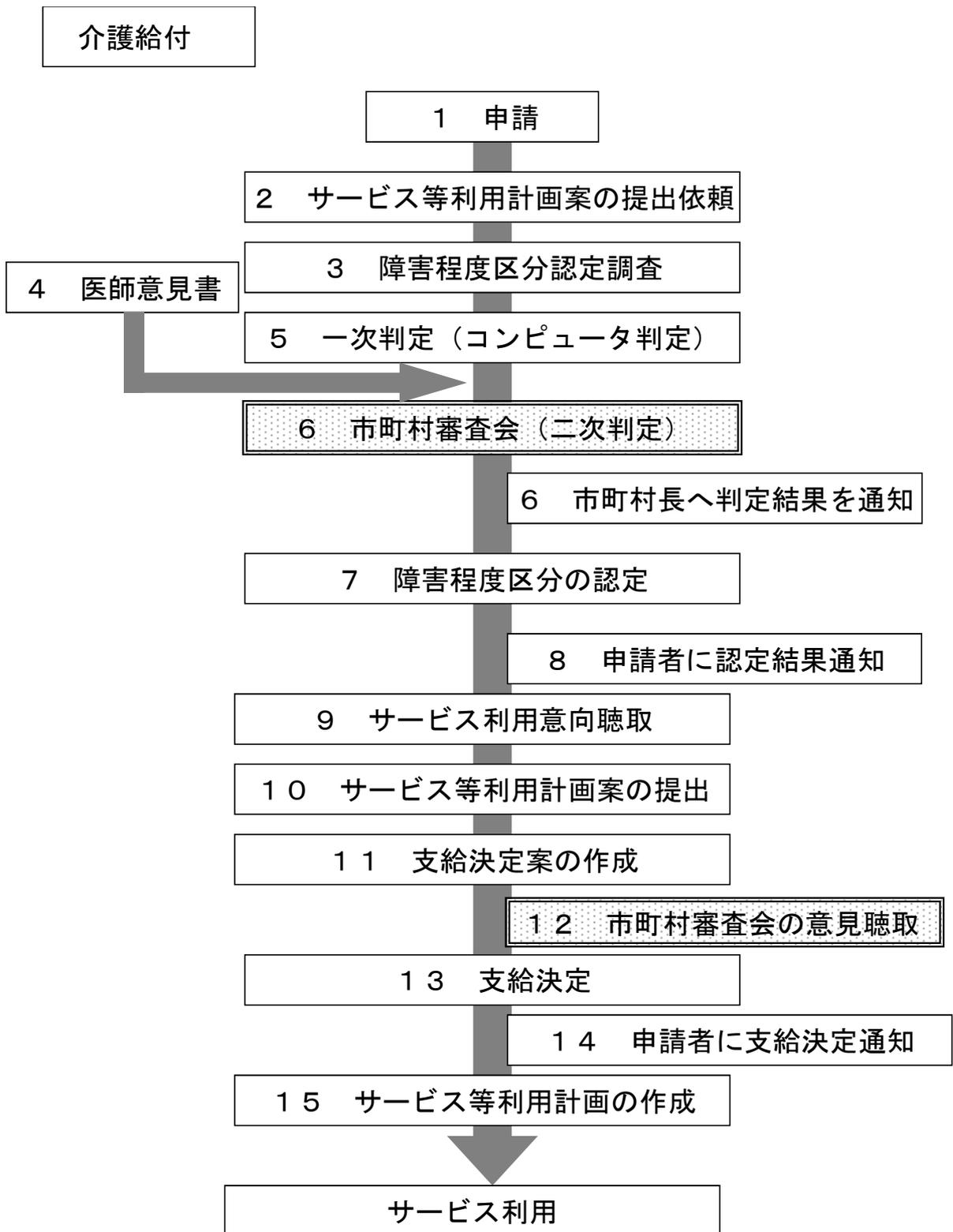


図1 支給決定の流れと審査会の位置付け

## 2 介護給付、訓練等給付及び地域相談支援給付と障害程度区分の関係について

### 【介護給付と訓練等給付】

- 介護給付と訓練等給付のそれぞれの給付の基本的な性格としては、
  - ・介護給付は、障害に起因する、日常生活上、継続的に必要な介護支援であり、ホームヘルプや施設における生活介護などが該当します。
  - ・訓練等給付は、障害のある方が地域で生活を行うために、一定期間提供される訓練的支援であり、機能訓練や生活訓練、就労に関する支援などが該当します。
- ※ 一定期間とは、サービス種類や個々の障害者の方の状況に応じて異なります。また、訓練実施により一定の効果があり、今後も効果が期待できるなどの場合に期間の更新もあります。
- ・自立訓練のうち生活訓練の場合には、通所してサービスを利用する形態の他、訓練期間内に居宅における生活を支援するために、居宅等を訪問して行う訪問型や、短期間、居住サービスを利用する短期滞在型もあります。
- ・地域相談支援給付は、地域移行や地域で安心して暮らすための相談支援であり、入所・入院中の障害者が退所・退院するための支援や地域で居宅において単身等で生活する者への常時の連絡体制の確保や緊急時の支援などが該当します。

### 【介護給付と障害程度区分】

- 介護給付についてのみ、障害程度区分の審査・判定を行います。
- 障害程度区分とは、障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、障害者の心身の状態を総合的に表す区分であり、市町村がサービスの種類や量を決定する際に勘案する事項の一つであります。
- なお、一人ひとりの障害者の方に対する介護給付の支給決定は、障害程度区分の他、サービスの利用意向、家族等の介護者の状況、社会参加の状況など概況調査で得られる勘案事項を加味して、サービスの種類や量について、個別に支給決定されます。
- 障害程度区分は、生活介護や療養介護等のサービス利用対象者の要件や国からの市町村に対するホームヘルプサービスの国庫負担基準等として用いられます。

障害者自立支援法に係る介護給付と訓練等給付

	サービス名	サービス内容
介護給付	居宅介護	居宅において入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与する
介護給付	重度訪問介護	重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者につき、居宅における入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜及び外出時における移動中の介護を総合的に供与する
介護給付	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の便宜を供与する
介護給付	行動援護	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等の便宜を供与する
介護給付	療養介護	医療を要する障害者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院等において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を供与する
介護給付	生活介護	常時介護を要する障害者につき、主として昼間において、障害者支援施設等において行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等の便宜を供与する
介護給付	短期入所	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与する
介護給付	重度障害者等包括支援	常時介護を要する障害者等であって、その介護の必要の程度が著しく高いものにつき、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供すること
介護給付	共同生活介護	主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与する
介護給付	施設入所支援	施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与する
訓練等給付	自立訓練	自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与する
訓練等給付	就労移行支援	就労を希望する障害者につき、一定期間、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与する
訓練等給付	就労継続支援	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与する

訓練等給付	共同生活援助	地域において共同生活を営むのに支障のない障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行うこと
地域相談支援給付	地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の便宜を供与する
地域相談支援給付	地域定着支援	居宅において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問等の便宜を供与する

#### 訓練等給付の支給決定

- 訓練等給付は、できる限り障害者本人の希望を尊重し、暫定的に支給決定を行った上で、実際にサービスを利用した結果を踏まえて正式の支給決定が行われます。
- したがって、明らかにサービス内容に適合しない場合を除き、暫定支給決定の対象となります。しかしながら、地域内のサービス資源に限りがあり、利用希望者が定員枠を超えるような場合には、自立訓練事業（機能訓練・生活訓練）に限り、訓練等給付に関連する項目の調査結果をスコア化し、暫定支給決定の優先順位を考慮する際の参考としてのみ用います。
- なお、この訓練等給付に関連するスコアは、暫定支給決定の際に用いられる参考指標であり、障害程度区分ではありません。

#### 地域相談支援給付決定

- 地域相談支援給付費については、障害程度区分の認定は不要ですが、対象者の状況を把握して適切に地域相談支援給付決定を行うため、障害程度区分認定調査の調査項目に係る調査を実施します。

## I 市町村審査会の概要

### 1 市町村審査会の目的

市町村審査会は、障害者自立支援法に定める介護給付費等の支給に関する障害程度区分の審査及び判定を行うことを目的として、市町村により設置されます。

### 2 審査会の審査判定業務

市町村審査会は、次の2つの審査判定業務を行います。

A 介護給付に係る障害程度区分に関する審査及び判定

B 市町村の支給要否決定に当たり意見を述べる

#### 【A 介護給付に係る障害程度区分の審査及び判定】

- ① 障害程度区分に該当するかどうか、該当する場合にどの区分に該当するかについて「審査・判定」をします。
- ② 障害程度区分認定の有効期間を定める「意見」、市町村が支給決定を行う際に考慮すべき事項がある場合に「意見」を述べます。

#### 【B 市町村の支給要否決定に当たり意見を述べる】

市町村の求めに応じて、市町村の作成した支給決定案が当該市町村の定める支給決定基準と乖離がある場合、その「支給決定案について意見」を述べます。

## II 審査会の構成

### 1 委員の構成

- 委員は、障害者の実情に通じた者のうちから、障害保健福祉の学識経験を有する者であって、中立かつ公正な立場で審査が行える者を市町村長が任命します。
- 市町村審査会委員は、原則として都道府県が行う「市町村審査会委員研修」を受講しなければなりません。
- 市町村職員は、原則として、委員になることはできません。ただし、委員の確保が難しい場合は、市町村職員であっても、障害保健福祉の学識経験者であり、かつ、認定調査等の事務に直接従事していなければ（例えば、長年障害者の相談に応じている保健師やケースワーカーなど）、委員に委嘱することを可能としています。
- 委員は、所属する市町村の認定調査員として認定調査を行うことができません。ただし、他に適当な者がいない等の理由でやむを得ず委員が認定調査に従事せざるを得ない場合に限り、認定調査を行うことは差し支えがありません。その際、その委員が認定調査を行った対象者の審査判定を行ってははいけません。
- 委員の任期は、2年（初回の任期は平成19年3月まで）とし、委員の再任をすることもあります。
- 委員は、審査判定に関して知り得た個人の秘密に関して守秘義務があります。
- 会長は、委員の中から互選で選ばれます。

### 2 合議体の設置及び委員

- 審査会は、委員のうちから会長が指名する者をもって構成する合議体で、審査判定業務（障害程度区分の判定及び支給要否決定についての意見）を行うことができます。
- 合議体の委員の定数は、5人を標準として市町村長が定める数となります。ただし、障害程度区分認定の更新に係る申請を対象とする場合や委員の確保が著しく困難な場合であって、審査判定の質が維持されると市町村が判断した場合には、5人よりも少ない人数（ただし、少なくとも3人）を定めることができるとしています。
- 特定分野の委員の確保が難しい場合は、その分野の委員を他の特定分野の委員よりも多く合議体に所属させた上で、審査会の開催にあたり定足数を満たすように必要な人数が交代に出席する方法でもよいとしています。
- 合議体は、一定期間中は固定した構成とすることとしています。ただし、いずれの合議体にも所属しない委員において、概ね3ヶ月以上の間隔を置いて合議体に所属する委員を変更することもできるとしています。
- 委員は、所属しない合議体における審査判定に加わることはできません。
- 委員は、委員の確保が特に困難な場合を除いて、複数の合議体に所属することは適切ではありません。

- 合議体に長を1人置き、当該合議体の委員の中から互選で選びます。

### 3 会議の運営

- 市町村審査会は、会長が招集します。  
(合議体の場合は、基本的に合議体の長が招集します。)
- 会長及び合議体の長は、あらかじめその職務を代行する委員を指名します。
- 会長（あるいは合議体の場合は合議体の長）及び過半数の委員の出席がなければ会議は成立しません。
- 会議の議事は、出席した委員の過半数により決定します。(可否が同数の場合は、会長（あるいは合議体の場合は合議体の長）の意見により決定します。)
  - ・審査判定にあたり、できるだけ委員間の意見の調整を行い、合意を得るよう努めてください。
  - ・必要に応じて、審査対象者及びその家族、介護者、主治医、認定調査員及びその他の専門家の意見を聞くことができます。
- 市町村審査会は、第三者に対して原則非公開とします。

### 4 その他

- 市町村は、市町村審査会の開催に先立ち、審査対象者について、氏名、住所など個人を特定する情報について削除した上で、市町村審査会資料（一次判定結果）の写し、特記事項の写し、医師意見書の写し、概況調査票（サービス利用状況表）の写しを事前に配布します。
- 各委員は、審査会開始前に一次判定結果を変更する必要があると考えられるケースや意見などを会長（あるいは、合議体の場合は合議体の長）又は市町村審査会事務局に提出すること等により、限られた時間で審査会を効率的に運営できるよう努めてください。
- 公平・公正な障害程度区分の判定をするために、合議体間の定期的な連絡会等を開催することが望ましいと考えられます。
- 市町村審査会が、障害程度区分の二次判定や支給決定要否の際に必要なに応じて障害者の意見を聴く機会を設けた場合において、例えば、知的障害の方の生活状況などについて情報を得たい場合であって、コミュニケーションがうまく図れないときなどは、直接本人から必要な情報を得ることが困難なことから、市町村審査会の判断に基づき、対象者の生活状況や心身の状況等を把握している介護者等に同席を依頼し、意見を聞くことが望ましいと考えられます。

### Ⅲ 障害程度区分の内容

#### 1 障害程度区分の開発の経緯

##### (1) 障害程度区分と要介護認定基準

平成16年度、障害者の介護ニーズを判定する指標に関する調査研究として、介護保険の要介護認定基準の有効性の評価を行ったところ、現行の要介護認定基準は、「介護給付」に相当するサービスの必要度を測定する上では、障害者においても有効と考えられました。

ただし、障害者に対する支援は、機能訓練や生活訓練、就労支援等も重要であり、これらの支援の必要度の判定には「介護給付」に相当するサービスの判定に用いられるロジックとは別のロジックが必要と考えられました。

##### (2) 障害程度区分判定等試行事業

平成17年6月から全国60の市町村において、障害程度区分判定等試行事業を実施しました。調査項目については、要介護認定調査項目(79項目)に加え、障害者の特性をよりきめ細かく把握できるよう、①多動やこだわりなど行動面に関する項目、②話がまとまらない、働きかけに応じず動かないでいるなど精神面に関する項目及び③調理や買い物ができるかどうかなど日常生活面に関する項目など27項目を追加した106項目で実施しました。

試行事業では、約1800人の障害者の方が対象となり、その後、この試行事業で得られたデータの分析結果、さらに、有識者などからご意見をうかがった上で、介護給付に関する障害程度区分基準が策定されました。

#### 2 障害程度区分の基準

##### (1) 障害程度区分の基本的考え方

障害程度区分は、透明で公平な支給決定を実現する観点から、以下の3点を基本的な考え方として開発されました。

- ①身体障害、知的障害、精神障害の特性を反映できるよう配慮しつつ、3障害共通の基準とすること。
- ②調査者や判定者の主観によって左右されにくい客観的な基準とすること。
- ③判定プロセスと判定に当たっての考慮事項を明確化すること。

## (2) 障害程度区分の基準

障害程度区分については、「障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成 18 年厚生労働省令第 40 号）により、以下のようになっています。

区分 1	障害程度区分基準時間が 25 分以上 32 分未満である状態又はこれに相当すると認められる状態（※）
区分 2	障害程度区分基準時間が 32 分以上 50 分未満である状態又はこれに相当すると認められる状態（※）
区分 3	障害程度区分基準時間が 50 分以上 70 分未満である状態又はこれに相当すると認められる状態（※）
区分 4	障害程度区分基準時間が 70 分以上 90 分未満である状態又はこれに相当すると認められる状態（※）
区分 5	障害程度区分基準時間が 90 分以上 110 分未満である状態又はこれに相当すると認められる状態（※）
区分 6	障害程度区分基準時間が 110 分以上である状態又はこれに相当すると認められる状態（※）

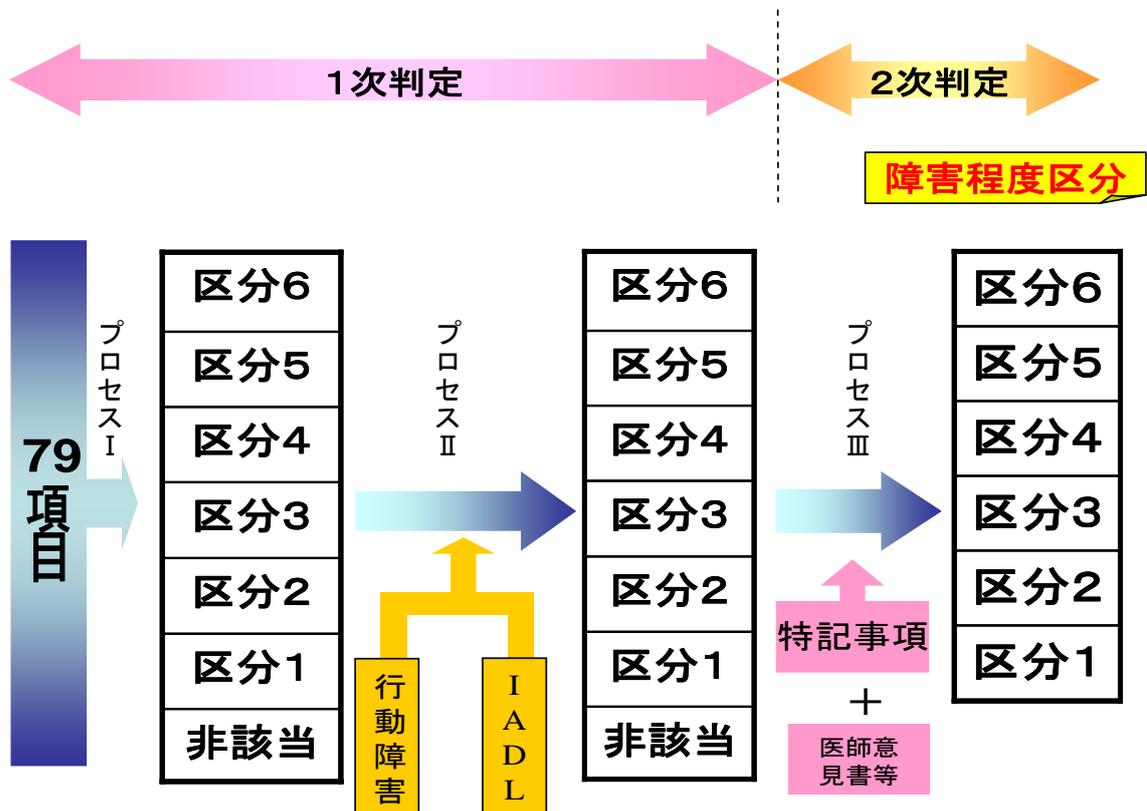
※ これに相当すると認められる状態とは、

- ① 障害程度区分基準時間は、上表の区分毎に定める時間の範囲である状態
- ② 障害程度区分基準時間は、①に定める時間の範囲にないが、認定調査のうち行動障害の頻度及び手段の日常生活動作（IADL）に係る支援の必要性に関する項目の結果を勘案して、①の状態に相当すると認められる状態
- ③ 障害程度区分基準時間、認定調査の結果、特記事項及び医師意見書を勘案して、②の状態に相当すると認められる状態

なお、障害程度区分基準時間は、1 日当たりの介護、家事援助等の支援に要する時間を一定の方法により推計したものですが、これは障害程度区分認定のために設定された基準時間であり、実際の介護サービスに要している、ないしは、要すると見込まれる時間とは一致しません。

(3) 障害程度区分の判定プロセス

障害程度区分は、下記の図のように、大きく3つのプロセスを経て判定されます。



プロセスⅠ 79項目（要介護認定調査項目）に関する判定（一次判定）：障害程度区分基準時間を算出

プロセスⅡ 行動障害のスコア及びIADLのスコアによる区分変更に関する判定（一次判定）

プロセスⅢ 障害程度区分基準時間、認定調査の結果、特記事項及び医師意見書を勘案して行われる二次判定

(プロセスⅠ)

プロセスⅠの障害程度区分時間の推計については、一次判定（コンピューター判定）により行われます。なお、推計方法については、Ⅷ資料集の「障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」を参照してください。

(プロセスⅡ)

プロセスⅡの区分変更に関する判定についても、一次判定（コンピューター判定）により行われます。このプロセスⅡについては、障害程度区分判定等試行事業の結果分析を踏まえて、導入されることとなったものです。具体的には以下の形で一次判定結果が得られることとなります。

- ① 次ページの表に基づく IADLスコアについて、回帰分析を行った結果得られる変数〔X3〕が1以上1.5未満のとき1段階、1.5以上の場合、2段階重度に変更とする。（下の枠内参照）
- ② 次ページの表に基づく IADLスコアが1.28を超える又は行動障害スコアが0.07を超える場合、非該当から区分1に変更する。（下の枠内参照）

〔X1〕～〔X4〕の変数については、以下の数値を当てる。

区分	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1	非該当
変数〔X1〕	7	6	5	4	3	2	1

1. 79調査項目を使用して障害程度区分基準時間から区分を算出し、変数〔X1〕を算出する。
2. IADLスコア（S1）、行動障害スコア（S2）を次ページの表1、2に基づいて算出する。
3. 以下の数式に当てはめ、変数〔X2〕を算出する。  
$$〔X2〕 = 0.6903 * 〔X1〕 + 0.1796 * (S1) + 1.1148$$
4. 以下の計算を行い、変数〔X3〕、〔X4〕を算出する。  
$$〔X3〕 = 〔X2〕 - 〔X1〕$$
  - 〔X3〕 < 1 の場合、
    - ① 〔X1〕 = 1(非該当)であり、S1 > 1.28 又は S2 > 0.07 の場合、〔X4〕 = 〔X1〕 + 1
    - ② 上記以外の場合、〔X4〕 = 〔X1〕
  - $1 \leq 〔X3〕 < 1.5$  の場合、〔X4〕 = 〔X1〕 + 1
  - $1.5 \leq 〔X3〕$  の場合、〔X4〕 = 〔X1〕 + 2
5. 〔X1〕、〔X4〕を一次判定の候補とし、区分として表記する：〔X1〕 → 〔X4〕

## IADLのスコア、行動障害のスコアの算出

**表1 IADLスコア表**

調理(献立を含む)	できる	0	見守り・一部介助	0.5	全介助	1.0
食事の配膳・下膳(運ぶこと)	できる	0	見守り・一部介助	0.5	全介助	1.0
掃除(整理整頓を含む)	できる	0	見守り・一部介助	0.5	全介助	1.0
洗濯	できる	0	見守り・一部介助	0.5	全介助	1.0
入浴の準備と後片付け	できる	0	見守り・一部介助	0.5	全介助	1.0
買い物	できる	0	見守り・一部介助	0.5	全介助	1.0
交通手段の利用	できる	0	見守り・一部介助	0.5	全介助	1.0

※各項目の点数を総計した点数について、7点満点(全項目が全介助)を6点満点に置き直して再計算した結果値をスコアとする。

**表2 行動障害スコア表**

泣いたり、笑ったりして感情が不安定になる	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				
暴言や暴行	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				
しつこく同じ話をしたり、不快な音を立てる	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				
大声をだす	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				
助言や介護に抵抗する	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				
目的もなく動き回る	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				
「家に帰る」等と言い落ち着きがない	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				
1人で外に出たがり目が離せない	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				
いろいろなものを集めたり、無断でもってくる	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				
物や衣類を壊したり、破いたりする	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				
特定の物や人に対する強いこだわり	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				
多動または行動の停止	ない	0	希にある	0.25	月に1回以上	0.5	週に1回以上	0.75	ほぼ毎日	1.0
パニックや不安定な行動	ない	0	希にある	0.25	月に1回以上	0.5	週に1回以上	0.75	ほぼ毎日	1.0
自分の体を叩いたり傷つけるなどの行為	ない	0	希にある	0.25	月に1回以上	0.5	週に1回以上	0.75	ほぼ毎日	1.0
叩いたり蹴ったり器物を壊したりなどの行為	ない	0	希にある	0.25	月に1回以上	0.5	週に1回以上	0.75	ほぼ毎日	1.0
他人に突然抱きついたり、断りもなく物を持ってくる	ない	0	希にある	0.25	月に1回以上	0.5	週に1回以上	0.75	ほぼ毎日	1.0
環境の変化により、突発的に通常と違う声を出す	ない	0	希にある	0.25	週に1回以上	0.5	日に1回以上	0.75	日に頻回	1.0
突然走っていなくなるような突発的行動	ない	0	希にある	0.25	週に1回以上	0.5	日に1回以上	0.75	日に頻回	1.0
再三の手洗いや、繰り返しの確認のため、日常動作に時間がかかる	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				

※各項目の点数を総計した点数について、19点満点(全項目が最高点)を6点満点に置き直して再計算した結果値をスコアとする。

(参考) 行動障害のスコア及びIADLのスコアによる区分変更について

- 障害程度区分判定等試行事業の結果に関し、調査項目(106項目)について、共通の傾向でチェックされる項目をグループ化する因子分析を行ったところ、大きく6つの群(ADL(1群)、認知機能障害(2群)、行動障害(3群)、IADL(4群)、生活項目(5群)、精神症状(6群))が発見されました。
- これらの群について、最終判定との関係について回帰分析をしたところ、既に一次判定で評価されているADL(1群)のほか、行動障害(3群)、IADL(4群)が有意であり、併せてこれらの群と変更度(一次判定から最終判定への変更度)の関係について以下のことが認められました。
  - ① IADLのスコアと最終判定結果との間に高い相関関係が認められること。
  - ② 行動障害(3群)及びIADL(4群)のスコアが一定以上の場合、非該当から要支援への変更が認められること。
- こうした結果を踏まえ、上の条件を満たす場合には、プロセスIで判定された区分を変更した形で一次判定結果が出されることとなっています。

(プロセスⅢ)

プロセスⅢの判定(二次判定)は、障害程度区分基準時間、認定調査の結果、特記事項及び医師意見書を勘案して行われることとなりますが、詳しくは、Vの「市町村審査会における検討の進め方」をご覧ください。

#### (4) 認定調査項目と項目群

障害程度区分の判定は、106 項目の調査項目に関する結果を中心に行われますが、実際の審査会の検討の段階では、大きく以下の3つの群に区分され、使用されることとなります。

##### A 項目群・・・障害程度区分基準時間の区分（プロセスⅠ）に関連する項目群

※介護保険の要介護認定調査項目と同じ

79 項目

##### B 項目群・・・一次判定段階で、障害程度区分基準時間による区分について変更する場合（プロセスⅡ）

に関連する項目群

B 1：調理や買い物ができるかどうかなどの日常生活に関する項目 7 項目

B 2：多動やこだわりなど行動面に関する項目 9 項目

合計 16 項目

##### C 項目群・・・二次判定段階（プロセスⅢ）で検討対象となる項目群（A・B 項目群以外）

①話がまとまらない、働きかけに応じず動かないなど精神面に関する項目 8 項目

②言語以外の手段を用いた説明理解など行動障害に関する項目 2 項目

③文字の視覚的認識使用に関する項目 1 項目

合計 11 項目

認定調査項目と項目群

	項目	項目群
1	1-1 左上肢麻痺等	A
2	1-1 右上肢麻痺等	A
3	1-1 左下肢麻痺等	A
4	1-1 右下肢麻痺等	A
5	1-1 その他麻痺等	A
6	1-2 肩関節の動く範囲の制限	A
7	1-2 ひじ関節の動く範囲の制限	A
8	1-2 股関節の動く範囲の制限	A
9	1-2 ひざ関節の動く範囲の制限	A
10	1-2 足関節の動く範囲の制限	A
11	1-2 その他の関節の動く範囲の制限	A
12	2-1 寝返り(体位交換)	A
13	2-2 起き上がり	A
14	2-3 座位保持	A
15	2-4 両足での立位保持	A
16	2-5 歩行	A
17	2-6 移乗(車いすとベッド間)	A
18	2-7 移動	A
19	2-1 立ち上がり	A
20	3-2 片足での立位保持	A
21	3-3 洗身(入浴行為以外)	A
22	4-17 じょくそう(床ずれ)等	A
23	4-11 じょくそう以外で処置や手入れが必要な皮膚疾患等	A
24	4-2 えん下	A
25	4-3 食事摂取	A
26	4-4 飲水	A
27	4-5 排尿	A
28	4-6 排便	A
29	5-17 口腔清潔	A
30	5-11 洗顔	A
31	5-11 整髪	A
32	5-11 つめ切り	A
33	5-27 上衣の着脱	A
34	5-21 ズボン、パンツの着脱	A
35	5-3 薬の内服	A
36	5-4 金銭の管理	A
37	5-5 電話の利用	A
38	5-6 日常の意思決定(日常生活における不安、悩み等に関する相談)	A
39	6-1 視力	A
40	6-2 聴力	A
41	6-37 意思の伝達	A
42	6-31 本人の独自の表現方法を用いた意思表示	C
43	6-47 介護者の指示への反応	A
44	6-41 言葉以外の手段を用いた説明理解	C
45	6-57 毎日の日課を理解することが	A
46	6-51 生年月日や年齢を答えることが	A
47	6-51 面接調査の直前に何してたか思い出すが	A
48	6-51 自分の名前を答えることが	A
49	6-51 今の季節を理解することが	A
50	6-51 自分いる場所を答えることが	A

	項目	項目群
51	7ア 物を盗られたなどと被害的になることが	A
52	7イ 作話をし周囲に言いふらすことが	A
53	7ウ 実際にはないものが見えたり、聞えることが	A
54	7エ 泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることが	A
55	7オ 夜間不眠あるいは昼夜の逆転が	A
56	7カ 暴言や暴行が	A
57	7キ しつこく同じ話をしたり、不快な音を立てることが	A
58	7ク 大声をだすことが	A
59	7ク 助言や介護に抵抗することが	A
60	7コ 目的もなく動き回ることが	A
61	7サ 「家に帰る」等と言い落ち着きがないことが	A
62	7シ 外出すると病院、施設、家などに1人で戻れなくなるが	A
63	7ス 1人で外に出たがり目が離せないことが	A
64	7セ いろいろなものを集めたり、無断でもってくるが	A
65	7ソ 火の始末や火元の管理ができないことが	A
66	7タ 物や衣類を壊したり、破いたりすることが	A
67	7チ 不潔な行為を行う(排泄物を弄ぶ)ことが	A
68	7ツ 食べられないもの口に入れることが	A
69	7フ ひどい物忘れが	A
70	7ト 特定の物や人に対する強いこだわりが	B2
71	7ナ 多動または行動の停止が	B2
72	7ニ パニックや不安定な行動が	B2
73	7ヌ 自分の体を叩いたり傷つけるなどの行為が	B2
74	7ネ 叩いたり蹴ったり器物を壊したりなどの行為が	B2
75	7ノ 他人に突然抱きついたり、断りもなく物を持つてることが	B2
76	7ハ 環境の変化により、突発的に通常と違う声を出すことが	B2
77	7ヒ 突然走っていきなくなるような突発的行動が	B2
78	7フ 過食、反すう等の食事に関する行動が	C
79	7ヘ 気分が憂鬱で悲観的になったり、時には思考力も低下することが	C
80	7ホ 再三の手洗いや、繰り返しの確認のため、日常動作に時間がかかるが	B2
81	7マ 他者と交流することの不安や緊張のために外出できないことが	C
82	7ミ 一日中横になっていたり、自室に閉じこもって何もしていないことが	C
83	7ム 話がまとまらず、会話にならないことが	C
84	7メ 集中が続かず、いわれたことをやりとおせないことが	C
85	7モ 現実には合わず高く自己を評価することが	C
86	7ヤ 他者に対して疑い深く拒否的であることが	C
87	8-1 点滴の管理	A
88	8-2 中心静脈栄養	A
89	8-3 透析	A
90	8-4 ストマ(人工肛門)の処置	A
91	8-5 酸素療法	A
92	8-6 レスピレーター(人工呼吸)	A
93	8-7 気管切開の処置	A
94	8-8 疼痛の看護	A
95	8-9 経管栄養	A
96	8-10 モニター測定(血圧、心拍、酸素飽和度等)	A
97	8-11 じょくそうの処置	A
98	8-12 カテーテル(コンドームカテーテル、留置カテーテル、ウロストーマ等)	A
99	9-1 調理(献立を含む)	B1
100	9-2 食事の配膳・下膳(運ぶこと)	B1
101	9-3 掃除(整理整頓)	B1
102	9-4 洗濯	B1
103	9-5 入浴の準備と後片付け	B1
104	9-6 買い物	B1
105	9-7 交通手段の利用	B1
106	9-8 文字の視覚的認識使用	C



## 2 市町村審査会資料に示される内容

市町村審査会資料に示される内容については、以下のとおりです。

### (1) 一次判定等

図3 市町村審査会資料の一次判定等の表示

<p>1 一次判定等          (この分数は、実際のケア時間を示すものではない)          一次判定結果 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">①</span> プロセスⅠ 区分1 → プロセスⅡ 区分2 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">②</span>          障害程度区分基準時間 : 31.8分</p>							
食事	排泄	移動	清潔 保持	間接	行動	機能 訓練	医療 関連
0.7分	0.5分	4.6分	4.2分	11.9 分	0.1分	3.9分	5.9分

#### ○ 一次判定結果

市町村審査会資料のこの欄には、障害程度の区分が表示されます。

調査結果に基づき推計された障害程度区分基準時間により、「非該当」

「区分1～6」のいずれかが示されます。

- ・ 推計のもととなっているのは、以下の2つです。

<図3にある①及び②が以下に該当する内容です。>

- ① 認定調査項目のうちA項目群(79項目)の結果に基づき推計される区分及び障害程度区分基準時間(プロセスⅠによる判定)
- ② 障害程度区分基準時間は、①に定める時間の範囲にないが、認定調査項目のうち行動障害の頻度及び手段の日常生活動作(IADL)に係る支援の必要性に関する項目(26項目(表1 IADLスコア表、表2 行動障害スコア表を参照))の結果を勘案して、①の状態に相当すると認められる状態(プロセスⅡによる判定)

#### ○ 障害程度区分基準時間

認定基準時間は小数点第一位まで示されます。

推計のもととなっているのは、認定調査項目のうちA項目群(79項目)です。

#### ○ 障害程度区分基準時間の行為の区分毎の時間

障害程度区分基準時間は、図3の8種類の行為(「食事」、「排泄」、「移動」、「清潔保持」、「間接生活介助」、「行動」、「機能訓練関連行為」、「医療関連行為」)の区分毎に推計時間を表示します。

○ 警告コード

警告コードは、障害程度区分用ソフトに調査結果が入力された際、A項目群の79項目のうち、異なる2つの調査項目において、同時に出現することがまれな組み合わせがあった場合に、入力上のミスがないかどうかを確認していただくために、市町村審査会資料上に表示されるものです。まれな組み合わせとして、62の組み合わせが設定されています。

※警告コードが発生した場合の整理手順

例：認定調査で「寝返り」が「3.できない」にもかかわらず、「洗身」が「1.できる」の場合 → 警告コード NO1 が表示



市町村審査会事務局は、

1 特記事項に記載があり、確認できる場合

特記事項の当該項目の記入内容を参照し、状態像の確認をする。

「洗身」が「1.できる」にチェックが入っているが、特記事項で「寝返りは下肢が拘縮しているためにできないのであり、座位にての洗身は可能である。」などの記載状況で、警告コードは無視される。

2 特記事項に記載がなく、確認できない場合

調査員に確認をとり、調査項目及び状態像の矛盾を整理した上でコンピュータにチェックを入れ、審査会の判定が適正に判断できるよう整理しておく。

※ なお、状態像が一般的な判断とはかけ離れている特殊な場合もありますので、その場合は警告コードを無視したまま審査会に資料提出することもあります。

## (2) 調査項目

下記のように市町村審査会資料には、認定調査項目（106項目）の調査結果が示されます。

ただし、調査結果が、「できる」「ない」「普通」「通じる」の場合は表示されません。

### 2 調査項目

		調査結果	
移動関連	2-1	寝返り	つかまれば可
	2-2	起き上がり	つかまれば可
	2-3	座位保持	自分で支えれば可
	2-4	両足での立位	支えが必要
	...	...	...

## (3) 中間評価項目得点表

認定調査項目の各領域について、それぞれ最高100点、最低0点となるように選択肢ごとに中間評価項目得点の点数が割り当てられます。その各群の合計得点を示しています。

なお、各領域の得点は同じ重みづけではないため、各領域の得点を比較したり、加減乗除したりすることは適当ではありません。

領域が示しているのは、プロセスⅠの項目です。

### 3 中間評価項目得点表

麻痺拘縮	移動	複雑動作	特別介護	身の回り	意思疎通	行動
63.1	36.4	38	81.3	86.1	76.4	100

## V 市町村審査会における検討の進め方

### 1 認定調査内容の確認

- 審査資料 : 市町村審査会資料、特記事項、医師意見書

概況調査票等（サービス利用状況票等を含む）の取扱について

- 障害程度区分は、障害者の心身の状態を総合的に表す区分（法第4条第4項）であり、その判定に当たってはあくまでも心身の状況に関する情報のみで判定される必要があります。概況調査票には、単身・同居の別や家族等の介護者の状況、日中活動の場、就労状況、サービス利用の状況等について記載されていますが、これらは心身の状況とは異なる情報であり、審査時に本人の一般的な生活状況等を把握するために参照することは差し支えありませんが、概況調査票の内容を理由として、障害程度区分の二次判定を行うことは適当ではありません。
- なお、訓練等給付等のサービス利用について意見を付す場合には、概況調査票の内容を勘案して検討されることは差し支えありません。
- ※ 概況調査票の内容（単身・同居の別や家族等の介護者の状況、日中活動の場、就労状況、サービス利用の状況等）については、障害程度区分の判定後、支給決定の段階において、サービスの種類、量などを決定する際に、障害程度区分とともに勘案されることとなります。

### 2 一次判定結果の確定

- 審査会は判定を行う前に、まず、認定調査の結果、特記事項、医師意見書の内容の矛盾（不整合）がないかどうかを確認します。（図4）
  - ・ 矛盾がない場合は、一次判定の結果を確定します。
  - ・ 矛盾がある場合は、以下の点に留意し、再調査又は調査結果の一部修正を行います。

#### (1) 再調査について

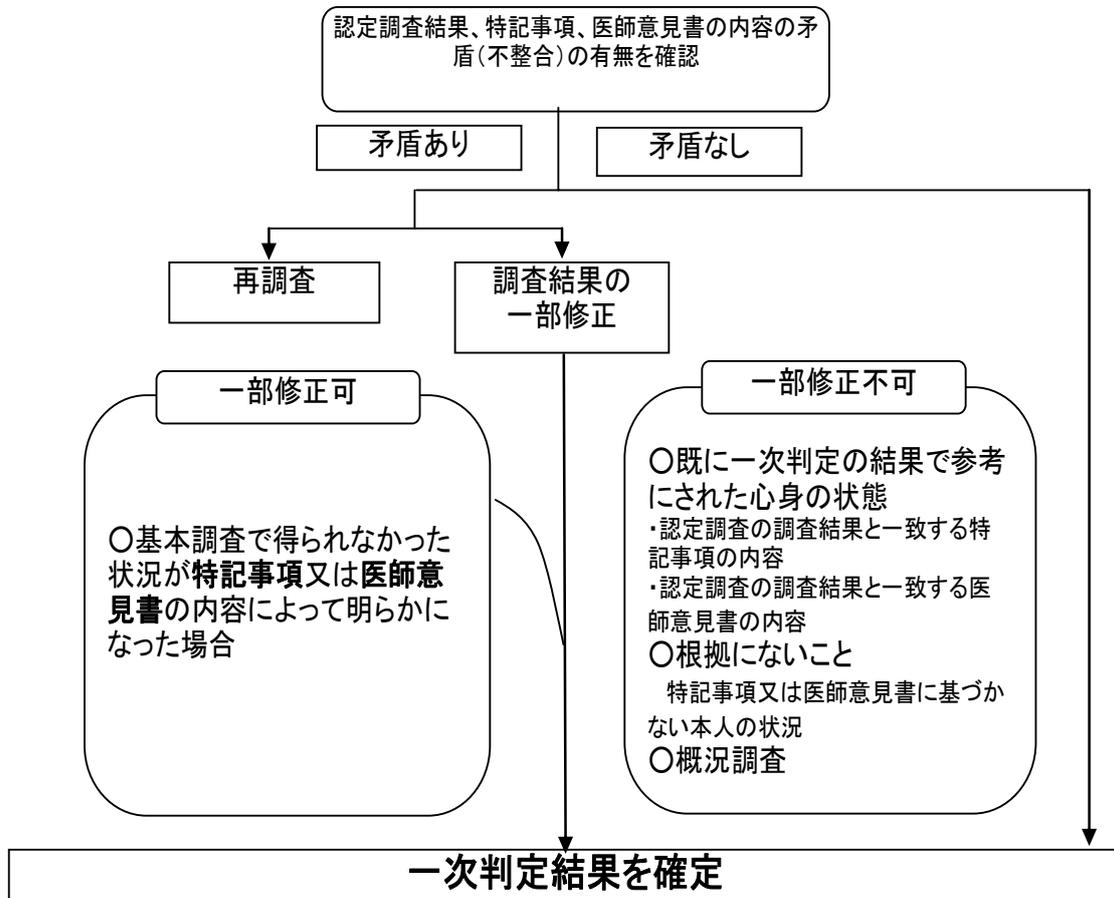
認定調査の結果の確認ができない場合など、再調査が必要と審査会が判断した場合は、市町村審査会事務局に対して、再度調査すべき内容を明らかにして連絡します。

- ・ なお、再調査後の審査会の判定は、原則として前回と同一の審査会において審査判定を行います。

#### (2) 調査結果の一部修正について

認定調査で得られなかった状況が特記事項又は医師意見書の内容によって明らかになった場合は一部修正をします。

図4 一次判定結果の確定の流れ



※「矛盾あり」の場合

- 市町村審査会事務局は、認定調査項目と医師意見書の記載事項に明らかな相違が生じている場合。

例：認定調査で「右上肢に麻痺あり」であるのに、医師意見書は「左上肢に麻痺あり」



事務局は、特記事項を確認した後、両者に確認をとり、矛盾を解決した上でコンピュータへの入力を修正し、審査会の判定が適正に判断できるよう整理しておくこととなります。

※ 審査会において調査結果の一部修正があった場合の例

認定調査の結果は「2-5 歩行」は「できる」となっているが、特記事項の「2-5」で「医師から歩行禁止」と記載されていた。これに対し、審査会の審査により歩行を「できない」に変更することが妥当と判断された場合、変更結果をコンピュータ入力すると一次判定結果より認定基準時間が5.4分増え一次判定結果が区分3から区分4に上がります。

- なお、審査会事務局は、一次判定結果の確定作業に当たっては、次の点を検証してください。
  - ① 正しい情報がコンピュータに入力されていることを確認する。
  - ② IADLのスコア、行動障害のスコアの表を用いた区分変更等の正しい情報が、審査会資料の一次判定結果の欄に反映されていることを確認する。
  - ③ 認定調査の結果の一部を修正した場合は、再度コンピュータ一次判定を行って得られた結果であることを確認する。

### 3. 障害程度区分の判定（二次判定）

#### （1）審査資料

- ・市町村審査会資料、特記事項、医師意見書

#### （2）検討の流れ

一次判定の結果を原案として、「特記事項」、「医師意見書」及び「項目群」の内容を加味した上で、審査判定（以下、「二次判定」という）を行います（図5参照）。

- 特記事項、医師意見書、B項目群、C項目群の内容から、通常の例に比べてより長い（短い）時間の介護を要するかどうか判断し、一次判定の結果を変更して、二次判定結果とします。

ただし、A項目群及び次の①～②については、既に一次判定で評価されていますので、二次判定において、区分変更はできませんので留意してください。

##### ① プロセスⅠで区分1以上となった場合

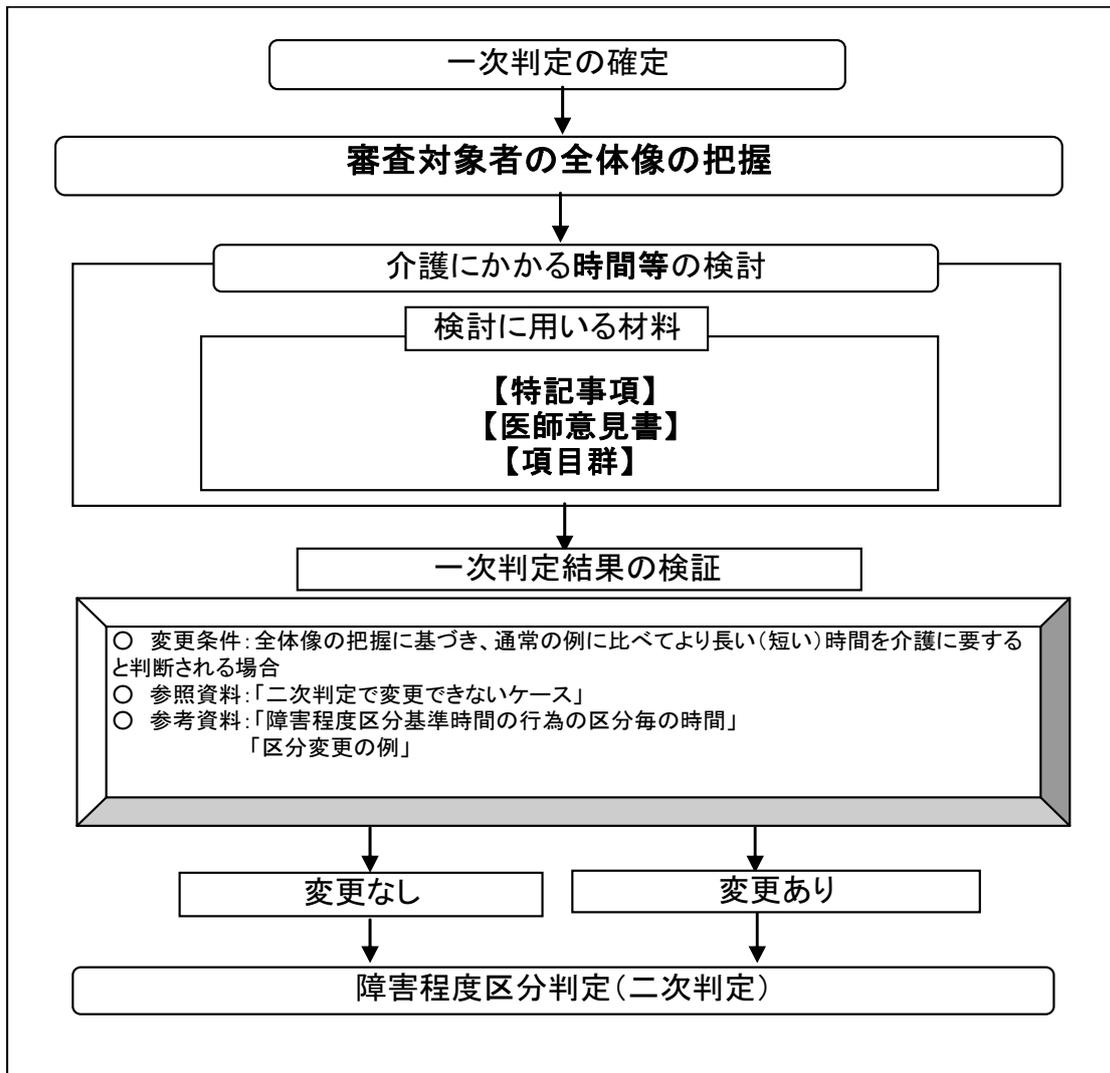
「B1の項目群」は、既にプロセスⅡで評価されていますので、この項目群のみで重度に変更することはできません。

##### ② プロセスⅠで非該当となった場合

「B1とB2の項目群」は、既にプロセスⅡで評価されていますので、これらの項目群のみで重度に変更することはできません。

- 一次判定の結果を変更する場合には、資料Ⅷの障害程度区分基準時間の行為の区分毎の時間」（別表2～7）、「区分変更の例」を参考に一次判定変更の妥当性を検証します。

図5 一次判定の確定から二次判定までの流れ



### (3) 二次判定の検討のポイント

ここでは、二次判定の検討のポイント及び留意すべき点を説明します。

#### ① 特記事項

- 特記事項に記載された内容により、当該障害者のトータルの介護の必要時間が長くなる(短くなる)と判断される場合には、障害程度区分の変更(重くする又は軽くする)が必要かどうかを区分変更の例等を参考にしながら検討します。
- 認定調査の調査結果と一致する特記事項の内容については、すでに一次判定で評価しているので、判断の根拠とすることは適当ではありません。ただし、一次判定の結果、「一部介助」と確定した項目について、特記事項の具体的記載内容から「一部介助」より介護時間が長くなると認められ、また、他の幾つかの項目の特記事項から、さらに他の行為に関する介護時間が長くなると認められるといった場合のように、特記事項によりトータルの介護の必要時間が長くなる(短くなる)と判断される場合には、障害程度区分の変更(重くする又は軽くする)が必要かどうかを検討することは差し支えありません。

#### ② 医師意見書

- 医師意見書に記載された内容により、当該障害者のトータルの介護の必要時間が長くなる(短くなる)と判断される場合には、障害程度区分の変更(重くする又は軽くする)が必要かどうかを区分変更の例等を参考にしながら検討します。
- 医師意見書には、上記の他、障害程度区分の調査項目と重複する内容、介護の実施の際の医学的な留意事項も記載されていますが、これらに記載があるということだけで、障害程度区分の変更をすることは適当ではありません。ただし、一次判定の結果、「一部介助」と確定した項目について、特記事項の記載内容に加えて、医師意見書の具体的な記載内容から、さらに他の行為に関する介護時間が長くなると認められるといった場合のように、医師意見書及び特記事項によりトータルの介護の必要時間が長くなる(短くなる)と判断される場合には、障害程度区分の変更(重くする又は軽くする)が必要かどうか検討することは差し支えありません。

#### ③ 項目群

- C項目群は、障害の特性を補足的に捉えるために設定している項目群です。区分変更の例を参考にしながら、C項目群と他の項目群の項目との複数の組み合わせなどから、通常の例に比べてより長い(短い)時間の介護を要すると判断され、トータルの介護の必要時間が長くなる(短くなる)と判断される場合には、障害程度区分の変更(重くする又は軽くする)が必要かどうかを判定します。
- C項目群と他の項目群の組み合わせについては、一次判定の段階で、すでに障害程度区分の変更に反映されている項目もあることから、一次判定時に考慮された項目と重複する項目は除いて判断してください。単に、各項目群に1項目ずつチェックある

からなどの理由により、障害程度区分の変更をすることは適当ではありません。

**(※)「区分変更の例」**

- 障害程度区分判定等試行事業の二次判定において、区分変更がされた実例の中から典型的な区分変更の例を示したものです。なお、一次判定段階でプロセスⅡにより区分変更が行われるケースは除かれています。
- 審査対象者の調査結果との類似性を判断し、一次判定の変更の妥当性を検証する場合の参考指標として利用します。
- 記載内容は、「事例」「調査結果（全介助等）」「障害程度区分基準時間」の3つです。
  - ・「事例」は、障害・傷病名等の概況、二軸評価等です。
  - ・「調査結果」は、認定調査の結果、選択された結果（選択肢）です。
- 資料Ⅷ「区分変更の例」を参照してください。

#### 4 障害程度区分判定に係る審査会が付する意見

##### (1) 障害程度区分の認定の有効期間を定める場合

「現在の状況がどの程度継続するか」との観点から、以下の場合において認定の有効期間（3年間）をより短く（3ヶ月以上で）設定するかどうかの検討を行います。

- ・身体上または精神上の障害の程度が6カ月～1年程度の間において変動しやすい状態にあると考えられる場合
- ・施設から在宅、在宅から施設にかわる等、置かれている環境が大きく変化する場合など、審査判定時の状況が変化する可能性があると考えられる場合
- ・その他、審査会が特に必要と認める場合

これらに該当する場合は、障害程度区分の再認定の具体的な期間を示し、市町村に報告します。

##### (2) サービスに関して意見を付する場合

障害程度区分の判定では非該当とされた場合等において、審査会として、訓練等給付等のサービス利用が適当と判断される場合には、その旨の意見を付することができます。

## VI 支給要否決定にあたって審査会が付する意見

審査会は、市町村が作成した支給決定案が当該市町村の支給基準と乖離するような場合、市町村から求めを受けて審査会としての意見を述べることになっています。

## VII 判定結果等の通知

- 市町村審査会は、「障害程度区分の審査判定の結果」「支給要否決定にあたって審査会が付する意見」を市町村に通知します。
- 記録の保存について  
審査判定に用いた記録の保存方法等については、必要に応じて市町村ごとに、その取り扱いを定めることとしています。

## Ⅷ 資料集

- 警告コード . . . 33
  
- 障害程度区分に係る市町村審査会による  
審査及び判定の基準等に関する省令 . . . 35
  
- 参考資料：「障害程度区分基準時間の行  
    為の区分毎の時間」（別表第2～9） . . . 38
  
- 市町村審査会の運営について . . . 50
- 参照資料：「二次判定で変更できないケ  
    ース」（別紙3） . . . 63
- 参考資料：「区分変更の例」（別紙4） . . . 65

## 警告コード

コードNo.	説明
01	「寝返り」が「3. できない」にもかかわらず、「洗身」が「1. できる」
02	「起き上がり」が「3. できない」にもかかわらず、「立ち上がり」が「1. できる」
03	「起き上がり」が「3. できない」にもかかわらず、「洗身」が「1. できる」
04	「座位保持」が「3. 支えが必要」にもかかわらず、「片足での立位」が「1. できる」
05	「座位保持」が「4. できない」にもかかわらず、「両足での立位」が「1. できる」
06	「座位保持」が「4. できない」にもかかわらず、「歩行」が「1. できる」
07	「座位保持」が「4. できない」にもかかわらず、「立ち上がり」が「1. できる」
08	「座位保持」が「4. できない」にもかかわらず、「片足での立位」が「1. できる」
09	「座位保持」が「4. できない」にもかかわらず、「洗身」が「1. できる」
10	「両足での立位」が「3. できない」にもかかわらず、「歩行」が「1. できる」
11	「両足での立位」が「3. できない」にもかかわらず、「立ち上がり」が「1. できる」
12	「両足での立位」が「3. できない」にもかかわらず、「片足での立位」が「1. できる」
13	「歩行」が「1. できる」にもかかわらず、「移乗」が「4. 全介助」
14	「歩行」が「3. できない」にもかかわらず、「片足での立位」が「1. できる」
15	「移乗」が「4. 全介助」にもかかわらず、「片足での立位」が「1. できる」
16	「立ち上がり」が「3. できない」にもかかわらず、「片足での立位」が「1. できる」
17	「洗身」が「1. できる」にもかかわらず、「異食行動」が「3. ある」
18	「じょくそう」が「1. ない」にもかかわらず、特別な医療の「じょくそうの処置」が「2. ある」
19	「じょくそう」が「2. ある」にもかかわらず、「常時の徘徊」が「3. ある」
20	「えん下」が「3. できない」にもかかわらず、「食事摂取」が「1. できる」
21	「えん下」が「3. できない」にもかかわらず、「薬の内服」が「1. できる」
22	「つめ切り」が「1. できる」にもかかわらず、「物や衣類を壊す」が「3. ある」
23	「つめ切り」が「1. できる」にもかかわらず、「異食行動」が「3. ある」
24	「薬の内服」が「1. できる」にもかかわらず、「物や衣類を壊す」が「3. ある」
25	「薬の内服」が「1. できる」にもかかわらず、「不潔行為」が「3. ある」
26	「薬の内服」が「1. できる」にもかかわらず、「異食行動」が「3. ある」
27	「金銭の管理」が「1. できる」にもかかわらず、「常時の徘徊」が「3. ある」
28	「金銭の管理」が「1. できる」にもかかわらず、「一人で出たがる」が「3. ある」
29	「金銭の管理」が「1. できる」にもかかわらず、「収集癖」が「3. ある」
30	「金銭の管理」が「1. できる」にもかかわらず、「物や衣類を壊す」が「3. ある」
31	「金銭の管理」が「1. できる」にもかかわらず、「不潔行為」が「3. ある」
32	「金銭の管理」が「1. できる」にもかかわらず、「異食行動」が「3. ある」
33	「視力」が「5. 判断不能」にもかかわらず、「意思の伝達」が「1. できる」

コードNo.	説明
34	「視力」が「5.判断不能」にもかかわらず、「指示への反応」が「1.通じる」
35	「聴力」が「5.判断不能」にもかかわらず、「意思の伝達」が「1.できる」
36	「聴力」が「5.判断不能」にもかかわらず、「指示への反応」が「1.通じる」
37	「視力」が「5.判断不能」にもかかわらず、第6群:6-5(記憶・理解について)の6項目がいずれも「1.できる」
38	「聴力」が「5.判断不能」にもかかわらず、第6群:6-5(記憶・理解について)の6項目がいずれも「1.できる」
39	「聴力」が「5.判断不能」にもかかわらず、「電話の利用」が「1.できる」
40	「異食行動」が「3.ある」にもかかわらず、「日常の意思決定」が「1.できる」
41	「聴力」が「5.判断不能」にもかかわらず、「日常の意思決定」が「1.できる」
42	「視力」が「5.判断不能」にもかかわらず、「日常の意思決定」が「1.できる」
43	「聴力」が「5.判断不能」にもかかわらず、「飲水」が「1.できる」
44	「視力」が「5.判断不能」にもかかわらず、「電話の利用」が「1.できる」
45	「聴力」が「5.判断不能」にもかかわらず、「排便」が「1.できる」
46	「意思の伝達」が「4.できない」にもかかわらず、「日常の意思決定」が「1.できる」
47	「聴力」が「5.判断不能」にもかかわらず、「排尿」が「1.できる」
48	「聴力」が「5.判断不能」にもかかわらず、「移動」が「1.できる」
49	「物や衣類を壊す」が「3.ある」にもかかわらず、「日常の意思決定」が「1.できる」
50	「意思の伝達」が「4.できない」にもかかわらず、「電話の利用」が「1.できる」
51	「片足での立位」が「1.できる」にもかかわらず、「飲水」が「4.全介助」
52	「異食行動」が「3.ある」にもかかわらず、「電話の利用」が「1.できる」
53	「指示への反応」が「3.通じない」にもかかわらず、「日常の意思決定」が「1.できる」
54	「自分の名前をいう」が「2.できない」にもかかわらず、「日常の意思決定」が「1.できる」
55	「視力」が「5.判断不能」にもかかわらず、「排便」が「1.できる」
56	「視力」が「5.判断不能」にもかかわらず、「排尿」が「1.できる」
57	「洗身」が「1.できる」にもかかわらず、「飲水」が「4.全介助」
58	「視力」が「5.判断不能」にもかかわらず、「飲水」が「1.できる」
59	「自分の名前をいう」が「2.できない」にもかかわらず、「電話の利用」が「1.できる」
60	「火の不始末」が「3.ある」にもかかわらず、「飲水」が「4.全介助」
61	「視力」が「5.判断不能」にもかかわらず、「移動」が「1.できる」
62	「物や衣類を壊す」が「3.ある」にもかかわらず、「電話の利用」が「1.できる」

○障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令  
(平成18年厚生労働省令第40号)

(定義)

第一条 この省令において「障害程度区分基準時間」とは、障害程度区分に関する審査及び判定に係る障害者につき、当該障害者に対する別表第一の調査票を用いた障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第二十条第二項（法第二十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による調査（以下「障害程度区分認定調査」という。）の結果に基づき、別表第二から別表第九までの算定方法により算定される時間を合計した時間とする。

- 2 この省令において「行動障害及び手段的日常生活動作に関する調査項目」とは、別表第一の調査票における調査項目中7のエ、カからサまで、ス、セ、タ、トからヒまで及びホ並びに9-1から9-7までの調査項目とする。
- 3 この省令において「その他の精神面等に関する調査項目」とは、別表第一の調査票における調査項目中6-3-イ、6-4-イ、7のフ、へ及びマからヤまで並びに9-8の調査項目とする。

(障害程度区分に関する審査判定基準等)

第二条 法第四条第四項の厚生労働省令で定める区分は、次の各号に掲げる区分とし、障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号。以下「令」という。）第十条第二項（令第十三条において準用する場合を含む。）に規定する市町村審査会（法第十五条に規定する市町村審査会をいう。以下同じ。）が行う審査及び判定は、当該審査及び判定に係る障害者が当該区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる状態のいずれかに該当するかについて行うものとする。

一 区分一 次のイからハまでのいずれかに掲げる状態

- イ 当該障害者に係る障害程度区分基準時間が二十五分以上三十二分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）
- ロ 当該障害者に係る障害程度区分基準時間が二十五分未満であるが、当該障害者に係る行動障害及び手段的日常生活動作に関する調査項目に係る障害程度区分認定調査の結果を勘案して、イに掲げる状態に相当すると認められる状態
- ハ 当該障害者に係る障害程度区分基準時間が二十五分未満又は三十二分以上であるが、行動障害及び手段的日常生活動作に関する調査項

目並びにその他の精神面等に関する調査項目に係る障害程度区分認定調査の結果、特記事項及び医師意見書を総合的に勘案して、イに掲げる状態に相当すると認められる状態（ロに掲げる状態を除く。）

二 区分二 次のイからハまでのいずれかに掲げる状態

イ 当該障害者に係る障害程度区分基準時間が三十二分以上五十分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）

ロ 当該障害者に係る障害程度区分基準時間が三十二分未満であるが、当該障害者に係る行動障害及び手段的日常生活動作に関する調査項目に係る障害程度区分認定調査の結果を勘案して、イに掲げる状態に相当すると認められる状態

ハ 当該障害者に係る障害程度区分基準時間が三十二分未満又は五十分以上であるが、行動障害及び手段的日常生活動作に関する調査項目並びにその他の精神面等に関する調査項目に係る障害程度区分認定調査の結果、特記事項及び医師意見書を総合的に勘案して、イに掲げる状態に相当すると認められる状態（ロに掲げる状態を除く。）

三 区分三 次のイからハまでのいずれかに掲げる状態

イ 当該障害者に係る障害程度区分基準時間が五十分以上七十分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）

ロ 当該障害者に係る障害程度区分基準時間が五十分未満であるが、当該障害者に係る行動障害及び手段的日常生活動作に関する調査項目に係る障害程度区分認定調査の結果を勘案して、イに掲げる状態に相当すると認められる状態

ハ 当該障害者に係る障害程度区分基準時間が五十分未満又は七十分以上であるが、行動障害及び手段的日常生活動作に関する調査項目並びにその他の精神面等に関する調査項目に係る障害程度区分認定調査の結果、特記事項及び医師意見書を総合的に勘案して、イに掲げる状態に相当すると認められる状態（ロに掲げる状態を除く。）

四 区分四 次のイからハまでのいずれかに掲げる状態

イ 当該障害者に係る障害程度区分基準時間が七十分以上九十分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）

ロ 当該障害者に係る障害程度区分基準時間が七十分未満であるが、当該障害者に係る行動障害及び手段的日常生活動作に関する調査項目に係る障害程度区分認定調査の結果を勘案して、イに掲げる状態に相当すると認められる状態

ハ 当該障害者に係る障害程度区分基準時間が七十分未満又は九十分以上であるが、行動障害及び手段的日常生活動作に関する調査項目並

びにその他の精神面等に関する調査項目に係る障害程度区分認定調査の結果、特記事項及び医師意見書を総合的に勘案して、イに掲げる状態に相当すると認められる状態（ロに掲げる状態を除く。）

五 区分五 次のイからハまでのいずれかに掲げる状態

- イ 当該障害者に係る障害程度区分基準時間が九十分以上百十分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）
- ロ 当該障害者に係る障害程度区分基準時間が九十分未満であるが、当該障害者に係る行動障害及び手段的日常生活動作に関する調査項目に係る障害程度区分認定調査の結果を勘案して、イに掲げる状態に相当すると認められる状態
- ハ 当該障害者に係る障害程度区分基準時間が九十分未満又は百十分以上であるが、行動障害及び手段的日常生活動作に関する調査項目並びにその他の精神面等に関する調査項目に係る障害程度区分認定調査の結果、特記事項及び医師意見書を総合的に勘案して、イに掲げる状態に相当すると認められる状態（ロに掲げる状態を除く。）

六 区分六 次のイからハまでのいずれかに掲げる状態

- イ 当該障害者に係る障害程度区分基準時間が百十分以上である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）
- ロ 当該障害者に係る障害程度区分基準時間が百十分未満であるが、当該障害者に係る行動障害及び手段的日常生活動作に関する調査項目に係る障害程度区分認定調査の結果を勘案して、イに掲げる状態に相当すると認められる状態
- ハ 当該障害者に係る障害程度区分基準時間が百十分未満であるが、行動障害及び手段的日常生活動作に関する調査項目並びにその他の精神面等に関する調査項目に係る障害程度区分認定調査の結果、特記事項及び医師意見書を総合的に勘案して、イに掲げる状態に相当すると認められる状態（ロに掲げる状態を除く。）

（都道府県審査会に関する読替え）

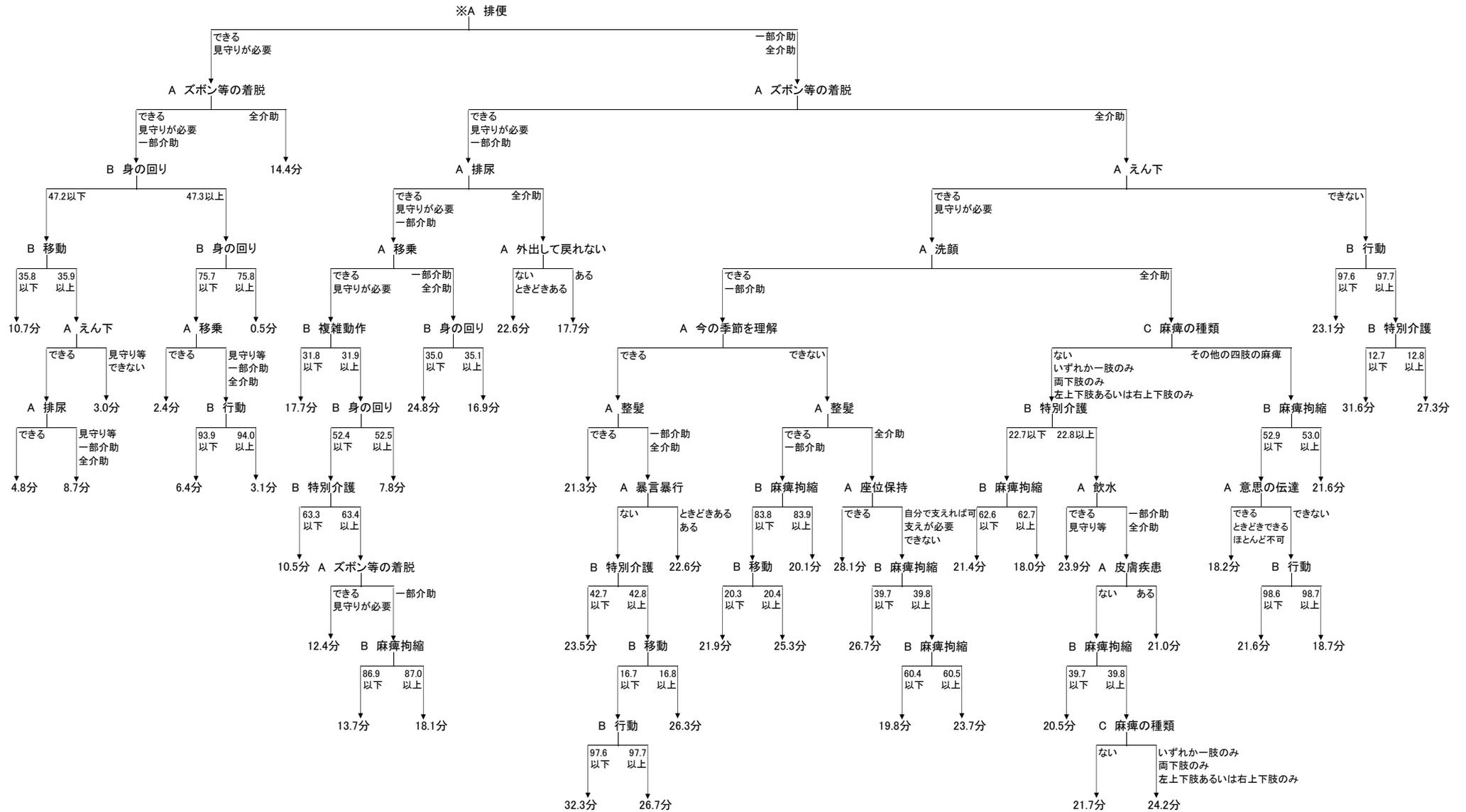
第三条 法第二十六条第二項の規定により審査判定業務を都道府県に委託した市町村について、前条の規定を適用する場合には、同条中「市町村審査会（法第十五条に規定する市町村審査会をいう。以下同じ。）」とあるのは、「都道府県審査会」とする。

附 則

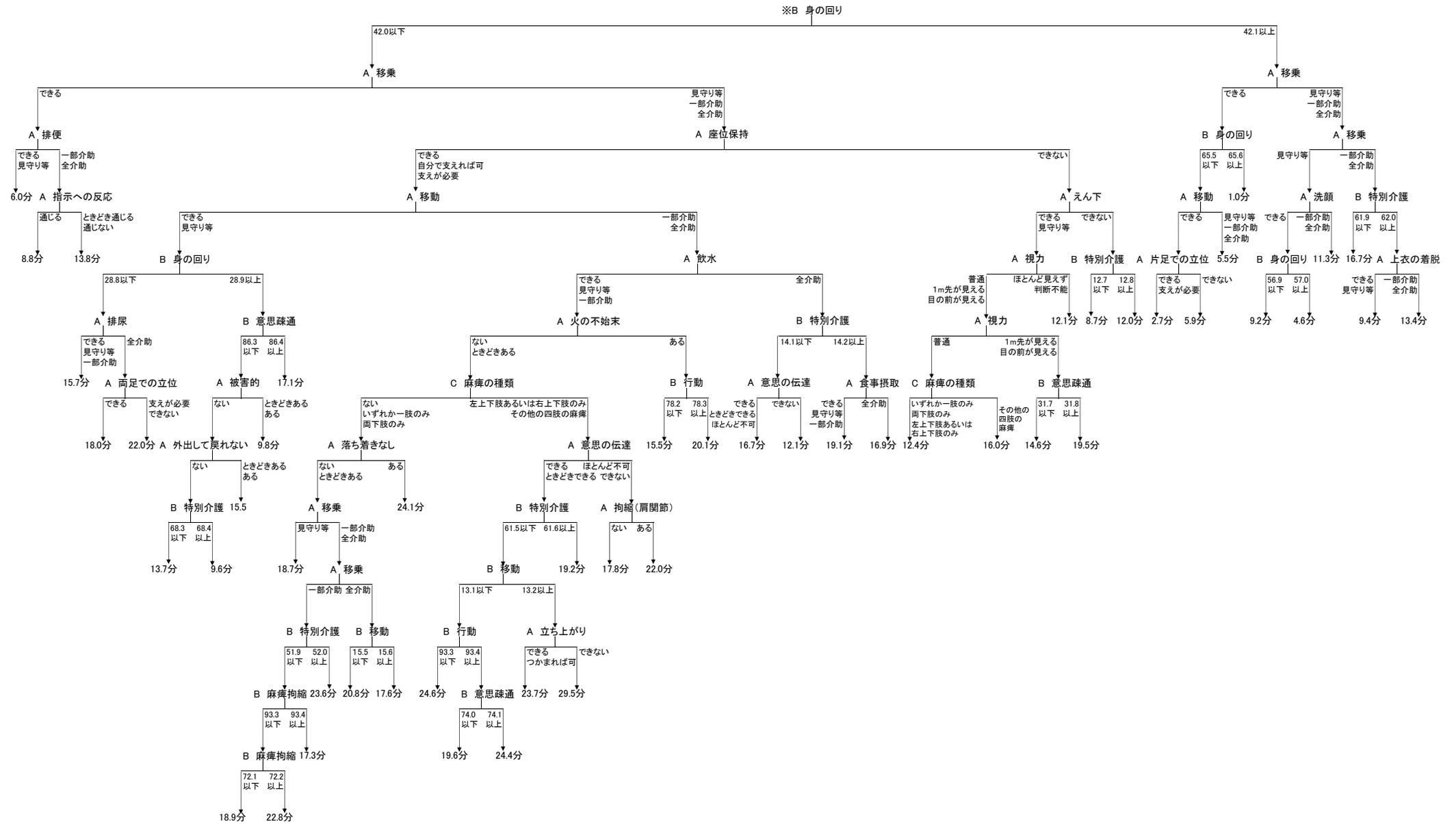
この省令は、平成十八年四月一日から施行する。



## 2 排泄

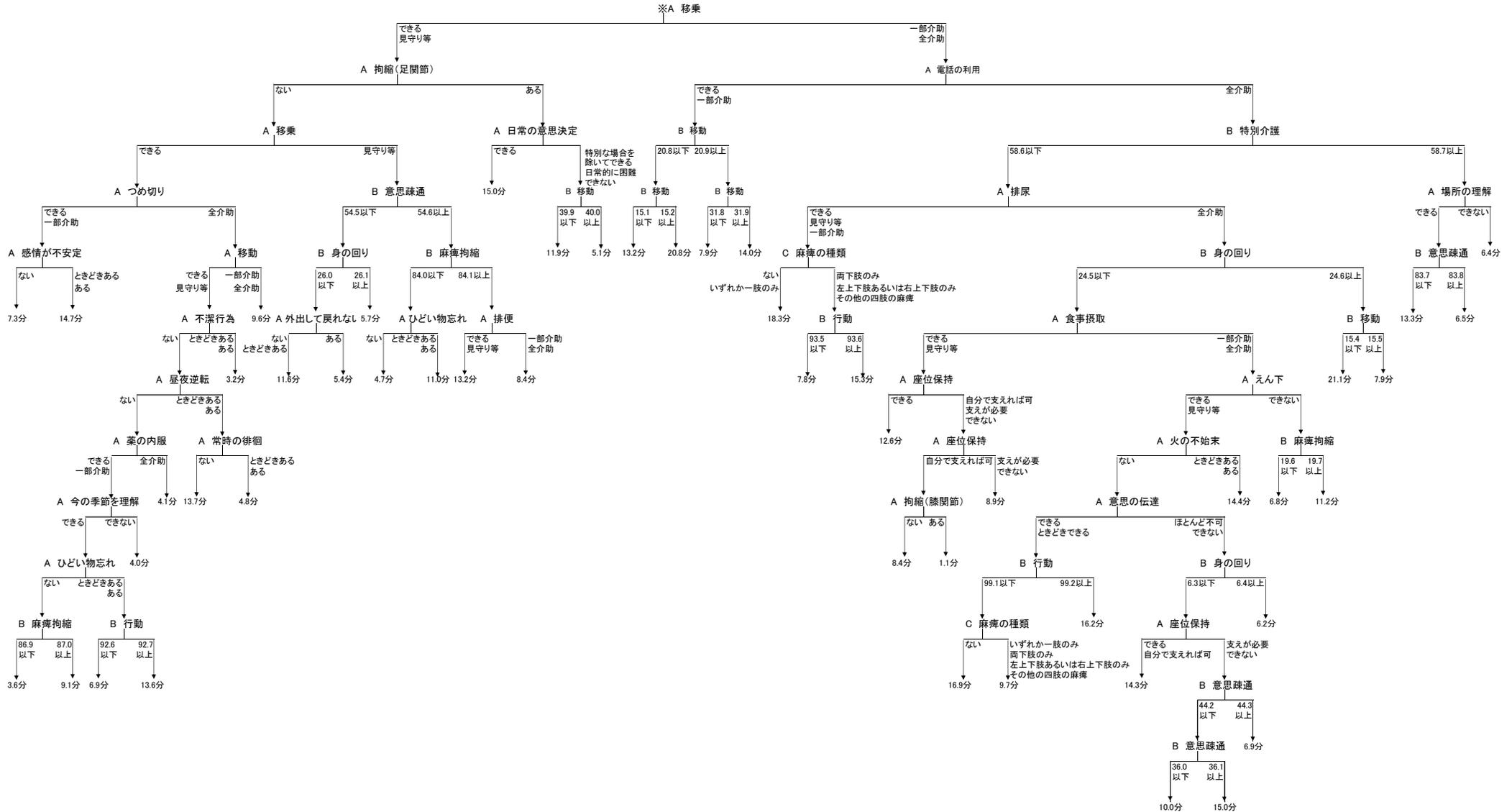


### 3 移動





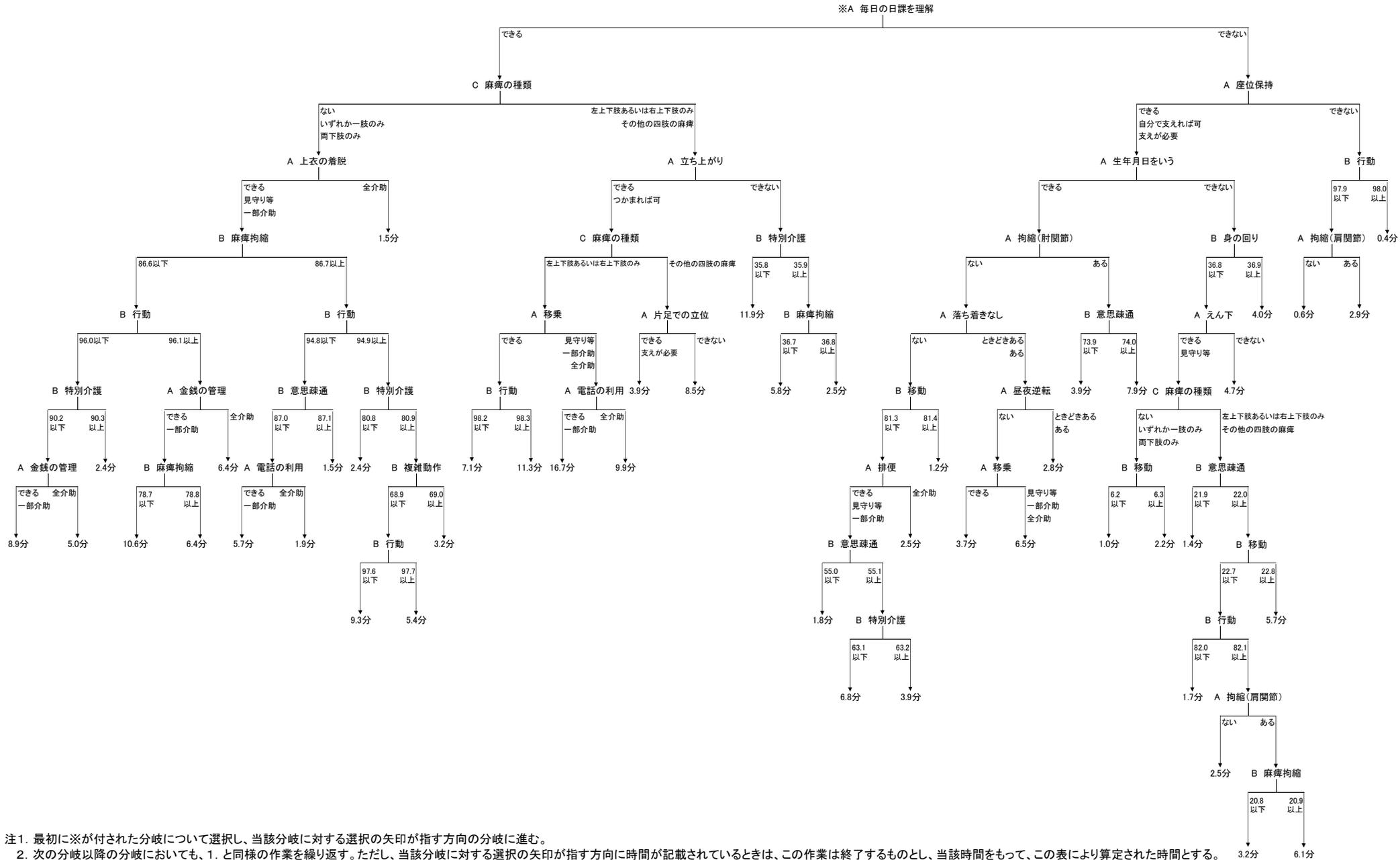
# 別表第三 間接生活介助



注1. 最初に※が付された分岐について選択し、当該分岐に対する選択の矢印が指す方向の分岐に進む。  
 2. 次の分岐以降の分岐においても、1.と同様の作業を繰り返す。ただし、当該分岐に対する選択の矢印が指す方向に時間が記載されているときは、この作業は終了するものとし、当該時間をもって、この表により算定された時間とする。  
 3. Aの分岐への選択は、調査結果に基づき行うものとする。  
 4. Bの分岐への選択は、別表第八により算定される各群の合計点数に基づき行うものとする。  
 5. Cの分岐への選択は、別表第九により選択される痺れの種類に基づき行うものとする。



別表第五  
機能訓練関連行為





## 別表第七

### 特別な医療

区分	番号	項目名	時間(単位:分)
処置内容	1	点滴の管理	8.5
	2	中心静脈栄養	8.5
	3	透析	8.5
	4	ストーマの処置	3.8
	5	酸素療法	0.8
	6	レスピレーター	4.5
	7	気管切開の処置	5.6
	8	疼痛の看護	2.1
	9	経管栄養	9.1
特別な対応	10	モニター測定	3.6
	11	じょくそうの処置	4.0
失禁への対応	12	カテーテル	8.2

注 調査結果(8の項目)に基づき、当てはまるものに係る時間を合計する。

## 別表第八

## 中間評価項目

群		項目		点数								
1	【麻痺拘縮】	麻痺	ない	16.0点	いずれか一肢のみ	13.3点	両下肢のみ	2.5点	左上下肢あるいは右上下肢のみ	3.5点	その他の四肢の麻痺	0.0点
		拘縮(肩関節)	ない	15.8点	ある	0.0点						
		拘縮(肘関節)	ない	21.9点	ある	0.0点						
		拘縮(股関節)	ない	16.3点	ある	0.0点						
		拘縮(膝関節)	ない	10.5点	ある	0.0点						
		拘縮(足関節)	ない	19.5点	ある	0.0点						
2	【移動】	寝返り	できる	14.5点	つかまれば可	3.8点	できない	0.0点				
		起き上がり	できる	14.2点	つかまれば可	2.2点	できない	0.0点				
		座位保持	できる	16.0点	自分で支えれば可	10.0点	支えが必要	2.6点	できない	0.0点		
		両足での立位	できる	14.3点	支えが必要	3.1点	できない	0.0点				
		歩行	できる	12.3点	つかまれば可	1.8点	できない	0.0点				
		移乗	自立	14.8点	見守り等	6.5点	一部介助	2.0点	全介助	0.0点		
		移動	自立	13.9点	見守り等	4.7点	一部介助	1.4点	全介助	0.0点		
3	【複雑動作】	立ち上がり	できる	39.4点	つかまれば可	9.1点	できない	0.0点				
		片足での立位	できる	31.7点	支えが必要	6.0点	できない	0.0点				
		洗身	自立	28.8点	一部介助	28.9点	全介助	5.9点	行っていない	0.0点		
4	【特別介護】	じょくそう	ない	11.8点	ある	0.0点						
		皮膚疾患	ない	1.9点	ある	0.0点						
		えん下	できる	21.1点	見守り等	7.5点	できない	0.0点				
		食事摂取	自立	18.8点	見守り等	9.0点	一部介助	5.3点	全介助	0.0点		
		飲水	自立	19.4点	見守り等	9.7点	一部介助	5.4点	全介助	0.0点		
		排尿	自立	13.6点	見守り等	4.2点	一部介助	2.5点	全介助	0.0点		
		排便	自立	13.4点	見守り等	4.1点	一部介助	2.6点	全介助	0.0点		
5	【身の回り】	口腔清潔	自立	11.0点	一部介助	6.4点	全介助	0.0点				
		洗顔	自立	11.1点	一部介助	6.3点	全介助	0.0点				
		整髪	自立	10.3点	一部介助	6.2点	全介助	0.0点				
		つめ切り	自立	7.2点	一部介助	1.4点	全介助	0.0点				
		上衣の着脱	自立	10.9点	見守り等	5.7点	一部介助	4.4点	全介助	0.0点		
		ズボン等の着脱	自立	10.5点	見守り等	5.1点	一部介助	4.2点	全介助	0.0点		

	薬の内服	自立	11.4点	一部介助	4.7点	全介助	0.0点		
	金銭の管理	自立	8.3点	一部介助	2.3点	全介助	0.0点		
	電話の利用	自立	8.5点	一部介助	3.3点	全介助	0.0点		
	日常の意思決定	できる	10.8点	特別な場合を除いてできる	6.4点	日常的に困難	2.9点	できない	0.0点

6	【意思疎通】	視力	普通	13.7点	1m先が見える	1.6点	目の前が見える	2.3点	ほとんど見えず	0.6点	判断不能	0.0点
		聴力	普通	15.1点	やっとならざる	3.4点	大声が聞える	1.4点	ほとんど聞えず	0.1点	判断不能	0.0点
		意思の伝達	できる	13.3点	ときどきできる	7.7点	ほとんど不可	3.5点	できない	0.0点		
		指示への反応	通じる	12.7点	ときどき通じる	4.6点	通じない	0.0点				
		毎日の日課を理解	できる	5.9点	できない	0.0点						
		生年月日をいう	できる	7.7点	できない	0.0点						
		短期記憶	できる	6.0点	できない	0.0点						
		自分の名前をいう	できる	11.1点	できない	0.0点						
		今の季節を理解	できる	6.8点	できない	0.0点						
		場所の理解	できる	7.7点	できない	0.0点						

7	【行動】	被害的	ない	5.2点	ときどきある	2.5点	ある	0.0点
		作話	ない	6.0点	ときどきある	3.3点	ある	0.0点
		幻視幻聴	ない	4.9点	ときどきある	2.5点	ある	0.0点
		感情が不安定	ない	4.0点	ときどきある	1.8点	ある	0.0点
		昼夜逆転	ない	3.4点	ときどきある	1.8点	ある	0.0点
		暴言暴行	ない	5.5点	ときどきある	3.2点	ある	0.0点
		同じ話をする	ない	3.9点	ときどきある	1.7点	ある	0.0点
		大声をだす	ない	5.2点	ときどきある	3.1点	ある	0.0点
		介護に抵抗	ない	4.6点	ときどきある	2.7点	ある	0.0点
		常時の徘徊	ない	6.2点	ときどきある	4.2点	ある	0.0点
		落ち着きな	ない	6.1点	ときどきある	3.9点	ある	0.0点
		外出して戻れない	ない	6.1点	ときどきある	4.3点	ある	0.0点
		一人で出たがる	ない	7.0点	ときどきある	4.3点	ある	0.0点
		収集癖	ない	6.3点	ときどきある	4.7点	ある	0.0点
		火の不始末	ない	3.2点	ときどきある	0.5点	ある	0.0点
		物や衣類を壊す	ない	7.9点	ときどきある	5.9点	ある	0.0点
		不潔行為	ない	5.2点	ときどきある	3.6点	ある	0.0点
		異食行動	ない	6.5点	ときどきある	5.4点	ある	0.0点
		ひどい物忘れ	ない	2.8点	ときどきある	0.4点	ある	0.0点

注1 調査結果に基づき、各項目のうち当てはまるものに係る点数を各群につき合計する。

2 麻痺の項のうち当てはまるものの選択は、別表第九により選択される麻痺の種類により行なうものとする。

別表第九

麻痺の種類

番号	調査項目における選択肢				麻痺の種類
	左上肢	右上肢	左下肢	右下肢	
1	ない	ない	ない	ない	ない
2	ある	ない	ない	ない	いずれか一肢のみ
3	ない	ある	ない	ない	いずれか一肢のみ
4	ない	ない	ある	ない	いずれか一肢のみ
5	ない	ない	ない	ある	いずれか一肢のみ
6	ある	ある	ない	ない	その他の四肢の麻痺
7	ある	ない	ある	ない	左上下肢あるいは右上下肢のみ
8	ある	ない	ない	ある	その他の四肢の麻痺
9	ない	ある	ある	ない	その他の四肢の麻痺
10	ない	ある	ない	ある	左上下肢あるいは右上下肢のみ
11	ない	ない	ある	ある	両下肢のみ
12	ある	ある	ある	ない	その他の四肢の麻痺
13	ある	ある	ない	ある	その他の四肢の麻痺
14	ある	ない	ある	ある	その他の四肢の麻痺
15	ない	ある	ある	ある	その他の四肢の麻痺
16	ある	ある	ある	ある	その他の四肢の麻痺

注 麻痺の種類を選択は、調査結果(1—1の項目)に基づき、当てはまるものを組み合わせて行うものとする。

障発第 0317006 号  
平成 18 年 3 月 17 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

### 市町村審査会の運営について

標記について、「障害程度区分認定に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成 18 年厚生労働省令第 40 号）」が交付され、4 月 1 日より施行されることになったことに伴い、市町村審査会における障害程度区分の審査判定等の取扱いについて別添によることとしたので、通知する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

(別添)

## 市町村審査会運営要綱

### 1 市町村審査会の基本的考え方

#### (1) 審査会設置の趣旨

- 市町村審査会（都道府県審査会が設置されている場合は都道府県審査会。以下「審査会」という。）は、
  - ・ 障害程度区分認定基準に照らして審査及び判定を行う
  - ・ 市町村が支給要否決定を行うに当たり意見を聴くために設置する機関である。
- これらの業績を合わせて「審査判定」業務という。

#### (2) 障害者自立支援法の規定について

- ① 市町村に、障害程度区分の審査判定業務を行う、及び市町村の支給要否決定を行うに当たり意見を聴くため、審査会を置くこととしている。（第15条）
- ② 審査会の委員の定数は、条例で定めることとなっており、委員は、障害者等の保健又は福祉に関する学識経験者を有する者のうちから市町村長が任命することとなっている。（第16条第1項及び第2項）
- ③ 審査会は、障害程度区分に関する審査判定を行う。（第21条第2項）
- ④ 審査会は、市町村の支給要否決定に当たり意見を述べる。（第22条第3項）

#### (3) 地方自治法上の取り扱い

- ① 審査会は、地方自治法上、自治体の附属機関として位置付けられる。
- ② 審査会の設置については、法律上必置であることから、設置の根拠となる条例は不要であるが、法第16条第1項に基づき委員定数の条例が必要である。
- ③ 委員の身分は、市町村の非常勤特別職となる。

【参考】地方自治法（抄）

（委員会・委員及び附属の設置）

第138条の4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その

権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

- 3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

(附属機関の職務権限・組織等)

第202条の3 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

- 2 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。
- 3 附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。

## 2 広域化の考え方

(1) 審査会の設置は、次のような形態がある。

- ① 市町村単独で設置、
- ② 広域連合や一部事務組合での対応、
- ③ 機関の共同設置、
- ④ 市町村の委託による都道府県審査会の設置

(2) 都道府県は、管内市町村における審査会設置や審査判定業務が円滑に進むよう、市町村と十分調整し、必要な支援を行う。

## 3 審査会委員について

(1) 委員構成

- 委員は、障害者の実情に通じた者のうちから、障害保健福祉の学識経験を有する者であって、中立かつ公正な立場で審査が行える者を任命する。
- 身体障害、知的障害、精神障害の各分野の均衡に配慮した構成とする。

(2) 学識経験を有する者の判断

- 委員が学識経験を有しているか否かについては、市町村長の判断である。
- 障害者の障害保健福祉の学識経験を有する者であって、中立かつ公正な立場で審査が行える者であれば、障害者を委員に加えることが望ましい。

(3) 市町村との関係

- 審査会における審査判定の公平性を確保するために、市町村職員は、

原則として委員になることはできない。

- ただし、委員の確保が難しい場合は、市町村職員であっても、障害保健福祉の学識経験者であり、かつ認定調査等の事務に直接従事していなければ、委員に委嘱することは差し支えない。

(4) 認定調査員との兼務

- 委員は、原則として当該市町村の認定調査員となれない。
- ただし、他に適当な者がいない等のやむを得ない事情がある場合はこの限りではない。その場合であっても、委員が認定調査を行った対象者の審査判定については、当該委員が所属する合議体では行わない。

(5) 審査会委員の研修

委員は、原則として都道府県が実施する審査会委員に対する研修（市町村審査会委員研修）を受講し、審査及び判定の趣旨、考え方、手続き等を確認する。

(6) 委員数の見込み方

- ① 市町村は、
  - サービス利用者数、
  - 一合議体当たりの審査件数、
  - 設置すべき合議体数及び一合議体当たりの委員数、等から必要な審査会委員数を見込み、条例で定数を定めること。
- ② 条例の定数は、上限数を定めればよいこととする。（例 ○○人以内）

(7) 委員の任期

委員の任期は2年（初回の任期は19年3月末日まで）とし、委員は再任されることができる。

(8) 審査会の会長等

- 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 審査会の会長は、会長に事故あるときにその職務を代行する委員をあらかじめ指名する。

## 5 合議体について

(1) 合議体の設置

審査会は、委員のうちから会長が指名する者をもって構成する合議体で、審査判定業務（障害程度区分の認定及び支給要否決定についての意見）を取り扱うことができる。

(2) 合議体の委員の定数

- 合議体を構成する委員の定数は、5人を標準として市町村長が定める数とする。

- 次の①及び②については、審査判定の質が維持されると市町村が判断した場合には、5人よりも少ない人数を定めることができる。ただし、この場合であっても、少なくとも3人を下回って定めることはできない。
    - ① 障害程度区分認定の更新に係る申請を対象とする場合
    - ② 委員の確保が著しく困難な場合
  - 合議体についても、身体障害、知的障害、精神障害の各分野の均衡に配慮した構成とする。
  - 特定分野の委員の確保が困難な場合にあっては、当該分野の委員を他の分野より多く合議体に所属させることとした上で、審査会の開催にあたって定足数を満たすよう必要な人数が交代で出席する方式でも差し支えない。
  - 審査会に設置する合議体は、一定期間中は固定した構成とすることとするが、いずれの合議体にも所属しない無任所の委員をおいた上で、概ね3月以上の間隔において合議体に所属する委員を変更することは可能である。
  - なお、委員は、所属しない合議体における審査判定に加わることはできない。また、委員確保が特に困難な場合を除き、複数の合議体に同一の委員が所属することは適切ではない。
- (3) 合議体の長の互選
- 合議体に長を1人置き、当該合議体を構成する委員の互選によってこれを定める。
  - 合議体の長が所属する合議体の会議に出席できないときは、当該合議体に所属する委員であって合議体の長があらかじめ指名するものがその職務を代理する。

## 6 審査会の議決

- 審査会（合議体を置く場合は合議体を含む。以下同じ。）は、委員の過半数の出席がなければ、これを開き、議決することができない。
- 審査会は、審査判定にあたり、できるだけ委員間の意見の調整を行い、合意を得るよう努める。
- 審査会の議事は、会長（合議体にあつては合議体の長をいう。以下同じ。）を含む出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

## 7 市町村審査会開催の準備

- 市町村（事務局）は、審査会開催に先立ち、当該開催日の審査会において審査及び判定を行う審査対象者をあらかじめ決めた上で、該当する審査対象者について、以下の資料を作成する。
  - ① 認定調査結果を用いて、市町村に設置された一次判定ソフトによって判定（以下「一次判定」という。）された結果
  - ② 特記事項の写し、医師意見書の写し、概況調査票（サービス利用状況票）の写し
- これらの資料については、氏名、住所など個人を特定する情報について削除した上で、あらかじめ審査会委員に送付する。

## 8 審査判定

審査会は、介護給付に係る申請を行った審査対象者について、「認定調査」及び「特記事項」並びに「医師意見書」に記載された内容に基づき、「障害程度区分認定に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第40号）に定める区分に該当することについて、審査及び判定を行う。

### （1）内容の確認精査

- 認定調査の結果について、特記事項及び医師意見書の内容と比較検討し、明らかな矛盾がないか確認する。
- これらの内容に不整合があった場合には再調査を実施するか、必要に応じて医師及び認定調査員に照会した上で認定調査の結果の一部修正が必要と認められる場合には、調査結果の一部修正を行う。
- 調査結果の一部修正を行う場合には、「別紙2 認定調査結果を修正できないケース」を参照する。
- なお、再調査後の審査判定は、原則として前回と同一の審査会において審査判定を行うこととする。

### （2）一次判定結果の変更

- 次に、一次判定の結果（認定調査の結果の一部を修正した場合には、一次判定用ソフトを用いて再度一次判定を行って得られた一次判定の結果（別紙1参照）を原案として、特記事項、医師意見書、B項目群、C項目群（☆）の内容から、通常に比べてより長い（短い）時間の介護を要するかどうか判断し、一次判定の結果を変更して二次判定結果とする。ただし、既に一次判定で評価されているB1項目群（プロセスIで非該当となった場合は、B1及びB2項目群（★）のみをもって重度に変更することはできない。

### (3) 変更の場合の妥当性の検証

一次判定の結果を変更する場合には、

- ① 障害程度区分基準時間の行為の区分毎の時間
- ② 区分変更の例（別紙4）

を参考に一次判定変更の妥当性を検証する。また、一次判定の結果を変更する場合には、「別紙3 二次判定で変更できないケース」を参照する。

#### ☆ A項目群…障害程度区分基準時間の区分を定める項目群

介護保険の要介護認定の認定調査項目と同じ 79 項目

#### B項目群…一次判定の新ロジックにおける区分変更に係わる項目群

- ① 調理や買い物ができるかどうかなどの日常生活に関する項目 (B1 項目) 7 項目
- ② 多動やこだわりなど行動面に関する項目 (B2 項目) 9 項目

計 16 項目

#### C項目群…障害の特性を補足的に捉えるための項目群（A・B項目群以外）

- ① 話がまとまらない、働きかけに応じず動かないなど精神面に関する項目 8 項目
- ② 言語以外の手段を用いた説明理解など行動障害に関する項目 2 項目
- ③ 文字の視覚的認識使用に関する項目 1 項目

計 11 項目

#### ★プロセス I 非該当

介護保険と同じ79項目（A項目群）のみによる一次判定（プロセス I）の結果、非該当であった場合。なお、プロセス II は、別紙1による判定結果。

## 9 審査会が付する意見

- さらに、特に必要がある場合と判断される場合については、訓練等給付等の有効な利用等に関し留意すべき事項について意見を付することができる。
- 審査会が必要に応じて付する意見について、特に留意すべき点は以下のとおりである。

### ① 認定の有効期間を定める場合の留意事項

「現在の状況がどの程度継続するか」との観点から、以下の場合において認定の有効期間（3年間）をより短く（3ヶ月以上）で設定するかどうかの検討を行う。なお、初回の認定については、市町村事務処理の平準化のため、審査会の意見を踏まえて3年6ヶ月までの範囲内で市町村が有効期間を定めることとなる。

- ・ 身体上または精神上の障害の程度が6カ月～1年程度の間において変動しやすい状態にあると考えられる場合。  
施設から在宅、在宅から施設に変わる等、置かれている環境が大きく変化する場合など、審査判定時の状況が変化する可能性があると考えられる場合。
- ・ その他、審査会が特に必要と認める場合。

② サービスに関して意見を付する場合の留意事項

市町村は、訓練等給付等のサービス利用について審査会の意見が付された場合には、支給決定に当たって、提示されたサービスの利用について十分留意することとする。

10 その他審査及び判定に当たっての留意事項

① 概況調査票等の取り扱いについて

概況調査票（サービス利用状況票等を含む。）及び過去に用いた審査判定資料については、審査会が当該審査対象者の一般的な状態を把握するために参照することは差し支えないが、審査判定の際の直接的な資料としては用いない。（「別紙2 認定調査結果を変更できないケース」及び「別紙3 二次判定で変更できないケースを」参照）

② 委員が審査判定に加われない場合について

市町村は、審査判定を行う合議体に、審査対象者が入院もしくは入所し、又は障害福祉サービスを利用している施設等に所属する委員が含まれないように、審査判定を行う合議体の調整に努める。

審査対象者が入所等をしている施設等に所属する者が、当該合議体に委員として出席している場合には、当該審査対象者の審査及び判定に限って、当該委員は判定に加わることができない。

③ 審査会への委員及び事務局職員以外の参加について

審査会は、審査判定に当たって、必要に応じて、審査対象者及びその家族、医師、認定調査員及びその他の専門家の意見を聞くことができる。

④ 審査会の公開について

審査会は、第三者に対して原則非公開とする。

⑤ 審査会での審査判定に用いた資料の公開について

各市町村の情報公開に関する規程等に基づき判断されることとなるが、審査対象者本人から公開の申し出があった場合、審査会資料は公開されることが望ましい。

⑥ 記録の保存について

審査判定に用いた記録の保存方法等については、必要に応じて各市町

村ごとにその取り扱いを定める。

⑦ 国への報告について

別途定める事項について期日までに国に報告を行う。

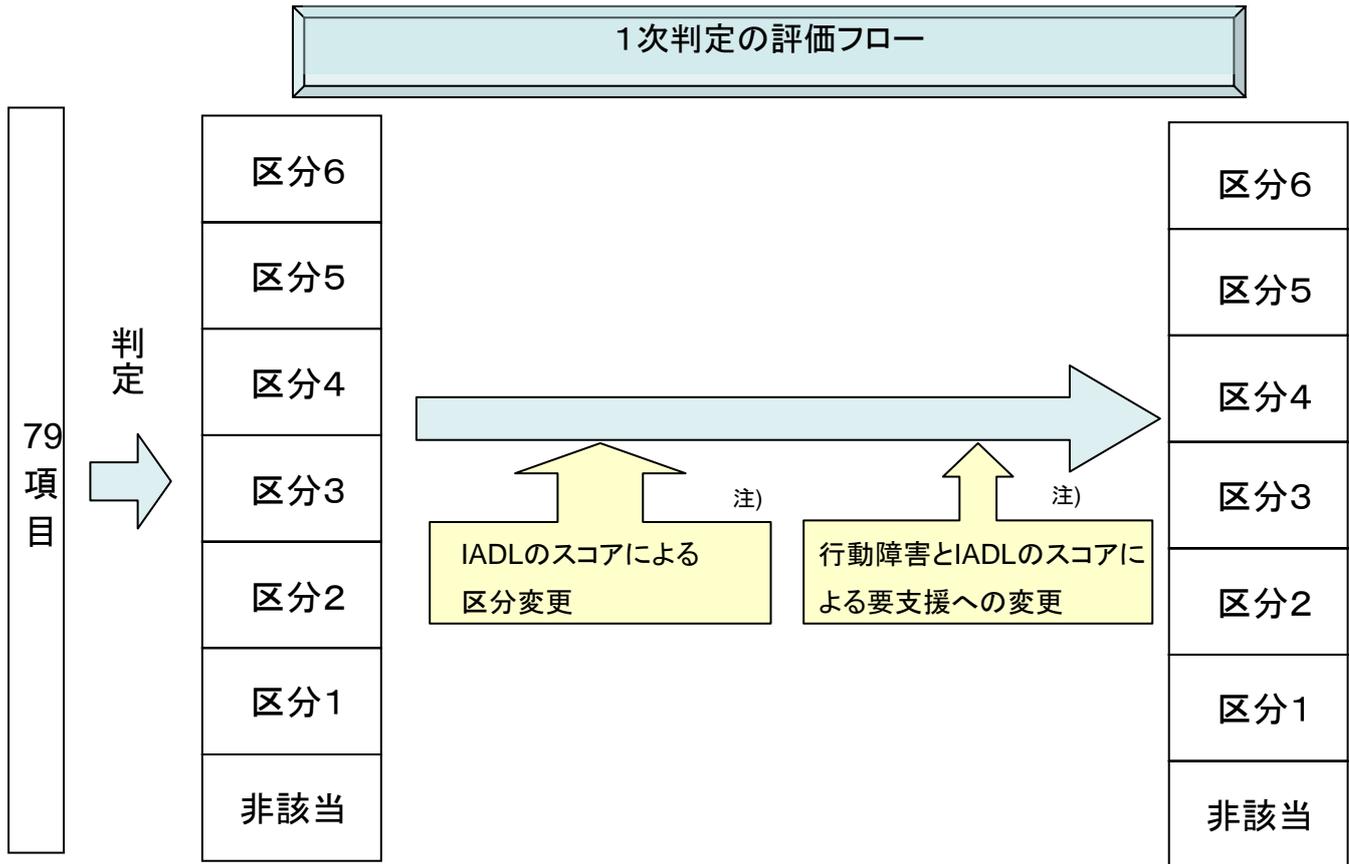
1 1 支給決定案に対する意見

市町村は、当該市町村の支給基準と乖離する支給決定案を作成した場合、その妥当性について審査会に意見を聞くことができる。審査会は、市町村から意見を求められた場合は、意見を述べることとする。

## 一次判定結果について

- ① 「障害程度区分認定に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成 18 年厚生労働省令第 40 号）」の第 2 条第 1 号から第 6 号の各号のいずれかのイに該当する区分を一次判定結果とする。
  
- ② ただし、以下の条件を満たす場合は、①に基づく区分より、1 段階又は 2 段階の重度の区分を一次判定結果とする。
  - ・ 表 1 に基づく IADL スコアについて、図に示す回帰分析を行った結果得られる変数〔X 3〕が 1 以上 1.5 未満のとき第 1 段階、1.5 以上の場合 2 段階の変更とする。
  
  - ・ 表 1 に基づく IADL スコアが 1.28 以上又は表 2 に基づく行動障害スコアが 0.07 以上の場合、非該当から区分 1 へ変更する。

図 1 次判定結果の算出方法



注) スコアによる区分変更ロジック

[X1]～[X4]の変数については、以下の数値を当てる。

区分	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1	非該当
変数[X1]	7	6	5	4	3	2	1

- 79調査項目を使用して障害程度区分基準時間から区分を算出し、変数[X1]を算出する。
- IADLスコア(S1)、行動障害スコア(S2)を表1, 2に基づいて算出する。
- 以下の数式に当てはめ、変数[X2]を算出する。  
 $[X2]=0.6903*[X1]+0.1796*(S1)+1.1148$
- 以下の計算を行い、変数[X3], [X4]を算出する。  
 $[X3]=[X2]-[X1]$ 
  - [X3]<1 の場合、
    - ①[X1]=1(非該当)であり、S1>1.28 又は S2>0.07 の場合、[X4]=[X1]+1
    - ②上記以外の場合、[X4]=[X1]
  - $1 \leq [X3] < 1.5$  の場合、[X4]=[X1]+1
  - $1.5 \leq [X3]$  の場合、[X4]=[X1]+2
- [X1], [X4]を一次判定の候補とし、区分として表記する:[X1]→[X4]

## IADLのスコア、行動障害のスコアの算出

表1 IADLスコア表

調理(献立を含む)	できる	0	見守り・一部介助	0.5	全介助	1.0
食事の配膳・下膳(運ぶこと)	できる	0	見守り・一部介助	0.5	全介助	1.0
掃除(整理整頓を含む)	できる	0	見守り・一部介助	0.5	全介助	1.0
洗濯	できる	0	見守り・一部介助	0.5	全介助	1.0
入浴の準備と後片付け	できる	0	見守り・一部介助	0.5	全介助	1.0
買い物	できる	0	見守り・一部介助	0.5	全介助	1.0
交通手段の利用	できる	0	見守り・一部介助	0.5	全介助	1.0

※各項目の点数を総計した点数について、7点満点(全項目が全介助)を6点満点に置き直して再計算した結果値をスコアとする。

表2 行動障害スコア表

泣いたり、笑ったりして感情が不安定になる	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				
暴言や暴行	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				
しつこく同じ話をしたり、不快な音を立てる	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				
大声をだす	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				
助言や介護に抵抗する	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				
目的もなく動き回る	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				
「家に帰る」等と言い落ち着きがない	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				
1人で外に出たがり目が離せない	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				
いろいろなものを集めたり、無断でもってくる	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				
物や衣類を壊したり、破いたりする	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				
特定の物や人に対する強いこだわり	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				
多動または行動の停止	ない	0	希にある	0.25	月に1回以上	0.5	週に1回以上	0.75	ほぼ毎日	1.0
パニックや不安定な行動	ない	0	希にある	0.25	月に1回以上	0.5	週に1回以上	0.75	ほぼ毎日	1.0
自分の体を叩いたり傷つけるなどの行為	ない	0	希にある	0.25	月に1回以上	0.5	週に1回以上	0.75	ほぼ毎日	1.0
叩いたり蹴ったり器物を壊したりなどの行為	ない	0	希にある	0.25	月に1回以上	0.5	週に1回以上	0.75	ほぼ毎日	1.0
他人に突然抱きついたり、断りもなく物を持ってくる	ない	0	希にある	0.25	月に1回以上	0.5	週に1回以上	0.75	ほぼ毎日	1.0
環境の変化により、突発的に通常と違う声を出す	ない	0	希にある	0.25	週に1回以上	0.5	日に1回以上	0.75	日に頻回	1.0
突然走っていなくなるような突発的行動	ない	0	希にある	0.25	週に1回以上	0.5	日に1回以上	0.75	日に頻回	1.0
再三の手洗いや、繰り返しの確認のため、日常動作に時間がかかる	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				

※各項目の点数を総計した点数について、19点満点(全項目が最高点)を6点満点に置き直して再計算した結果値をスコアとする。

## 認定調査結果を変更できないケース

以下の事項に基づいて認定調査の調査結果の一部修正を行うことはできない。ただし、認定調査では得られなかった状況が特記事項又は医師意見書の内容（審査会における認定調査員及び医師の発言を含む。以下同じ。）等によって新たに明らかになった場合は必要に応じて変更を行うことができる。

### 1) 既に当初の一次判定の結果で勘案された心身の状況

#### (1) 認定調査の調査結果と一致する特記事項の内容

特記事項の内容が認定調査の調査結果と一致し、特に新たな状況が明らかになっていない場合は、その内容に基づいて認定調査結果の一部修正を行うことはできない。

#### (2) 認定調査結果と一致する医師意見書の内容

医師意見書の内容が認定調査の調査結果と一致し、特に新たな状況が明らかになっていない場合は、その内容に基づいて認定調査結果の一部修正を行うことはできない。

### 2) 根拠のない事項

#### (1) 特記事項又は医師意見書に基づかない審査対象者の状況

特記事項又は医師意見書の内容に特に記載がない場合は、記載されていない内容に基づいて認定調査結果の一部修正を行うことはできない。

## 二次判定で変更できないケース

以下の事項に基づいて一次判定の結果の変更を行うことはできない。ただし、特記事項又は医師意見書の内容に基づいて介護に要する時間が延長又は短縮していると判断される場合は一次判定の結果の変更を行うことができる。

### 1) 既に当初の一次判定の結果で勘案された心身の状況

#### (1) 認定調査の調査結果と一致する特記事項の内容

特記事項の内容が認定調査の調査結果と一致し、特に新たな状況が明らかになっていない場合は、その内容に基づいて一次判定の結果の変更を行うことはできない。

#### (2) 認定調査結果と一致する医師意見書の内容

医師意見書の内容が認定調査の調査結果と一致し、特に新たな状況が明らかになっていない場合は、その内容に基づいて一次判定の結果の変更を行うことはできない。

### 2) 根拠のない変更

#### (1) 特記事項又は医師意見書に基づかない審査対象者の状況

特記事項又は医師意見書に特に記載されていない状況を理由として一次判定の結果の変更を行うことはできない。

### 3) 介護に要する時間とは直接的に関係しない事項

#### (1) 年齢

審査対象者の年齢を理由として一次判定の結果の変更を行うことはできない。

#### (2) 行為に要する時間

ある行為について時間がかかっていることを理由として一次判定の結果の変更を行うことはできない。

ただし、その行為に関し、特記事項又は医師意見書に記載されている内容に基づき、実際に受けている支援の具体的内容から心身の状況を判断すると、介護に要する時間が延長又は短縮していると判断される場合は変更を行うことができる。

#### 4) 心身の状況以外の状況

障害程度区分は、障害者の心身の状態を総合的に表す区分（法第4条第4項）であり、その判定に当たっては、下記の（1）～（4）のような心身の状況以外の状況については、考慮事項とはならない。なお、これらの事項は、障害程度区分認定後、支給決定の段階において、障害程度区分とともに、サービス量等について検討する際に勘案されることとなる。

##### （1）施設入所・在宅の別、住宅環境、家族介護者の有無

施設入所しているか又は在宅であるか、審査対象者の住宅環境、家族介護者の有無を理由として一次判定の結果の変更を行うことはできない。

ただし、特記事項又は医師意見書に記載されている内容に基づき、居住環境や介護者の状況の変化に伴い本人の心身の状況に大きな変化が生じることが予測され、介護に要する時間が延長又は短縮すると判断される場合は変更を行うことができる。

##### （2）抽象的な介護の必要性

特記事項又は医師意見書に、「介護の必要性が高い」等の抽象的な介護の必要性に関する記載のみがあり、具体的な状況に関する記載がない場合は、その内容を理由として一次判定の結果の変更を行うことはできない。

##### （3）審査対象者の希望

特記事項又は医師意見書に、「本人は介護給付を希望している」等の記載があることを理由として一次判定の結果の変更を行うことはできない。

##### （4）現に受けているサービス

特記事項又は医師意見書に、「現に介護サービスを受けている」等の記載があることを理由として一次判定の結果の変更を行うことはできない。

(事例)

○50歳 女性 視覚障害

	プロセスⅠ	プロセスⅡ	2次判定
判定結果:	非該当	非該当	区分1
障害程度区分基準時間:	23.8分		

食事	排せつ	移動	清潔保持	間接	行動	機能訓練	医療関連
0.7分	0.5分	1.0分	4.2分	7.3分	0.4分	3.2分	6.5分

2 判定調査項目

A項目群		調査結果		行動		調査結果	
<b>麻痺拘縮</b>							
1-1	麻痺(左-上肢)			7 ア	被害的		
	麻痺(右-上肢)			7 イ	作話		
	麻痺(左-下肢)			7 ウ	幻視幻聴		
	麻痺(右-下肢)			7 エ	感情が不安定		
	麻痺(その他)			7 オ	昼夜逆転		
1-2	拘縮(肩関節)			7 カ	暴言暴行		
	拘縮(肘関節)			7 キ	同じ話をする		
	拘縮(股関節)			7 ク	大声を出す		
	拘縮(膝関節)			7 ケ	介護に抵抗		
	拘縮(足関節)			7 コ	常時の徘徊		
	拘縮(その他)			7 サ	落ち着きなし		
				7 シ	外出して戻れない		
				7 ス	1人で出たがる		
<b>移動</b>							
2-1	寝返り			7 セ	収集癖		
2-2	起き上がり			7 ソ	火の不始末		
2-3	座位保持			7 タ	物や衣類を壊す		
2-4	両足での立位			7 チ	不潔行為		
2-5	歩行			7 ツ	異食行動		
2-6	移乗			7 テ	ひどい物忘れ		
2-7	移動		一部介助	<b>特別な医療</b>			
<b>複雑動作</b>							
3-1	立ち上がり			8-1	点滴の管理		
3-2	片足での立位			8-2	中心静脈栄養		
3-3	洗身			8-3	透析		
<b>特別介護</b>							
4-1 ア.	じょくそう			8-4	ストマの処置		
4-1 イ.	皮膚疾患			8-5	酸素療法		
4-2	えん下			8-6	レスピレーター		
4-3	食事摂取			8-7	気管切開の処置		
4-4	飲水			8-8	疼痛の看護		
4-5	排尿			8-9	経管栄養		
4-6	排便			8-10	モニター測定		
				8-11	じょくそうの処置		
				8-12	カテーテル		
<b>身の回り</b>							
5-1ア.	口腔清潔			<b>B1項目群</b>			
5-1イ.	洗顔			9-1	調理		
5-1ウ.	整髪			9-2	食事の配下膳		
5-1エ.	つめ切り			9-3	掃除		
5-2ア.	上衣の着脱			9-4	洗濯		
5-2イ.	ズボン等の着脱			9-5	入浴の準備片付け		
5-3	薬の内服			9-6	買い物		見守り、一部介助
5-4	金銭の管理			9-7	交通手段の利用		見守り、一部介助
5-5	電話の利用			<b>B2項目群</b>			
5-6	日常の意思決定			7 ト	こだわり		
<b>意思疎通</b>							
6-1	視力		ほとんど見えず	7 ナ	多動・行動停止		
6-2	聴力			7 ニ	不安定な行動		
6-3-ア	意思の伝達			7 ヌ	自ら叩く等の行為		
6-4-ア	指示への反応			7 ネ	他を叩く等の行為		
6-5ア.	毎日の日課を理解			7 ノ	興味等による行動		
6-5イ.	生年月日をいう			7 ハ	通常と違う声		
6-5ウ.	短期記憶			7 ヒ	突発的行動		
6-5エ.	自分の名前をいう			7 ホ	反復的行動		
6-5オ.	今の季節を理解			<b>C項目群</b>			
6-5カ.	場所の理解			6-3-1	独自の意思伝達		
				6-4-1	説明の理解		
				7 フ	過食、反すう等		
				7 ヘ	憂鬱で悲観的		
				7 マ	対人面の不安緊張		
				7 ミ	意欲が乏しい		
				7 ム	話がまとまらない		
				7 メ	集中力が続かない		
				7 モ	自己の過大評価		
				7 ヤ	疑い深く拒否的		
				9-8	文字の視覚的認識		一部介助

3 中間評価項目得点表

麻痺拘縮	移動	複雑動作	特別介護	身の回り	意思疎通	行動
100.0	87.5	99.9	100.0	100.0	86.9	100.0

非該当 → 区分Ⅰ その2

(事例)

○30歳 女性 中度知的障害  
 ○発音が不明瞭で会話が通じないことがある。  
 ○初対面の人とは会話できない。集団参加は一人できない。

	プロセスⅠ	プロセスⅡ	2次判定
判定結果:	非該当	非該当	区分Ⅰ
障害程度区分基準時間:	23.2分		

食事	排せつ	移動	清潔保持	間接	行動	機能訓練	医療関連
0.7分	0.5分	1.0分	4.2分	7.3分	0.4分	3.2分	5.9分

2 判定調査項目

A項目群		調査結果		行動		調査結果	
<b>麻痺拘縮</b>				7 ア	被害的		
1-1	麻痺(左-上肢)			7 イ	作話		
	麻痺(右-上肢)			7 ウ	幻視幻聴		
	麻痺(左-下肢)			7 エ	感情が不安定		
	麻痺(右-下肢)			7 オ	昼夜逆転		
	麻痺(その他)			7 カ	暴言暴行		
1-2	拘縮(肩関節)			7 キ	同じ話をする		
	拘縮(肘関節)			7 ク	大声を出す		
	拘縮(股関節)			7 ケ	介護に抵抗		
	拘縮(膝関節)			7 コ	常時の徘徊		
	拘縮(足関節)			7 サ	落ち着きなし		
	拘縮(その他)			7 シ	外出して戻れない		
<b>移動</b>				7 ス	1人で出たがる		
2-1	寝返り			7 セ	収集癖		
2-2	起き上がり			7 ソ	火の不始末		
2-3	座位保持			7 タ	物や衣類を壊す		
2-4	両足での立位			7 チ	不潔行為		
2-5	歩行			7 ツ	異食行動		
2-6	移乗			7 テ	ひどい物忘れ		
2-7	移動			<b>特別な医療</b>			
<b>複雑動作</b>				8-1	点滴の管理		
3-1	立ち上がり			8-2	中心静脈栄養		
3-2	片足での立位			8-3	透析		
3-3	洗身			8-4	ストーマの処置		
<b>特別介護</b>				8-5	酸素療法		
4-1ア.	じょくそう			8-6	レスピレーター		
4-1イ.	皮膚疾患			8-7	気管切開の処置		
4-2	えん下			8-8	疼痛の看護		
4-3	食事摂取			8-9	経管栄養		
4-4	飲水			8-10	モニター測定		
4-5	排尿			8-11	じょくそうの処置		
4-6	排便			8-12	カテーテル		
<b>身の回り</b>				<b>B1項目群</b>			
5-1ア.	口腔清潔			9-1	調理		
5-1イ.	洗顔			9-2	食事の配下膳		
5-1ウ.	整髪			9-3	掃除		見守り、一部介助
5-1エ.	つめ切り			9-4	洗濯		
5-2ア.	上衣の着脱			9-5	入浴の準備片付け		
5-2イ.	ズボン等の着脱			9-6	買い物		
5-3	薬の内服			9-7	交通手段の利用		見守り、一部介助
5-4	金銭の管理		一部介助	<b>B2項目群</b>			
5-5	電話の利用			7 ト	こだわり		
5-6	日常の意思決定		特別な場合以外不可	7 ナ	多動・行動停止		
<b>意思疎通</b>				7 ニ	不安定な行動		
6-1	視力			7 ヌ	自ら叩く等の行為		
6-2	聴力			7 ネ	他を叩く等の行為		
6-3ア.	意思の伝達			7 ノ	興味等による行動		
6-4ア.	指示への反応			7 ハ	通常と違う声		
6-5ア.	毎日の日課を理解			7 ヒ	突発的行動		
6-5イ.	生年月日をいう			7 ホ	反復的行動		
6-5ウ.	短期記憶			<b>C項目群</b>			
6-5エ.	自分の名前をいう			6-3-1	独自の意思伝達		
6-5オ.	今の季節を理解			6-4-1	説明の理解		
6-5カ.	場所の理解			7 フ	過食、反すう等		
<b>3 中間評価項目得点表</b>				7 ヘ	憂鬱で悲観的		
麻痺拘縮	移動	複雑動作	特別介護	7 マ	対人面の不安緊張		
100.0	100.0	99.9	100.0	7 ミ	意欲が乏しい		ときどきある
				7 ム	話がまとまらない		
				7 メ	集中力が続かない		
				7 モ	自己の過大評価		ときどきある
				7 ヤ	疑い深く拒否的		
				9-8	文字の視覚的認識		

3 中間評価項目得点表

麻痺拘縮	移動	複雑動作	特別介護	身の回り	意思疎通	行動
100.0	100.0	99.9	100.0	89.6	100.0	100.0

7 ム	話がまとまらない		
7 メ	集中力が続かない		
7 モ	自己の過大評価		ときどきある
7 ヤ	疑い深く拒否的		
9-8	文字の視覚的認識		

## 非該当 → 区分1 その3

### (事例)

○60歳 男性 統合失調症  
○2軸評価 精神症状3点、能力障害3点

	プロセス I	プロセス II	2次判定
判定結果:	非該当	非該当	区分1
障害程度区分基準時間:	23.8分		

食事	排せつ	移動	清潔保持	間接	行動	機能訓練	医療関連
0.7分	0.5分	1.0分	4.2分	7.3分	0.4分	3.2分	6.5分

### 2 判定調査項目

A項目群		調査結果		行動		調査結果	
<b>麻痺拘縮</b>				<b>7 ア</b> 被害的			
1-1	麻痺(左-上肢)			7 イ	作話		
	麻痺(右-上肢)			7 ウ	幻視幻聴		
	麻痺(左-下肢)			7 エ	感情が不安定		
	麻痺(右-下肢)			7 オ	昼夜逆転		
	麻痺(その他)			7 カ	暴言暴行		
1-2	拘縮(肩関節)			7 キ	同じ話をする		
	拘縮(肘関節)			7 ク	大声を出す		
	拘縮(股関節)			7 ケ	介護に抵抗		
	拘縮(膝関節)			7 コ	常時の徘徊		
	拘縮(足関節)			7 サ	落ち着きなし		
	拘縮(その他)			7 シ	外出して戻れない		
<b>移動</b>				<b>7 ス</b> 1人で出たがる			
2-1	寝返り			7 セ	収集癖		
2-2	起き上がり			7 ソ	火の不始末		
2-3	座位保持			7 タ	物や衣類を壊す		
2-4	両足での立位			7 チ	不潔行為		
2-5	歩行			7 ツ	異食行動		
2-6	移乗			7 テ	ひどい物忘れ		
2-7	移動			<b>特別な医療</b>			
<b>複雑動作</b>				8-1	点滴の管理		
3-1	立ち上がり			8-2	中心静脈栄養		
3-2	片足での立位			8-3	透析		
3-3	洗身			8-4	ストマの処置		
<b>特別介護</b>				8-5	酸素療法		
4-1 ア.	じょくそう			8-6	レスピレーター		
4-1 イ.	皮膚疾患			8-7	気管切開の処置		
4-2	えん下			8-8	疼痛の看護		
4-3	食事摂取			8-9	経管栄養		
4-4	飲水			8-10	モニター測定		
4-5	排尿			8-11	じょくそうの処置		
4-6	排便			8-12	カテーテル		
<b>身の回り</b>				<b>B1項目群</b>			
5-1ア.	口腔清潔		一部介助	9-1	調理		見守り、一部介助
5-1イ.	洗顔		一部介助	9-2	食事の配下膳		
5-1ウ.	整髪		一部介助	9-3	掃除		
5-1エ.	つめ切り			9-4	洗濯		
5-2ア.	上衣の着脱			9-5	入浴の準備片付け		
5-2イ.	ズボン等の着脱			9-6	買い物		見守り、一部介助
5-3	薬の内服			9-7	交通手段の利用		
5-4	金銭の管理			<b>B2項目群</b>			
5-5	電話の利用			7 ト	こだわり		
5-6	日常の意思決定			7 ナ	多動・行動停止		
<b>意思疎通</b>				7 ニ	不安定な行動		
6-1	視力			7 ヌ	自ら叩く等の行為		
6-2	聴力			7 ネ	他を叩く等の行為		
6-3-ア	意思の伝達			7 ノ	興味等による行動		
6-4-ア	指示への反応			7 ハ	通常と違う声		
6-5ア.	毎日の日課を理解			7 ヒ	突発的行動		
6-5イ.	生年月日をいう			7 ホ	反復的行動		
6-5ウ.	短期記憶			<b>C項目群</b>			
6-5エ.	自分の名前をいう			6-3-イ	独自の意思伝達		
6-5オ.	今の季節を理解			6-4-イ	説明の理解		
6-5カ.	場所の理解			7 フ	過食、反すう等		
<b>3 中間評価項目得点表</b>				7 ヘ	憂鬱で悲観的		ときどきある
麻痺拘縮	移動	複雑動作	特別介護	7 マ	対人面の不安緊張		
100.0	100.0	99.9	100.0	7 ミ	意欲が乏しい		
				7 ム	話がまとまらない		
				7 メ	集中力が続かない		
				7 モ	自己の過大評価		
				7 ヤ	疑い深く拒否的		
				9-8	文字の視覚的認識		

### 3 中間評価項目得点表

麻痺拘縮	移動	複雑動作	特別介護	身の回り	意思疎通	行動
100.0	100.0	99.9	100.0	86.5	100.0	100.0

区分1 → 区分2 その1

(事例)

○60歳 女性 視覚障害・聴覚障害  
 ○通院や買い物以外外出することはほとんどない。

	プロセスⅠ	プロセスⅡ	2次判定
判定結果:	区分1	区分1	区分2
障害程度区分基準時間:	28.1分		

食事	排せつ	移動	清潔保持	間接	行動	機能訓練	医療関連
0.7分	0.5分	1.0分	5.7分	9.1分	0.4分	3.2分	7.5分

2 判定調査項目

A項目群		調査結果		行動		調査結果	
麻痺拘縮				7 ア	被害的		
1-1	麻痺(左-上肢)			7 イ	作話		
	麻痺(右-上肢)			7 ウ	幻視幻聴		
	麻痺(左-下肢)			7 エ	感情が不安定		
	麻痺(右-下肢)			7 オ	昼夜逆転		
	麻痺(その他)			7 カ	暴言暴行		
1-2	拘縮(肩関節)			7 キ	同じ話をする		
	拘縮(肘関節)			7 ク	大声を出す		
	拘縮(股関節)			7 ケ	介護に抵抗		
	拘縮(膝関節)			7 コ	常時の徘徊		
	拘縮(足関節)			7 サ	落ち着きなし		
	拘縮(その他)			7 シ	外出して戻れない		
移動				7 ス	1人で出たがる		
2-1	寝返り			7 セ	収集癖		
2-2	起き上がり			7 ソ	火の不始末		
2-3	座位保持			7 タ	物や衣類を壊す		
2-4	両足での立位			7 チ	不潔行為		
2-5	歩行			7 ツ	異食行動		
2-6	移乗			7 テ	ひどい物忘れ		
2-7	移動			特別な医療			
複雑動作				8-1	点滴の管理		
3-1	立ち上がり			8-2	中心静脈栄養		
3-2	片足での立位			8-3	透析		
3-3	洗身			8-4	ストマの処置		
特別介護				8-5	酸素療法		
4-1ア.	じょくそう			8-6	レスピレーター		
4-1イ.	皮膚疾患			8-7	気管切開の処置		
4-2	えん下			8-8	疼痛の看護		
4-3	食事摂取			8-9	経管栄養		
4-4	飲水			8-10	モニター測定		
4-5	排尿			8-11	じょくそうの処置		
4-6	排便			8-12	カテーテル		
身の回り				B1項目群			
5-1ア.	口腔清潔			9-1	調理		見守り、一部介助
5-1イ.	洗顔			9-2	食事の配下膳		見守り、一部介助
5-1ウ.	整髪			9-3	掃除		見守り、一部介助
5-1エ.	つめ切り		全介助	9-4	洗濯		
5-2ア.	上衣の着脱			9-5	入浴の準備片付け		
5-2イ.	ズボン等の着脱			9-6	買い物		見守り、一部介助
5-3	薬の内服		一部介助	9-7	交通手段の利用		全介助
5-4	金銭の管理		一部介助	B2項目群			
5-5	電話の利用			7ト	こだわり		
5-6	日常の意思決定			7ナ	多動・行動停止		
意思疎通				7ニ	不安定な行動		
6-1	視力		ほとんど見えず	7ヌ	自ら叩く等の行為		
6-2	聴力		ほとんど聞こえず	7ネ	他を叩く等の行為		
6-3ア	意思の伝達			7ノ	興味等による行動		
6-4ア	指示への反応			7ハ	通常と違う声		
6-5ア.	毎日の日課を理解			7ヒ	突発的行動		
6-5イ.	生年月日をいう			7ホ	反復的行動		ときどきある
6-5ウ.	短期記憶			C項目群			
6-5エ.	自分の名前をいう			6-3-1	独自の意思伝達		
6-5オ.	今の季節を理解			6-4-1	説明の理解		
6-5カ.	場所の理解			7フ	過食、反すう等		
3 中間評価項目得点表				7ヘ	憂鬱で悲観的		ときどきある
麻痺拘縮	移動	複雑動作	特別介護	7マ	対人面の不安緊張		ときどきある
100.0	100.0	99.9	100.0	7ミ	意欲が乏しい		ときどきある
				7ム	話がまとまらない		
				7メ	集中力が続かない		ときどきある
				7モ	自己の過大評価		
				7ヤ	疑い深く拒否的		
				9-8	文字の視覚的認識		全介助

3 中間評価項目得点表

麻痺拘縮	移動	複雑動作	特別介護	身の回り	意思疎通	行動
100.0	100.0	99.9	100.0	80.1	71.9	100.0

区分1 →区分2 その2

(事例)

○50歳 女性 軽度知的障害  
○髪の毛を引っ張る、突然しゃべり出す等の行動もあるが服薬はしていない。

	プロセスⅠ	プロセスⅡ	2次判定
判定結果:	区分1	区分1	区分2
障害程度区分基準時間:	26.8分		

食事	排せつ	移動	清潔保持	間接	行動	機能訓練	医療関連
0.7分	2.4分	2.7分	4.2分	7.3分	0.4分	3.2分	5.9分

2 判定調査項目

A項目群		調査結果
<b>麻痺拘縮</b>		
1-1	麻痺(左-上肢)	
	麻痺(右-上肢)	
	麻痺(左-下肢)	
	麻痺(右-下肢)	
	麻痺(その他)	
1-2	拘縮(肩関節)	
	拘縮(肘関節)	
	拘縮(股関節)	
	拘縮(膝関節)	
	拘縮(足関節)	
<b>移動</b>		
2-1	寝返り	
2-2	起き上がり	
2-3	座位保持	
2-4	両足での立位	
2-5	歩行	
2-6	移乗	
2-7	移動	
<b>複雑動作</b>		
3-1	立ち上がり	
3-2	片足での立位	
3-3	洗身	一部介助
<b>特別介護</b>		
4-1ア	じょくそう	
4-1イ	皮膚疾患	
4-2	えん下	
4-3	食事摂取	
4-4	飲水	
4-5	排尿	
4-6	排便	
<b>身の回り</b>		
5-1ア	口腔清潔	一部介助
5-1イ	洗顔	一部介助
5-1ウ	整髪	一部介助
5-1エ	つめ切り	一部介助
5-2ア	上衣の着脱	
5-2イ	ズボン等の着脱	
5-3	薬の内服	一部介助
5-4	金銭の管理	一部介助
5-5	電話の利用	
5-6	日常の意思決定	特別な場合以外可
<b>意思疎通</b>		
6-1	視力	
6-2	聴力	
6-3-ア	意思の伝達	
6-4-ア	指示への反応	
6-5ア	毎日の日課を理解	
6-5イ	生年月日をいう	
6-5ウ	短期記憶	
6-5エ	自分の名前をいう	
6-5オ	今の季節を理解	
6-5カ	場所の理解	

行動		調査結果
7 ア	被害的	
7 イ	作話	
7 ウ	幻視幻聴	ときどきある
7 エ	感情が不安定	
7 オ	昼夜逆転	
7 カ	暴言暴行	
7 キ	同じ話をする	
7 ク	大声を出す	
7 ケ	介護に抵抗	
7 コ	常時の徘徊	
7 サ	落ち着きなし	
7 シ	外出して戻れない	
7 ス	1人で出たがる	
7 セ	収集癖	
7 ソ	火の不始末	
7 タ	物や衣類を壊す	
7 チ	不潔行為	
7 ツ	異食行動	
7 テ	ひどい物忘れ	
<b>特別な医療</b>		
8-1	点滴の管理	
8-2	中心静脈栄養	
8-3	透析	
8-4	ストマの処置	
8-5	酸素療法	
8-6	レスピレーター	
8-7	気管切開の処置	
8-8	疼痛の看護	
8-9	経管栄養	
8-10	モニター測定	
8-11	じょくそうの処置	
8-12	カテーテル	

B1項目群		調査結果
9-1	調理	全介助
9-2	食事の配下膳	
9-3	掃除	見守り、一部介助
9-4	洗濯	見守り、一部介助
9-5	入浴の準備片付け	
9-6	買い物	見守り、一部介助
9-7	交通手段の利用	見守り、一部介助

B2項目群		調査結果
7 ト	ごだわり	
7 ナ	多動・行動停止	
7 ニ	不安定な行動	
7 ヌ	自ら叩く等の行為	
7 ネ	他を叩く等の行為	
7 ノ	興味等による行動	
7 ハ	通常と違う声	
7 ヒ	突発的行動	
7 ホ	反復的行動	

C項目群		調査結果
6-3-イ	独自の意思伝達	
6-4-イ	説明の理解	
7 フ	過食、反すう等	
7 ヘ	憂鬱で悲観的	ときどきある
7 マ	対人面の不安緊張	
7 ミ	意欲が乏しい	
7 ム	話がまとまらない	
7 メ	集中力が続かない	
7 モ	自己の過大評価	
7 ヤ	疑い深く拒否的	
9-8	文字の視覚的認識	

3 中間評価項目得点表

麻痺拘縮	移動	複雑動作	特別介護	身の回り	意思疎通	行動
100.0	100.0	100.0	100.0	63.8	100.0	100.0

区分1 → 区分2 その3

(事例)

○50歳 女性 妄想、家族への抵抗あり  
○2軸評価 精神症状3点、能力障害3点

	プロセスⅠ	プロセスⅡ	2次判定
判定結果:	区分1	区分1	区分2
障害程度区分基準時間:	27.7分		

食事	排せつ	移動	清潔保持	間接	行動	機能訓練	医療関連
0.7分	0.5分	1.0分	4.2分	7.3分	0.4分	3.2分	10.4分

2 判定調査項目

A項目群		調査結果
<b>麻痺拘縮</b>		
1-1	麻痺(左-上肢)	
	麻痺(右-上肢)	
	麻痺(左-下肢)	
	麻痺(右-下肢)	
	麻痺(その他)	
1-2	拘縮(肩関節)	
	拘縮(肘関節)	
	拘縮(股関節)	
	拘縮(膝関節)	
	拘縮(足関節)	
<b>移動</b>		
2-1	寝返り	
2-2	起き上がり	
2-3	座位保持	
2-4	両足での立位	
2-5	歩行	
2-6	移乗	
2-7	移動	
<b>複雑動作</b>		
3-1	立ち上がり	
3-2	片足での立位	
3-3	洗身	
<b>特別介護</b>		
4-1ア.	じょくそう	
4-1イ.	皮膚疾患	
4-2	えん下	
4-3	食事摂取	
4-4	飲水	
4-5	排尿	
4-6	排便	
<b>身の回り</b>		
5-1ア.	口腔清潔	
5-1イ.	洗顔	
5-1ウ.	整髪	
5-1エ.	つめ切り	
5-2ア.	上衣の着脱	
5-2イ.	ズボン等の着脱	
5-3	薬の内服	
5-4	金銭の管理	一部介助
5-5	電話の利用	
5-6	日常の意思決定	
<b>意思疎通</b>		
6-1	視力	
6-2	聴力	
6-3-ア	意思の伝達	
6-4-ア	指示への反応	
6-5ア.	毎日の日課を理解	
6-5イ.	生年月日をいう	
6-5ウ.	短期記憶	
6-5エ.	自分の名前をいう	
6-5オ.	今の季節を理解	
6-5カ.	場所の理解	

行動		調査結果
7ア	被害的	
7イ	作話	
7ウ	幻視幻聴	ときどきある
7エ	感情が不安定	
7オ	昼夜逆転	
7カ	暴言暴行	
7キ	同じ話をする	ときどきある
7ク	大声を出す	
7ケ	介護に抵抗	
7コ	常時の徘徊	
7サ	落ち着きなし	
7シ	外出して戻れない	
7ス	1人で出たがる	
7セ	収集癖	
7ソ	火の不始末	
7タ	物や衣類を壊す	
7チ	不潔行為	
7ツ	異食行動	
7テ	ひどい物忘れ	
<b>特別な医療</b>		
8-1	点滴の管理	
8-2	中心静脈栄養	
8-3	透析	
8-4	ストーマの処置	
8-5	酸素療法	
8-6	レスピレーター	
8-7	気管切開の処置	
8-8	疼痛の看護	
8-9	経管栄養	
8-10	モニター測定	
8-11	じょくそうの処置	
8-12	カテーテル	

B1項目群		調査結果
9-1	調理	見守り、一部介助
9-2	食事の配下膳	
9-3	掃除	
9-4	洗濯	
9-5	入浴の準備片付け	
9-6	買い物	見守り、一部介助
9-7	交通手段の利用	

B2項目群		調査結果
7ト	こだわり	
7ナ	多動・行動停止	
7ニ	不安定な行動	
7ヌ	自ら叩く等の行為	
7ネ	他を叩く等の行為	
7ノ	興味等による行動	
7ハ	通常と違う声	
7ヒ	突発的行動	
7ホ	反復的行動	

C項目群		調査結果
6-3-イ	独自の意思伝達	
6-4-イ	説明の理解	
7フ	過食、反すう等	
7ヘ	憂鬱で悲観的	ときどきある
7マ	対人面の不安緊張	
7ミ	意欲が乏しい	
7ム	話がまとまらない	ときどきある
7メ	集中力が続かない	
7モ	自己の過大評価	
7ヤ	疑い深く拒否的	
9-8	文字の視覚的認識	

3 中間評価項目得点表

麻痺拘縮	移動	複雑動作	特別介護	身の回り	意思疎通	行動
100.0	100.0	99.9	100.0	94.0	100.0	95.4



区分2 → 区分3 その2

(事例)

- 45歳 男性 最重度知的障害
- 発音が不明瞭で、しかも会話の内容がまとまらないため相手に伝わらない。
- 日常生活全般にわたり能力が低下してきている。

	プロセスⅠ	プロセスⅡ	2次判定
判定結果:	区分2	区分2	区分3
障害程度区分基準時間:	39.9分		

食事	排せつ	移動	清潔保持	間接	行動	機能訓練	医療関連
0.7分	2.4分	2.7分	4.2分	14.7分	0.4分	5.7分	9.1分

2 判定調査項目

A項目群		調査結果		行動		調査結果	
<b>麻痺拘縮</b>							
1-1	麻痺(左-上肢)			7 ア	被害的		
	麻痺(右-上肢)			7 イ	作話		
	麻痺(左-下肢)			7 ウ	幻視幻聴		
	麻痺(右-下肢)			7 エ	感情が不安定		ときどきある
	麻痺(その他)			7 オ	昼夜逆転		
1-2	拘縮(肩関節)			7 カ	暴言暴行		ときどきある
	拘縮(肘関節)			7 キ	同じ話をする		ときどきある
	拘縮(股関節)			7 ク	大声を出す		ときどきある
	拘縮(膝関節)			7 ケ	介護に抵抗		
	拘縮(足関節)			7 コ	常時の徘徊		
	拘縮(その他)			7 サ	落ち着きなし		
				7 シ	外出して戻れない		
<b>移動</b>							
2-1	寝返り			7 ス	1人で出たがる		
2-2	起き上がり			7 セ	収集癖		
2-3	座位保持			7 ソ	火の不始末		
2-4	両足での立位			7 タ	物や衣類を壊す		
2-5	歩行			7 チ	不潔行為		
2-6	移乗			7 ツ	異食行動		
2-7	移動			7 テ	ひどい物忘れ		
<b>複雑動作</b>				<b>特別な医療</b>			
3-1	立ち上がり			8-1	点滴の管理		
3-2	片足での立位			8-2	中心静脈栄養		
3-3	洗身			8-3	透析		
<b>特別介護</b>				8-4 ストーマの処置			
4-1 ア.	じょくそう			8-5	酸素療法		
4-1 イ.	皮膚疾患		ある	8-6	レスピレーター		
4-2	えん下			8-7	気管切開の処置		
4-3	食事摂取			8-8	疼痛の看護		
4-4	飲水			8-9	経管栄養		
4-5	排尿			8-10	モニター測定		
4-6	排便			8-11	じょくそうの処置		
				8-12	カテーテル		
<b>身の回り</b>				<b>B1項目群</b>			
5-1 ア.	口腔清潔			9-1	調理		見守り、一部介助
5-1 イ.	洗顔			9-2	食事の配下膳		見守り、一部介助
5-1 ウ.	整髪			9-3	掃除		見守り、一部介助
5-1 エ.	つめ切り		一部介助	9-4	洗濯		見守り、一部介助
5-2 ア.	上衣の着脱		一部介助	9-5	入浴の準備片付け		見守り、一部介助
5-2 イ.	ズボン等の着脱		一部介助	9-6	買い物		見守り、一部介助
5-3	薬の内服		一部介助	9-7	交通手段の利用		見守り、一部介助
5-4	金銭の管理		一部介助	<b>B2項目群</b>			
5-5	電話の利用		一部介助	7 ト	こだわり		
5-6	日常の意思決定		特別な場合以外可	7 ナ	多動・行動停止		
<b>意思疎通</b>				7 ニ			
6-1	視力			7 ノ	不安定な行動		
6-2	聴力			7 ハ	自ら叩く等の行為		
6-3 ア.	意思の伝達		ときどきできる	7 ニ	他を叩く等の行為		
6-4 ア.	指示への反応		ときどき通じる	7 ノ	興味等による行動		
6-5 ア.	毎日の日課を理解			7 ハ	通常と違う声		
6-5 イ.	生年月日をいう			7 ヒ	突発的行動		
6-5 ウ.	短期記憶			7 ホ	反復的行動		
6-5 エ.	自分の名前をいう			<b>C項目群</b>			
6-5 オ.	今の季節を理解			6-3-1	独自の意思伝達		ときどきできる
6-5 カ.	場所の理解			6-4-1	説明の理解		

3 中間評価項目得点表

麻痺拘縮	移動	複雑動作	特別介護	身の回り	意思疎通	行動
100.0	100.0	99.9	98.1	61.3	86.3	91.2

7 フ	過食、反すう等		
7 ヘ	憂鬱で悲観的		
7 マ	対人面の不安緊張		
7 ミ	意欲が乏しい		
7 ム	話がまとまらない		ある
7 メ	集中力が続かない		ある
7 モ	自己の過大評価		
7 ヤ	疑い深く拒否的		
9-8	文字の視覚的認識		

区分2 → 区分3 その3

(事例)

○50歳 男性 統合失調症  
○2軸評価 精神症状3点、能力障害2点

判定結果:	プロセスⅠ 区分2	プロセスⅡ 区分2	2次判定 区分3
障害程度区分基準時間:	37.7分		

食事	排せつ	移動	清潔保持	間接	行動	機能訓練	医療関連
0.7分	0.5分	1.0分	9.2分	14.7分	2.6分	1.5分	7.5分

2 判定調査項目

A項目群		調査結果		行動		調査結果	
麻痺拘縮				7 ア	被害的		
1-1	麻痺(左-上肢)			7 イ	作話		
	麻痺(右-上肢)			7 ウ	幻視幻聴		
	麻痺(左-下肢)			7 エ	感情が不安定	ときどきある	
	麻痺(右-下肢)			7 オ	昼夜逆転		
	麻痺(その他)			7 カ	暴言暴行	ときどきある	
1-2	拘縮(肩関節)			7 キ	同じ話をする		
	拘縮(肘関節)			7 ク	大声を出す		
	拘縮(股関節)			7 ケ	介護に抵抗	ときどきある	
	拘縮(膝関節)			7 コ	常時の徘徊	ときどきある	
	拘縮(足関節)			7 サ	落ち着きなし		
	拘縮(その他)			7 シ	外出して戻れない	ときどきある	
移動				7 ス	1人で出たがる		
2-1	寝返り			7 セ	収集癖		
2-2	起き上がり			7 ソ	火の不始末		
2-3	座位保持			7 タ	物や衣類を壊す		
2-4	両足での立位			7 チ	不潔行為		
2-5	歩行			7 ツ	異食行動		
2-6	移乗			7 テ	ひどい物忘れ	ときどきある	
2-7	移動			特別な医療			
複雑動作				8-1	点滴の管理		
3-1	立ち上がり			8-2	中心静脈栄養		
3-2	片足での立位		支えが必要	8-3	透析		
3-3	洗身			8-4	ストーマの処置		
特別介護				8-5	酸素療法		
4-1 ア.	じょくそう			8-6	レスピレーター		
4-1 イ.	皮膚疾患			8-7	気管切開の処置		
4-2	えん下			8-8	疼痛の看護		
4-3	食事摂取			8-9	経管栄養		
4-4	飲水			8-10	モニター測定		
4-5	排尿			8-11	じょくそうの処置		
4-6	排便			8-12	カテーテル		
身の回り				B1項目群			
5-1ア.	口腔清潔			9-1	調理	見守り、一部介助	
5-1イ.	洗顔			9-2	食事の配下膳	見守り、一部介助	
5-1ウ.	整髪			9-3	掃除		
5-1エ.	つめ切り			9-4	洗濯		
5-2ア.	上衣の着脱			9-5	入浴の準備片付け		
5-2イ.	ズボン等の着脱			9-6	買い物		
5-3	薬の内服			9-7	交通手段の利用	見守り、一部介助	
5-4	金銭の管理		一部介助	B2項目群			
5-5	電話の利用			7 ト	こだわり	ときどきある	
5-6	日常の意思決定			7 ナ	多動・行動停止		
意思疎通				7 ニ	不安定な行動	週に1回以上	
6-1	視力			7 ヌ	自ら叩く等の行為		
6-2	聴力			7 ネ	他を叩く等の行為		
6-3-ア	意思の伝達			7 ノ	興味等による行動		
6-4-ア	指示への反応			7 ハ	通常と違う声		
6-5ア.	毎日の日課を理解			7 ヒ	突発的行動	希にある	
6-5イ.	生年月日をいう			7 ホ	反復的行動		
6-5ウ.	短期記憶		できない	C項目群			
6-5エ.	自分の名前をいう			6-3-イ	独自の意思伝達		
6-5オ.	今の季節を理解			6-4-イ	説明の理解		
6-5カ.	場所の理解			7 フ	過食、反すう等		
3 中間評価項目得点表				7 ヘ	憂鬱で悲観的	ときどきある	
麻痺拘縮	移動	複雑動作	特別介護	7 マ	対人面の不安緊張		
100.0	100.0	74.2	100.0	7 ミ	意欲が乏しい		
				7 ム	話がまとまらない		
				7 メ	集中力が続かない		
				7 モ	自己の過大評価		
				7 ヤ	疑い深く拒否的	ときどきある	
				9-8	文字の視覚的認識		

3 中間評価項目得点表

麻痺拘縮	移動	複雑動作	特別介護	身の回り	意思疎通	行動
100.0	100.0	74.2	100.0	94.0	94.0	87.4

区分3 → 区分4 その1

(事例)

○55歳 女性 肢体不自由・視覚障害・最重度知的障害  
 ○日中はほとんど外出しない。身体に執着し、血が出るまで爪を切ったりほくろをきったりすることがある。環境の変化と集団生活に適應できない。

判定結果:	プロセスⅠ 区分3	プロセスⅡ 区分3	2次判定 区分4
障害程度区分基準時間:	64.4分		

食事	排せつ	移動	清潔保持	間接	行動	機能訓練	医療関連
5.7分	10.5分	13.8分	16.4分	5.1分	2.2分	5.0分	5.7分

2 判定調査項目

A項目群		調査結果
<b>麻痺拘縮</b>		
1-1	麻痺(左-上肢)	
	麻痺(右-上肢)	
	麻痺(左-下肢)	
	麻痺(右-下肢)	
	麻痺(その他)	
1-2	拘縮(肩関節)	
	拘縮(肘関節)	
	拘縮(股関節)	
	拘縮(膝関節)	
	拘縮(足関節)	ある
拘縮(その他)		
<b>移動</b>		
2-1	寝返り	
2-2	起き上がり	
2-3	座位保持	
2-4	両足での立位	
2-5	歩行	
2-6	移乗	
2-7	移動	見守り等
<b>複雑動作</b>		
3-1	立ち上がり	つかまれば可
3-2	片足での立位	支えが必要
3-3	洗身	一部介助
<b>特別介護</b>		
4-1ア	じょくそう	
4-1イ	皮膚疾患	ある
4-2	えん下	
4-3	食事摂取	一部介助
4-4	飲水	見守り等
4-5	排尿	見守り等
4-6	排便	一部介助
<b>身の回り</b>		
5-1ア	口腔清潔	一部介助
5-1イ	洗顔	一部介助
5-1ウ	整髪	一部介助
5-1エ	つめ切り	一部介助
5-2ア	上衣の着脱	一部介助
5-2イ	ズボン等の着脱	一部介助
5-3	薬の内服	一部介助
5-4	金銭の管理	全介助
5-5	電話の利用	全介助
5-6	日常の意思決定	日常的に困難
<b>意思疎通</b>		
6-1	視力	目の前が見える
6-2	聴力	
6-3-ア	意思の伝達	ときどきできる
6-4-ア	指示への反応	ときどき通じる
6-5ア	毎日の日課を理解	
6-5イ	生年月日をいう	できない
6-5ウ	短期記憶	
6-5エ	自分の名前をいう	
6-5オ	今の季節を理解	できない
6-5カ	場所の理解	

行動		調査結果
7ア	被害的	ある
7イ	作話	
7ウ	幻視幻聴	ある
7エ	感情が不安定	ある
7オ	昼夜逆転	
7カ	暴言暴行	ある
7キ	同じ話をする	
7ク	大声を出す	ある
7ケ	介護に抵抗	ある
7コ	常時の徘徊	
7サ	落ち着きなし	
7シ	外出して戻れない	
7ス	1人で出たがる	ときどきある
7セ	収集癖	
7ソ	火の不始末	
7タ	物や衣類を壊す	
7チ	不潔行為	
7ツ	異食行動	
7テ	ひどい物忘れ	
<b>特別な医療</b>		
8-1	点滴の管理	
8-2	中心静脈栄養	
8-3	透析	
8-4	ストーマの処置	
8-5	酸素療法	
8-6	レスピレーター	
8-7	気管切開の処置	
8-8	疼痛の看護	
8-9	経管栄養	
8-10	モニター測定	
8-11	じょくそうの処置	
8-12	カテーテル	

B1項目群		調査結果
9-1	調理	全介助
9-2	食事の配下膳	全介助
9-3	掃除	全介助
9-4	洗濯	全介助
9-5	入浴の準備片付け	全介助
9-6	買い物	全介助
9-7	交通手段の利用	全介助

B2項目群		調査結果
7ト	こだわり	ある
7ナ	多動・行動停止	
7ニ	不安定な行動	ほぼ毎日
7ヌ	自ら叩く等の行為	希にある
7ネ	他を叩く等の行為	
7ノ	興味等による行動	
7ハ	通常と違う声	
7ヒ	突発的行動	
7ホ	反復的行動	ある

C項目群		調査結果
6-3-イ	独自の意思伝達	ときどきできる
6-4-イ	説明の理解	ときどきできる
7フ	過食、反すう等	ほぼ毎日
7ヘ	憂鬱で悲観的	
7マ	対人面の不安緊張	
7ミ	意欲が乏しい	ある
7ム	話がまとまらない	
7メ	集中力が続かない	
7モ	自己の過大評価	
7ヤ	疑い深く拒否的	
9-8	文字の視覚的認識	一部介助

3 中間評価項目得点表

麻痺拘縮	移動	複雑動作	特別介護	身の回り	意思疎通	行動
80.5	90.8	44.0	54.7	36.5	60.4	67.9

区分3 → 区分4 その2

(事例)

○20歳 女性 最重度知的障害  
 ○身長145cm、体重78kgと肥満である。  
 ○昨年までてんかん発作があったが、現在は服薬で治まっている。

	プロセスⅠ	プロセスⅡ	2次判定
判定結果:	区分3	区分3	区分4
障害程度区分基準時間:	60.9分		

食事	排せつ	移動	清潔保持	間接	行動	機能訓練	医療関連
4.3分	10.5分	13.8分	17.1分	4.0分	5.7分	2.2分	3.3分

2 判定調査項目

A項目群		調査結果		行動		調査結果	
<b>麻痺拘縮</b>							
1-1	麻痺(左-上肢)			7 ア	被害的		
	麻痺(右-上肢)			7 イ	作話		
	麻痺(左-下肢)			7 ウ	幻視幻聴		
	麻痺(右-下肢)			7 エ	感情が不安定		
	麻痺(その他)			7 オ	昼夜逆転		
1-2	拘縮(肩関節)			7 カ	暴言暴行		ある
	拘縮(肘関節)			7 キ	同じ話をする		ある
	拘縮(股関節)			7 ク	大声を出す		ときどきある
	拘縮(膝関節)			7 ケ	介護に抵抗		ある
	拘縮(足関節)			7 コ	常時の徘徊		ある
	拘縮(その他)			7 サ	落ち着きなし		
				7 シ	外出して戻れない		ある
<b>移動</b>							
2-1	寝返り			7 ス	1人で出たがる		
2-2	起き上がり			7 セ	収集癖		
2-3	座位保持			7 ソ	火の不始末		
2-4	両足での立位			7 タ	物や衣類を壊す		
2-5	歩行			7 チ	不潔行為		
2-6	移乗			7 ツ	異食行動		ときどきある
2-7	移動			7 テ	ひどい物忘れ		
<b>複雑動作</b>				<b>特別な医療</b>			
3-1	立ち上がり			8-1	点滴の管理		
3-2	片足での立位			8-2	中心静脈栄養		
3-3	洗身		全介助	8-3	透析		
<b>特別介護</b>							
4-1 ア.	じょくそう			8-4	スーマの処置		
4-1 イ.	皮膚疾患		ある	8-5	酸素療法		
4-2	えん下			8-6	レスピレーター		
4-3	食事摂取		見守り等	8-7	気管切開の処置		
4-4	飲水		見守り等	8-8	疼痛の看護		
4-5	排尿		見守り等	8-9	経管栄養		
4-6	排便		一部介助	8-10	モニター測定		
<b>身の回り</b>							
5-1 ア.	口腔清潔		全介助	8-11	じょくそうの処置		
5-1 イ.	洗顔		全介助	8-12	カテーテル		
5-1 ウ.	整髪		全介助	<b>B1項目群</b>			
5-1 エ.	つめ切り		全介助	9-1	調理		全介助
5-2 ア.	上衣の着脱		一部介助	9-2	食事の配下膳		全介助
5-2 イ.	ズボン等の着脱		一部介助	9-3	掃除		全介助
5-3	薬の内服		一部介助	9-4	洗濯		全介助
5-4	金銭の管理		全介助	9-5	入浴の準備片付け		全介助
5-5	電話の利用		全介助	9-6	買い物		全介助
5-6	日常の意思決定		できない	9-7	交通手段の利用		全介助
<b>意思疎通</b>				<b>B2項目群</b>			
6-1	視力			7 ト	こだわり		
6-2	聴力			7 ナ	多動・行動停止		ほぼ毎日
6-3 ア	意思の伝達		ほとんど不可	7 ニ	不安定な行動		希にある
6-4 ア	指示への反応		ときどき通じる	7 ヌ	自ら叩く等の行為		ほぼ毎日
6-5 ア.	毎日の日課を理解		できない	7 ネ	他を叩く等の行為		
6-5 イ.	生年月日をいう		できない	7 ノ	興味等による行動		希にある
6-5 ウ.	短期記憶		できない	7 ハ	通常と違う声		希にある
6-5 エ.	自分の名前をいう		できない	7 ヒ	突発的行動		
6-5 オ.	今の季節を理解		できない	7 ホ	反復的行動		
6-5 カ.	場所の理解		できない	<b>C項目群</b>			
				6-3-1	独自の意思伝達		ときどきできる
				6-4-1	説明の理解		ときどきできる
				7 フ	過食、反すう等		希にある
				7 ヘ	憂鬱で悲観的		
				7 マ	対人面の不安緊張		
				7 ミ	意欲が乏しい		
				7 ム	話がまとまらない		
				7 メ	集中力が続かない		ある
				7 モ	自己の過大評価		
				7 ヤ	疑い深く拒否的		
				9-8	文字の視覚的認識		

3 中間評価項目得点表

麻痺拘縮	移動	複雑動作	特別介護	身の回り	意思疎通	行動
100.0	100.0	77.0	58.4	13.3	36.9	70.5

区分3 → 区分4 その3

(事例)

○60歳 男性 幻聴、てんかん発作あり。  
○2軸評価 精神症状4点、能力障害4点

判定結果:	プロセス I 区分3	プロセス II 区分3	2次判定 区分4
障害程度区分基準時間:	53.0分		

食事	排せつ	移動	清潔保持	間接	行動	機能訓練	医療関連
0.7分	8.7分	6.0分	14.0分	4.8分	2.6分	7.1分	9.1分

2 判定調査項目

A項目群		調査結果
<b>麻痺拘縮</b>		
1-1	麻痺(左-上肢)	ある
	麻痺(右-上肢)	
	麻痺(左-下肢)	ある
	麻痺(右-下肢)	
	麻痺(その他)	
1-2	拘縮(肩関節)	ある
	拘縮(肘関節)	
	拘縮(股関節)	
	拘縮(膝関節)	
	拘縮(足関節)	
<b>移動</b>		
2-1	寝返り	
2-2	起き上がり	つかまれば可
2-3	座位保持	自分で支えれば可
2-4	両足での立位	
2-5	歩行	つかまれば可
2-6	移乗	見守り等
2-7	移動	
<b>複雑動作</b>		
3-1	立ち上がり	つかまれば可
3-2	片足での立位	つかまれば可
3-3	洗身	一部介助
<b>特別介護</b>		
4-1ア.	じょくそう	
4-1イ.	皮膚疾患	
4-2	えん下	
4-3	食事摂取	
4-4	飲水	
4-5	排尿	見守り等
4-6	排便	見守り等
<b>身の回り</b>		
5-1ア.	口腔清潔	全介助
5-1イ.	洗顔	一部介助
5-1ウ.	整髪	一部介助
5-1エ.	つめ切り	全介助
5-2ア.	上衣の着脱	一部介助
5-2イ.	ズボン等の着脱	一部介助
5-3	薬の内服	全介助
5-4	金銭の管理	一部介助
5-5	電話の利用	
5-6	日常の意思決定	特別な場合以外可
<b>意思疎通</b>		
6-1	視力	
6-2	聴力	
6-3-ア	意思の伝達	ときどきできる
6-4-ア	指示への反応	
6-5ア.	毎日の日課を理解	
6-5イ.	生年月日をいう	
6-5ウ.	短期記憶	
6-5エ.	自分の名前をいう	
6-5オ.	今の季節を理解	
6-5カ.	場所の理解	

行動		調査結果
7ア	被害的	
7イ	作話	ときどきある
7ウ	幻視幻聴	
7エ	感情が不安定	
7オ	昼夜逆転	ときどきある
7カ	暴言暴行	
7キ	同じ話をする	
7ク	大声を出す	
7ケ	介護に抵抗	ときどきある
7コ	常時の徘徊	ときどきある
7サ	落ち着きなし	
7シ	外出して戻れない	ときどきある
7ス	1人で出たがる	ときどきある
7セ	収集癖	
7ソ	火の不始末	ときどきある
7タ	物や衣類を壊す	ときどきある
7チ	不潔行為	
7ツ	異食行動	
7テ	ひどい物忘れ	ときどきある
<b>特別な医療</b>		
8-1	点滴の管理	
8-2	中心静脈栄養	
8-3	透析	
8-4	ストマの処置	
8-5	酸素療法	
8-6	レスピレーター	
8-7	気管切開の処置	
8-8	疼痛の看護	
8-9	経管栄養	
8-10	モニター測定	
8-11	じょくそうの処置	
8-12	カテーテル	

B1項目群		調査結果
9-1	調理	全介助
9-2	食事の配下膳	全介助
9-3	掃除	全介助
9-4	洗濯	全介助
9-5	入浴の準備片付け	見守り、一部介助
9-6	買い物	見守り、一部介助
9-7	交通手段の利用	見守り、一部介助

B2項目群		調査結果
7ト	こだわり	
7ナ	多動・行動停止	希にある
7ニ	不安定な行動	
7ヌ	自ら叩く等の行為	
7ネ	他を叩く等の行為	
7ノ	興味等による行動	
7ハ	通常と違う声	
7ヒ	突発的行動	希にある
7ホ	反復的行動	

C項目群		調査結果
6-3-イ	独自の意思伝達	
6-4-イ	説明の理解	
7フ	過食、反すう等	
7ヘ	憂鬱で悲観的	ときどきある
7マ	対人面の不安緊張	
7ミ	意欲が乏しい	ときどきある
7ム	話がまとまらない	
7メ	集中力が続かない	ときどきある
7モ	自己の過大評価	
7ヤ	疑い深く拒否的	ときどきある
9-8	文字の視覚的認識	

3 中間評価項目得点表

麻痺拘縮	移動	複雑動作	特別介護	身の回り	意思疎通	行動
71.7	62.3	44.0	81.3	40.5	94.4	80.2

区分4 →区分5 その1

(事例)

○20歳 女性 肢体不自由・重度知的障害  
○行動障害あり。

判定結果:	プロセスⅠ 区分4	プロセスⅡ 区分4	2次判定 区分5
障害程度区分基準時間:	82.7分		

食事	排せつ	移動	清潔保持	間接	行動	機能訓練	医療関連
16.0分	12.4分	8.8分	14.0分	13.7分	5.0分	7.1分	5.7分

2 判定調査項目

A項目群			調査結果			行動			調査結果		
<b>麻痺拘縮</b>						7 ア	被害的				
1-1	麻痺(左-上肢)		あり			7 イ	作話				
	麻痺(右-上肢)					7 ウ	幻視幻聴				
	麻痺(左-下肢)					7 エ	感情が不安定			ときどきある	
	麻痺(右-下肢)		あり			7 オ	昼夜逆転			ときどきある	
	麻痺(その他)					7 カ	暴言暴行				
1-2	拘縮(肩関節)					7 キ	同じ話をする				
	拘縮(肘関節)					7 ク	大声を出す			ときどきある	
	拘縮(股関節)					7 ケ	介護に抵抗			ときどきある	
	拘縮(膝関節)					7 コ	常時の徘徊				
	拘縮(足関節)					7 サ	落ち着きなし			ときどきある	
	拘縮(その他)					7 シ	外出して戻れない			ある	
<b>移動</b>						7 ス	1人で出たがる				
2-1	寝返り					7 セ	収集癖				
2-2	起き上がり					7 ソ	火の不始末			ある	
2-3	座位保持					7 タ	物や衣類を壊す			ときどきある	
2-4	両足での立位					7 チ	不潔行為				
2-5	歩行					7 ツ	異食行動				
2-6	移乗					7 テ	ひどい物忘れ			ある	
2-7	移動			見守り等		<b>特別な医療</b>					
<b>複雑動作</b>						8-1	点滴の管理				
3-1	立ち上がり					8-2	中心静脈栄養				
3-2	片足での立位			できない		8-3	透析				
3-3	洗身			全介助		8-4	ストーマの処置				
<b>特別介護</b>						8-5	酸素療法				
4-1 ア.	じょくそう					8-6	レスピレーター				
4-1 イ.	皮膚疾患					8-7	気管切開の処置				
4-2	えん下					8-8	疼痛の看護				
4-3	食事摂取			一部介助		8-9	経管栄養				
4-4	飲水					8-10	モニター測定				
4-5	排尿					8-11	じょくそうの処置				
4-6	排便			一部介助		8-12	カテーテル				
<b>身の回り</b>						<b>B1項目群</b>					
5-1ア.	口腔清潔			全介助		9-1	調理			全介助	
5-1イ.	洗顔			全介助		9-2	食事の配下膳			見守り、一部介助	
5-1ウ.	整髪			全介助		9-3	掃除			全介助	
5-1エ.	つめ切り			全介助		9-4	洗濯			全介助	
5-2ア.	上衣の着脱			見守り等		9-5	入浴の準備片付け			全介助	
5-2イ.	ズボン等の着脱			見守り等		9-6	買い物			全介助	
5-3	薬の内服			全介助		9-7	交通手段の利用			全介助	
5-4	金銭の管理			全介助		<b>B2項目群</b>					
5-5	電話の利用			全介助		7 ト	こだわり			ある	
5-6	日常の意思決定			できない		7 ナ	多動・行動停止			希にある	
<b>意思疎通</b>						7 ニ	不安定な行動			希にある	
6-1	視力					7 ヌ	自ら叩く等の行為				
6-2	聴力					7 ネ	他を叩く等の行為			希にある	
6-3-ア	意思の伝達			ほとんど不可		7 ノ	興味等による行動				
6-4-ア	指示への反応					7 ハ	通常と違う声				
6-5ア.	毎日の日課を理解					7 ヒ	突発的行動				
6-5イ.	生年月日をいう			できない		7 ホ	反復的行動				
6-5ウ.	短期記憶					<b>C項目群</b>					
6-5エ.	自分の名前をいう					6-3-イ	独自の意思伝達				
6-5オ.	今の季節を理解			できない		6-4-イ	説明の理解				
6-5カ.	場所の理解					7 フ	過食、反すう等				
<b>3 中間評価項目得点表</b>						7 ヘ	憂鬱で悲観的			ときどきある	
麻痺拘縮	移動	複雑動作	特別介護	身の回り	意思疎通	7 マ	対人面の不安緊張				
87.5	90.8	45.3	75.7	10.8	75.7	7 ミ	意欲が乏しい				
						7 ム	話がまとまらない			ある	
						7 メ	集中力が続かない				
						7 モ	自己の過大評価				
						7 ヤ	疑い深く拒否的				
						9-8	文字の視覚的認識				



区分5 → 区分6 その1

(事例)

○25歳 女性 肢体不自由  
○両上下肢の不随意運動が強い。不安傾向があるため服薬中。

	プロセスⅠ	プロセスⅡ	2次判定
<b>判定結果:</b>	<b>区分5</b>	<b>区分5</b>	<b>区分6</b>
障害程度区分基準時間:	100.7分		

食事	排せつ	移動	清潔保持	間接	行動	機能訓練	医療関連
5.7分	19.8分	29.5分	23.3分	13.2分	0.1分	2.5分	6.6分

2 判定調査項目

A項目群		調査結果		行動		調査結果	
<b>麻痺拘縮</b>				<b>7 ア</b> 被害的			
1-1	麻痺(左-上肢)		ある	7 イ	作話		
	麻痺(右-上肢)		ある	7 ウ	幻視幻聴		ある
	麻痺(左-下肢)		ある	7 エ	感情が不安定		ある
	麻痺(右-下肢)		ある	7 オ	昼夜逆転		
	麻痺(その他)			7 カ	暴言暴行		
1-2	拘縮(肩関節)			7 キ	同じ話をする		
	拘縮(肘関節)			7 ク	大声を出す		
	拘縮(股関節)		ある	7 ケ	介護に抵抗		ときどきある
	拘縮(膝関節)			7 コ	常時の徘徊		
	拘縮(足関節)			7 サ	落ち着きなし		
	拘縮(その他)			7 シ	外出して戻れない		
<b>移動</b>				7 ス	1人で出たがる		
2-1	寝返り		つかまれば可	7 セ	収集癖		
2-2	起き上がり		つかまれば可	7 ソ	火の不始末		
2-3	座位保持		支えが必要	7 タ	物や衣類を壊す		ある
2-4	両足での立位		支えが必要	7 チ	不潔行為		
2-5	歩行		できない	7 ツ	異食行動		
2-6	移乗		一部介助	7 テ	ひどい物忘れ		
2-7	移動		全介助	<b>特別な医療</b>			
<b>複雑動作</b>				8-1	点滴の管理		
3-1	立ち上がり		できない	8-2	中心静脈栄養		
3-2	片足での立位		できない	8-3	透析		
3-3	洗身		一部介助	8-4	ストーマの処置		
<b>特別介護</b>				8-5	酸素療法		
4-1 ア.	じょくそう			8-6	レスピレーター		
4-1 イ.	皮膚疾患		ある	8-7	気管切開の処置		
4-2	えん下			8-8	疼痛の看護		
4-3	食事摂取		一部介助	8-9	経管栄養		
4-4	飲水		見守り等	8-10	モニター測定		
4-5	排尿		全介助	8-11	じょくそうの処置		
4-6	排便		全介助	8-12	カテーテル		
<b>身の回り</b>				<b>B1項目群</b>			
5-1ア.	口腔清潔		一部介助	9-1	調理		全介助
5-1イ.	洗顔		一部介助	9-2	食事の配下膳		全介助
5-1ウ.	整髪		全介助	9-3	掃除		全介助
5-1エ.	つめ切り		全介助	9-4	洗濯		全介助
5-2ア.	上衣の着脱		一部介助	9-5	入浴の準備片付け		全介助
5-2イ.	ズボン等の着脱		全介助	9-6	買い物		全介助
5-3	薬の内服		一部介助	9-7	交通手段の利用		全介助
5-4	金銭の管理		一部介助	<b>B2項目群</b>			
5-5	電話の利用		一部介助	7 ト	こだわり		ある
5-6	日常の意思決定		特別な場合以外不可	7 ナ	多動・行動停止		
<b>意思疎通</b>				7 ニ	不安定な行動		ほぼ毎日
6-1	視力			7 ホ	自ら叩く等の行為		
6-2	聴力			7 ネ	他を叩く等の行為		
6-3-ア	意思の伝達		ときどきできる	7 ノ	興味等による行動		
6-4-ア	指示への反応			7 ハ	通常と違う声		希にある
6-5ア.	毎日の日課を理解			7 ヒ	突発的行動		
6-5イ.	生年月日をいう			7 ホ	反復的行動		
6-5ウ.	短期記憶			<b>C項目群</b>			
6-5エ.	自分の名前をいう			6-3-イ	独自の意思伝達		ときどきできる
6-5オ.	今の季節を理解		できない	6-4-イ	説明の理解		ときどきできる
6-5カ.	場所の理解			7 フ	過食、反すう等		
<b>3 中間評価項目得点表</b>				7 ヘ	憂鬱で悲観的		希にある
麻痺拘縮	移動	複雑動作	特別介護	7 マ	対人面の不安緊張		
51.9	13.7	28.9	47.9	7 ミ	意欲が乏しい		
				7 ム	話がまとまらない		
				7 メ	集中力が続かない		ときどきある
				7 モ	自己の過大評価		
				7 ヤ	疑い深く拒否的		
				9-8	文字の視覚的認識		

区分5 →区分6 その2

(事例)

○20歳 女性 最重度知的障害  
 ○発語なく、うれしいことや悲しいことがあると「アー」、「ギャー」と言う。  
 ○怒ると、本を破る、自分の顔を叩く等の行動が30分程続く。

	プロセスⅠ	プロセスⅡ	2次判定
判定結果:	区分5	区分5	区分6
障害程度区分基準時間:	109.1分		

食事	排せつ	移動	清潔保持	間接	行動	機能訓練	医療関連
31.0分	23.9分	8.8分	17.1分	3.2分	20.3分	1.5分	3.3分

2 判定調査項目

A項目群		調査結果		行動		調査結果	
麻痺拘縮				7 ア	被害的		
1-1	麻痺(左-上肢)			7 イ	作話		
	麻痺(右-上肢)			7 ウ	幻視幻聴		
	麻痺(左-下肢)			7 エ	感情が不安定	ある	
	麻痺(右-下肢)			7 オ	昼夜逆転		
	麻痺(その他)			7 カ	暴言暴行	ある	
1-2	拘縮(肩関節)			7 キ	同じ話をする	ある	
	拘縮(肘関節)			7 ク	大声を出す	ある	
	拘縮(股関節)			7 ケ	介護に抵抗	ある	
	拘縮(膝関節)	ある		7 コ	常時の徘徊		
	拘縮(足関節)			7 サ	落ち着きなし	ある	
拘縮(その他)			7 シ	外出して戻れない	ある		
移動				7 ス	1人で出たがる	ある	
2-1	寝返り			7 セ	収集癖		
2-2	起き上がり			7 ソ	火の不始末	ある	
2-3	座位保持			7 タ	物や衣類を壊す	ある	
2-4	両足での立位			7 チ	不潔行為	ある	
2-5	歩行			7 ツ	異食行動	ある	
2-6	移乗			7 テ	ひどい物忘れ	ある	
2-7	移動			特別な医療			
複雑動作				8-1	点滴の管理		
3-1	立ち上がり			8-2	中心静脈栄養		
3-2	片足での立位	支えが必要		8-3	透析		
3-3	洗身	全介助		8-4	ストーマの処置		
特別介護				8-5	酸素療法		
4-1 ア.	じょくそう			8-6	レスピレーター		
4-1 イ.	皮膚疾患			8-7	気管切開の処置		
4-2	えん下	見守り等		8-8	疼痛の看護		
4-3	食事摂取	全介助		8-9	経管栄養		
4-4	飲水			8-10	モニター測定		
4-5	排尿	一部介助		8-11	じょくそうの処置		
4-6	排便	一部介助		8-12	カテーテル		
身の回り				B1項目群			
5-1ア.	口腔清潔	全介助		9-1	調理	全介助	
5-1イ.	洗顔	全介助		9-2	食事の配下膳	全介助	
5-1ウ.	整髪	全介助		9-3	掃除	全介助	
5-1エ.	つめ切り	全介助		9-4	洗濯	全介助	
5-2ア.	上衣の着脱	全介助		9-5	入浴の準備片付け	全介助	
5-2イ.	ズボン等の着脱	全介助		9-6	買い物	全介助	
5-3	薬の内服	全介助		9-7	交通手段の利用	全介助	
5-4	金銭の管理	全介助		B2項目群			
5-5	電話の利用	全介助		7 ト	こだわり	ある	
5-6	日常の意思決定	できない		7 ナ	多動・行動停止	ほぼ毎日	
意思疎通				7 ニ	不安定な行動	希にある	
6-1	視力			7 ハ	自ら叩く等の行為	ほぼ毎日	
6-2	聴力			7 ネ	他を叩く等の行為		
6-3-ア	意思の伝達			7 ノ	興味等による行動		
6-4-ア	指示への反応			7 ハ	通常と違う声	日に頻回	
6-5ア.	毎日の日課を理解			7 ヒ	突発的行動		
6-5イ.	生年月日をいう	できない		7 ホ	反復的行動		
6-5ウ.	短期記憶	できない		C項目群			
6-5エ.	自分の名前をいう	できない		6-3-イ	独自の意思伝達		
6-5オ.	今の季節を理解	できない		6-4-イ	説明の理解	ときどきできる	
6-5カ.	場所の理解	できない		7 フ	過食、反すう等	ほぼ毎日	

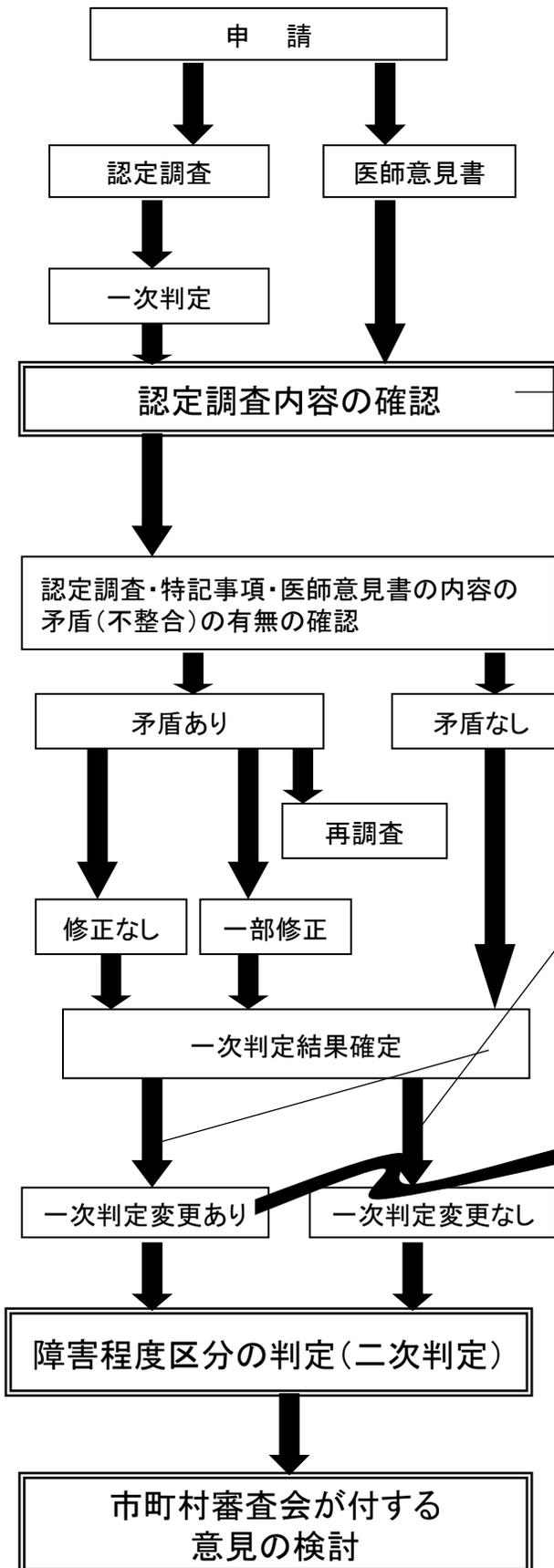
3 中間評価項目得点表

麻痺拘縮	移動	複雑動作	特別介護	身の回り	意思疎通	行動
89.5	100.0	51.3	45.7	0.0	60.7	32.0

7 マ	対人面の不安緊張	
7 ミ	意欲が乏しい	
7 ム	話がまとまらない	
7 メ	集中力が続かない	
7 モ	自己の過大評価	
7 ヤ	疑い深く拒否的	
9-8	文字の視覚的認識	

## 検討過程

## 審査資料、参考指標



## 審査資料

認定調査・特記事項・医師意見書

## 審査資料

一次判定結果・特記事項・医師意見書

特記事項・医師意見書・B項目群・C項目群(※)

で検討し、変更が考慮されれば検証

## 参考指標

- ・基準時間の行為の区分毎の時間
- ・区分変更の例

(※)項目群で検討する場合の留意点  
既にB項目群は一次判定において評価されていることから、以下の場合についての変更は不可

- ①B1項目群の項目のチェック状況のみでの変更
- ②79項目の一次判定(プロセスI)で非該当の者の場合、B1、B2項目群の項目のチェック状況のみでの変更

障害者自立支援法（抜粋）

(定義)

第四条

第4項 この法律において「障害程度区分」とは、障害者等に対する障害福祉サービスの必要性を明らかにするため当該障害者等の心身の状態を総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分をいう。

(市町村審査会)

第十五条 第二十六条第二項に規定する審査判定業務を行わせるため、市町村に第十九条第一項に規定する介護給付費等の支給に関する審査会（以下「市町村審査会」という。）を置く。

(委員)

第十六条 市町村審査会の委員の定数は、政令で定める基準に従い条例で定める数とする。

2 委員は、障害者等の保健又は福祉に関する学識経験を有する者のうちから、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が任命する。

(共同設置の支援)

第十七条 都道府県は、市町村審査会について地方自治法第二百五十二条の七第一項の規定による共同設置をしようとする市町村の求めに応じ、市町村相互間における必要な調整を行うことができる。

2 都道府県は、市町村審査会を共同設置した市町村に対し、その円滑な運営が確保されるように必要な技術的な助言その他の援助をすることができる。

(政令への委任)

第十八条 この法律に定めるもののほか、市町村審査会に関し必要な事項は、政令で定める。

(介護給付費等の支給決定)

第十九条 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費（以下「介護給付費等」という。）の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、市町村の介護給付費等を支給する旨の決定（以下「支給決定」という。）を受けなければならない。

2 支給決定は、障害者又は障害児の保護者の居住地の市町村が行うものとする。

ただし、障害者又は障害児の保護者が居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、その障害者又は障害児の保護者の所在地の市町村が行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により介護給付費等の支給を受けて又は身体障害者福祉法第十八条第二項若しくは知的障害者福祉法第十六条第一項の規定により入所措置が採られて障害者支援施設、のぞみの園又は第五条第一項若しくは第五項の厚生労働省令で定める施設に入所している障害者及び生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十条第一項ただし書の規定により入所している障害者（以下この項において「特定施設入

所障害者」と総称する。)については、その者が障害者支援施設、のぞみの園、第五条第一項若しくは第五項の厚生労働省令で定める施設又は同法第三十条第一項ただし書に規定する施設(以下「特定施設」という。)への入所前に有した居住地(継続して二以上の特定施設に入所している特定施設入所障害者(以下この項において「継続入所障害者」という。))については、最初に入所した特定施設への入所前に有した居住地)の市町村が、支給決定を行うものとする。ただし、特定施設への入所前に居住地を有しないか、又は明らかでなかった特定施設入所障害者については、入所前におけるその者の所在地(継続入所障害者については、最初に入所した特定施設の入所前に有した所在地)の市町村が、支給決定を行うものとする。

- 4 前項の規定の適用を受ける障害者が入所している特定施設は、当該特定施設の所在する市町村及び当該障害者に対し支給決定を行う市町村に、必要な協力をしなければならない。

#### (申請)

第二十条 支給決定を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に申請をしなければならない。

- 2 市町村は、前項の申請があったときは、次条第一項及び第二十二條第一項の規定により障害程度区分の認定及び同項に規定する支給要否決定を行うため、厚生労働省令で定めるところにより、当該職員をして、当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者に面接をさせ、その心身の状況、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項について調査をさせるものとする。この場合において、市町村は、当該調査を第三十二條第一項に規定する指定相談支援事業者その他の厚生労働省令で定める者(以下この条において「指定相談支援事業者等」という。)に委託することができる。
- 3 前項後段の規定により委託を受けた指定相談支援事業者等は、障害者等の保健又は福祉に関する専門的知識及び技術を有するものとして厚生労働省令で定める者に当該委託に係る調査を行わせるものとする。
- 4 第二項後段の規定により委託を受けた指定相談支援事業者等の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。)若しくは前項の厚生労働省令で定める者又はこれらの職にあった者は、正当な理由なしに、当該委託業務に関して知り得た個人の秘密を漏らしはならない。
- 5 第二項後段の規定により委託を受けた指定相談支援事業者等の役員又は第三項の厚生労働省令で定める者で、当該委託業務に従事するものは、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
- 6 第二項の場合において、市町村は、当該障害者等又は障害児の保護者が遠隔の地に居住地又は現在地を有するときは、当該調査を他の市町村に囑託することができる。

#### (障害程度区分の認定)

第二十一条 市町村は、前条第一項の申請があったときは、政令で定めるところにより、市町村審査会が行う当該申請に係る障害者等の障害程度区分に関する審査及び判定の結果に基づき、障害程度

区分の認定を行うものとする。

- 2 市町村審査会は、前項の審査及び判定を行うに当たって必要があると認めるときは、当該審査及び判定に係る障害者等、その家族、医師その他の関係者の意見を聴くことができる。

(支給要否決定等)

第二十二條 市町村は、第二十条第一項の申請に係る障害者等の障害程度区分、当該障害者等の介護を行う者の状況、当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して介護給付費等の支給の要否の決定（以下この条及び第二十七条において「支給要否決定」という。）を行うものとする。

- 2 市町村は、支給要否決定を行うに当たって必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村審査会又は身体障害者福祉法第九条第六項に規定する身体障害者更生相談所（第七十四条及び第七十六条第三項において「身体障害者更生相談所」という。）、知的障害者福祉法第九条第五項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター若しくは児童相談所（以下「身体障害者更生相談所等」と総称する。）その他厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる。
- 3 市町村審査会、身体障害者更生相談所等又は前項の厚生労働省令で定める機関は、同項の意見を述べるに当たって必要があると認めるときは、当該支給要否決定に係る障害者等、その家族、医師その他の関係者の意見を聴くことができる。
- 4 市町村は、支給決定を行う場合には、障害福祉サービスの種類ごとに月を単位として厚生労働省令で定める期間において介護給付費等を支給する障害福祉サービスの量（以下「支給量」という。）を定めなければならない。
- 5 市町村は、支給決定を行ったときは、当該支給決定障害者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、支給量その他の厚生労働省令で定める事項を記載した障害福祉サービス受給者証（以下「受給者証」という。）を交付しなければならない。

(支給決定の有効期間)

第二十三條 支給決定は、厚生労働省令で定める期間（以下「支給決定の有効期間」という。）内に限り、その効力を有する。

(支給決定の変更)

第二十四條 支給決定障害者等は、現に受けている支給決定に係る障害福祉サービスの種類、支給量その他の厚生労働省令で定める事項を変更する必要があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、当該支給決定の変更の申請をすることができる。

- 2 市町村は、前項の申請又は職権により、第二十二條第一項の厚生労働省令で定める事項を勘案し、支給決定障害者等につき、必要があると認めるときは、支給決定の変更の決定を行うことができる。この場合において、市町村は、当該決定に係る支給決定障害者等に対し受給者証の提出を求めるものとする。
- 3 第十九條（第一項を除く。）、第二十条（第一項を除く。）及び第二十二條（第一項を除く。）の規定は、前項の支給決定の変更の決定について準用する。この場合において、必要な技術的読替

えは、政令で定める。

- 4 市町村は、第二項の支給決定の変更の決定を行うに当たり、必要があると認めるときは、障害程度区分の変更の認定を行うことができる。
- 5 第二十一条の規定は、前項の障害程度区分の変更の認定について準用する。  
この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 6 市町村は、第二項の支給決定の変更の決定を行った場合には、受給者証に当該決定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。  
用する場合においては、これらの規定中「市町村審査会」とあるのは、「都道府県審査会」とする。

(政令への委任)

第二十七条 この款に定めるもののほか、障害程度区分に関する審査及び判定、支給決定、支給要否決定、受給者証、支給決定の変更の決定並びに支給決定の取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

○ 障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）

（市町村審査会の委員の定数の基準）

第四条 法第十六条第一項に規定する市町村審査会（以下「市町村審査会」という。）の委員の定数に係る同項に規定する政令で定める基準は、市町村審査会の障害程度区分の審査及び判定の件数その他の事情を勘案して、各市町村（特別区を含む。以下同じ。）が必要と認める数の第八条第一項に規定する合議体を市町村審査会に設置することができる数であることとする。

（委員の任期）

第五条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長）

第六条 市町村審査会に会長一人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、市町村審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第七条 市町村審査会は、会長が招集する。

2 市町村審査会は、会長及び過半数の委員の出席がなければ、これを開き、議決をすることができない。

3 市町村審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（合議体）

第八条 市町村審査会は、委員のうちから会長が指名する者をもって構成する合議体（以下この条において「合議体」という。）で、審査判定業務（法第二十六条第二項に規定する審査判定業務をいう。）を取り扱う。

2 合議体に長を一人置き、当該合議体を構成する委員の互選によってこれを定める。

3 合議体を構成する委員の定数は、五人を標準として市町村が定める数とする。

4 合議体は、これを構成する委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

5 合議体の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、長の決するところによる。

6 市町村審査会において別段の定めをした場合のほかは、合議体の議決をもって市町村審査会の議決とする。

（都道府県審査会に関する準用）

第九条 第四条から前条までの規定は、法第二十六条第二項に規定する都道府県審査会について準用する。

この場合において、第四条中「各市町村（特別区を含む。以下同じ。）」とあるのは「各都道府県」と、前条第三項中「市町村」とあるのは「都道府県」と読み替えるものとする。

（障害程度区分の認定手続）

第十条 市町村は、介護給付費及び特例介護給付費の支給決定（法第十九条第一項に規定する支給決定をいう。以下同じ。）を受けようとする障害者から法第二十条第一項の申請があったときは、同条第二項の調査（同条第六項の規定により嘱託された場合にあっては、当該嘱託に係る調査を含む。）の結果その他厚生労働省令で定める事項を市町村審査会に通知し、当該障害者について、その該当する障害程度区分に関し審査及び判定を求めるものとする。

- 2 市町村審査会は、前項の規定により審査及び判定を求められたときは、厚生労働大臣が定める基準に従い、当該審査及び判定に係る障害者について、障害程度区分に関する審査及び判定を行い、その結果を市町村に通知するものとする。
- 3 市町村は、前項の規定により通知された市町村審査会の審査及び判定の結果に基づき、障害程度区分の認定をしたときは、その結果を当該認定に係る障害者に通知しなければならない。  
(支給決定の変更の決定に関する読替え)

第十一条 法第二十四条第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十条第二項	前項の申請があったときは、次条第一項及び第二十二条第一項の規定により障害程度区分の認定及び同項に規定する支給要否決定を行うため	第二十四条第二項の支給決定の変更の決定（同条第四項の障害程度区分の変更の認定を含む。）のために必要があると認めるときは
	当該申請	当該決定
第二十二条第五項	交付し	返還し

(障害程度区分の変更の認定に関する読替え)

第十二条 法第二十四条第五項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十一条第一項	前条第一項の申請があった	第二十四条第二項の支給決定の変更の決定を行うに当たり、必要があると認める
	当該申請	当該決定

(準用)

第十三条 第十条の規定は、法第二十四条第四項の障害程度区分の変更の認定について準用する。この場合において、第十条第一項中「受けようとする障害者から法第二十条第一項の申請があった」とあるのは「受けた障害者につき、法第二十四条第二項の支給決定の変更の決定を行うに当たり、必要があると認める」と、「同条第二項の調査」とあるのは「同条第三項において準用する法第二十条第二項の調査」と、「同条第六項」とあるのは「法第二十四条第三項において準用する法第二十条第六項」と読み替えるものとする。

(支給決定を取り消す場合)

第十四条 法第二十五条第一項第四号の政令で定めるときは、支給決定障害者等（法第五条第十七項第二号に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。）が法第二十条第一項の規定又は第二十四条第一項の規定による申請に関し虚偽の申請をしたときとする。

○ 障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）

（支給決定の申請）

第七条 法第二十条第一項の規定に基づき支給決定（法第十九条第一項に規定する支給決定をいう。以下同じ。）の申請をしようとする障害者又は障害児の保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村（特別区を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。

- 一 当該申請を行う障害者又は障害児の保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先
  - 二 当該申請に係る障害者等が障害児である場合においては、当該障害児の氏名、生年月日及び当該障害児の保護者との続柄
  - 三 当該申請に係る障害者等に関する介護給付費等（法第十九条第一項に規定する介護給付費等をいう。第十二条第三号及び第十七条第三号において同じ。）の受給の状況
  - 四 当該申請に係る障害者に関する施設訓練等支援費（身体障害者福祉法第十七条の十第一項又は知的障害者福祉法第十五条の十一第一項に規定する施設訓練等支援費をいう。第十二条第四号及び第十七条第四号において同じ。）の受給の状況
  - 五 当該申請に係る障害児が現に児童福祉法第四十二条に規定する知的障害児施設、同法第四十三条に規定する知的障害児通園施設、同法第四十三条の二に規定する盲ろうあ児施設、同法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設又は同法第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設を利用している場合には、その利用の状況
  - 六 当該申請に係る障害者等が現に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十条の二第一項に規定する精神障害者社会復帰施設を利用している場合には、その利用の状況
  - 七 当該申請に係る障害者が現に介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による保険給付に係る居宅サービス（同法第八条第一項に規定する居宅サービスをいい、同条第二項に規定する訪問介護、同条第七項に規定する通所介護及び同条第九項に規定する短期入所生活介護に限る。第十二条第七号及び第十七条第七号において同じ。）を利用している場合には、その利用の状況
  - 八 当該申請に係る障害福祉サービスの具体的内容
  - 九 主治の医師があるときは、当該医師の氏名並びに当該医師が現に病院若しくは診療所を開設し、若しくは管理し、又は病院若しくは診療所に勤務するものであるときは当該病院又は診療所の名称及び所在地
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。
- 一 負担上限月額（障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号。以下「令」という。）第十七条第一項に規定する負担上限月額をいう。以下この節において同じ。）の算定のために必要な事項に関する書類
  - 二 当該申請を行う障害者又は障害児の保護者が現に支給決定を受けている場合には、当該支給決定に係る受給者証（法第二十二條第五項に規定する受給者証をいう。以下同じ。）
  - 三 介護給付費及び特例介護給付費の支給決定に係る申請をしようとする障害者にあつては、医師の診断書

(法第二十条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項)

第八条 法第二十条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 法第二十条第一項の申請に係る障害者等の介護を行う者の状況
- 二 当該障害者等に関する保健医療サービス又は福祉サービス等（前条第一項第三号から第七号までに掲げるものに係るものを除く。）の利用の状況
- 三 当該障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向の具体的内容  
(法第二十条第二項に規定する厚生労働省令で定める者)

第九条 法第二十条第二項に規定する厚生労働省令で定める者は、次の各号に定める者とする。

- 一 児童福祉法第六条の二第一項に規定する障害児相談支援事業を行っている者
- 二 身体障害者福祉法第四条の二第一項に規定する身体障害者相談支援事業を行っている者
- 三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十条の二第六項に規定する精神障害者地域生活支援センターの設置者
- 四 知的障害者福祉法第四条に規定する知的障害者相談支援事業を行っている者
- 五 介護保険法第二十四条の二第一項に規定する指定市町村事務受託法人
- 六 介護保険法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者  
(法第二十条第三項に規定する厚生労働省令で定める者)

第十条 法第二十条第三項に規定する厚生労働省令で定める者は、厚生労働大臣が定める研修を修了した者とする。

(令第十条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項)

第十一条 令第十条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、介護給付費及び特例介護給付費の支給決定を受けようとする障害者に係る医師の診断の結果とする。

(法第二十二条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項)

第十二条 法第二十二条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 法第二十条第一項の申請に係る障害者等の障害程度区分又は障害の種類及び程度その他の心身の状況
- 二 当該申請に係る障害者等の介護を行う者の状況
- 三 当該申請に係る障害者等に関する介護給付費等の受給の状況
- 四 当該申請に係る障害者の施設訓練等支援費の受給の状況
- 五 当該申請に係る障害児が現に児童福祉法第四十二条に規定する知的障害児施設、同法第四十三条に規定する知的障害児通園施設、同法第四十三条の二に規定する盲ろうあ児施設、同法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設又は同法第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設を利用している場合には、その利用の状況
- 六 当該申請に係る障害者等が現に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十条の二第一項に規定する精神障害者社会復帰施設を利用している場合には、その利用の状況
- 七 当該申請に係る障害者が現に介護保険法の規定による保険給付に係る居宅サービスを利用している場合には、その利用の状況
- 八 当該申請に係る障害者等に関する保健医療サービス又は福祉サービス等（第三号から前号までに掲げるものに係るものを除く。）の利用の状況

九 当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向の具体的内容

十 当該申請に係る障害者等の置かれている環境

十一 当該申請に係る障害福祉サービスの提供体制の整備の状況

(法第二十二条第四項に規定する厚生労働省令で定める期間)

第十三条 法第二十二条第四項に規定する厚生労働省令で定める期間は、一月間とする。

(法第二十二条第五項に規定する厚生労働省令で定める事項)

第十四条 法第二十二条第五項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 支給決定障害者等(法第五条第十七項第二号に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。)

の氏名、居住地及び生年月日

二 当該支給決定に係る障害者等が障害児である場合においては、当該障害児の氏名及び生年月日

三 交付の年月日及び受給者証番号

四 支給量(法第二十二条第四項に規定する支給量をいう。第十六条及び第十九条第二項において同じ。)

五 支給決定の有効期間(法第二十三条に規定する支給決定の有効期間をいう。)

六 障害程度区分

七 負担上限月額に関する事項

八 その他必要な事項

(法第二十三条に規定する厚生労働省令で定める期間)

第十五条 法第二十三条に規定する厚生労働省令で定める期間は、支給決定を行った日から平成十八年九月三十日までの期間とする。

(法第二十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項)

第十六条 法第二十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、支給量とする。

(支給決定の変更の申請)

第十七条 法第二十四条第一項の規定に基づき支給決定の変更の申請をしようとする支給決定障害者等は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 当該申請を行う支給決定障害者等の氏名、居住地、生年月日及び連絡先

二 当該申請に係る障害者等が障害児である場合においては、当該障害児の氏名、生年月日及び支給決定障害者等との続柄

三 当該申請に係る障害者等に関する介護給付費等の受給の状況

四 当該申請に係る障害者に関する施設訓練等支援費の受給の状況

五 当該申請に係る障害児が現に児童福祉法第四十二条に規定する知的障害児施設、同法第四十三条に規定する知的障害児通園施設、同法第四十三条の二に規定する盲ろうあ児施設、同法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設又は同法第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設を利用している場合には、その利用の状況

六 当該申請に係る障害者等が現に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十条の二第一項に規定する精神障害者社会復帰施設を利用している場合には、その利用の状況

七 当該申請に係る障害者が現に介護保険法の規定による保険給付に係る居宅サービスを利用している場合には、その利用の状況

- 八 当該申請に係る障害福祉サービスの具体的内容
- 九 心身の状況の変化その他の当該申請を行う原因となった事由
- 十 その他必要な事項

(支給決定の変更の決定により受給者証の提出を求める場合の手続)

第十八条 市町村は、法第二十四条第二項の規定に基づき支給決定の変更の決定を行ったときは、次の各号に掲げる事項を書面により支給決定障害者等に通知し、受給者証の提出を求めるものとする。

- 一 法第二十四条第二項の規定により支給決定の変更の決定を行った旨
- 二 受給者証を提出する必要がある旨
- 三 受給者証の提出先及び提出期限

2 前項の支給決定障害者等の受給者証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要しない。

(準用)

第十九条 第八条及び第九条の規定は、法第二十四条第三項において準用する法第二十条第二項の調査について準用する。この場合において、第八条第一号中「法第二十条第一項」とあるのは、「法第二十四条第一項」と読み替えるものとする。

2 第十条の規定は法第二十四条第三項において準用する法第二十条第三項の調査について、第十一条の規定は令第十三条において準用する令第十条第一項の市町村審査会に対する通知について、第十三条の規定は法第二十四条第三項において準用する法第二十二条第四項の支給量について、第十四条（第四号及び第六号に限る。）の規定は法第二十四条第三項において準用する法第二十二条第五項の受給者証の交付について準用する。